



徹底追求。

東海道線の煉瓦。

附。



by  
n  
a  
g  
a  
j  
i  
s

# 東洋組始末一班。

## ■はじめに

予定を変更して**東洋組**のことを書く。本編のどこかで「いつか書く」と言っていたものである。本当のことを言うとそのまま有耶無耶にしてしまおうかと思っていたのだけれど、つい最近、ネットであるページを見つけてから気が変わった。早く書き纏めておかなければという危機感？を持つようになった。その辺りのことから書き始めることにする。

2024年3月現在、Googleで「**齋藤実堯**」という人名を検索すると、コトバンクの**このページ**が最上位に現れる。齋藤<sup>さねたか</sup>実堯は東洋組を創始した技術者の名前である。もっと以前、齋藤のことを調べ始めた時にもコトバンクがトップだったように記憶するのだが、その頃書かれていた内容と今の内容が違うように思えたのが小さな出発点だった。参考のために引用しておくが、そして先にお断りしておくが、この記述は真つ赤な嘘である。

？―？ 明治時代の窯業家。

明治30年（1897）ごろ森村市左衛門の創設した森村組（のちの日本陶器）からヨーロッパの工場見学に派遣され、帰国後、洋風磁器の製造に従事した。

森村組や日本陶器は、今なら「ノリタケカンパニー」と呼んだほうが通りがいいだろう。日本を代表する陶磁器産業会社のひとつである。私はたまたま、実堯の略伝やノリタケカンパニーの社史に準じる本を読んだ直後だったので、右の記述が誤りであることに気づけたけれども——後に紹介する『日本陶器輸出業秘史』には右引用とは真逆のことが書かれている——、何も知らない人がネットで実堯のことを

調べた時、検索結果最上位に出てくるこの情報を鵜呑みにしてしまうだろうことは容易に想像される。

そんなデタラメがなぜ出てきたのか興味が湧き、さらに検索結果を掘り下げていくと、いかにもよくまとめられている風の人名データベースに行き当たった。そこに書かれている内容はコトバンク情報のとおりで、いかにもこれを要約したのがコトバンク記述と見えてしまうのだが……その元情報？があらゆる点で怪しいのだった。サイトのURLは何故か地方の大型百貨店らしいものだし（該店舗はいまも存在するが2022年9月に改名している）、サイト内の画像は記事とは無関係なイメージ画像の羅列で、しかもじっくり読んでいくと前半後半で内容が異なっていたりする。同じ人物が同じ頃に2カ所に偏在して全く違うことをしていることになっているのである。文章それ自体は破綻していないので「ふんふんそうか」と読めてしまうのだが、それ故にかえって、矛盾に気づかされた時の背筋の寒さが半端ない。

要するに、アクセス数稼ぎのため、今流行りの人工知能技術を使って作られたらしいページなのだった。その虚構をコトバンクが取り込んで尤もらしく見せているのか、あるいは件のサイトがコトバンクの記述をクローリングして情報を膨らませているのか知らないが、挽肉におからを混ぜて嵩増ししているか、おから入りであることを知らせずに客に提供しているかの違いがあるだけで、客たる一般人は肉ではない別のものを肉の如くに食べさせられている現状に変わりはないのだった。（慌ててお断りしておくがおからという食材がいけないというつもりは毛頭ない。ただの例えである）

ネットにある情報が正しいとは限らないし、そう思わないよう心がけつつORJを作ってきたつもりでいる——そうやって作ったORJをネットで公開している矛盾はひとまず棚に上げておく——。この文章を読んでいる皆さんもそのように学んできたことだろうと思

う。けれども、そう理解しているつもりの方が、一瞬でも記述を信じそうになったことに腹立たしさを感じ、嘘を真のごとくに撒き散らしている存在に嫌悪感を感じたりもした。古えの地誌編纂に生涯を捧げた人々もきつとそんな憤りからその道に殉じるようになったものと思う。誤った情報や不正確な口伝を正すために汗牛充棟の書物と戦ってその上澄みを濾し取ったものと思う。そうした苦勞のお陰で私は過去を知ることができている。感謝しなければならぬし、できればその姿勢に倣っていきたいと思っている。だから余計に、件のような情報の存在に苛立ちを覚えたりするのだろう。

(だからといって、過去に書かれた書籍が絶対に正しいのだと言うつもりもない。むしろ書籍こそ疑わなければと思っている。冒頭で取り上げたコトバンクの齋藤実堯の記述も、元を質せば講談社が刊行した『日本人名大事典』という書籍から引用したものであった——それを確かめるためにわざわざ大阪市立図書館まで足を運んだのだ。2001年に発行されたこの本にコトバンク記述と寸分違わない記述がある。しかしその記述が何を典拠として書かれたものかは知り得なかった——。齋藤実堯や東洋組のことを深掘りするようになったのも、種々資料に書かれていることがことごとく齟齬そごを起こして、実像がはつきりしないことに気づかされたからだ。信頼を置くべき市町村史でさえもそうであることは、後ほど実例を示すことになるだろう)

そうしたことが今回の記事に繋がっていくわけだけでも、そこまでの間にもう2、3の段階がある。今回の件は、嘘情報を元にした第二第三の嘘情報が（おそらくAIを使って、作り放題に）再生産されているという点において、さらにたちの悪いものになっている点に問題がある。これくらい世間の人々の興味を引かない情報、人口に膾炙かいしゃしない事柄のほうが誤りが訂正される可能性は低い。今の状況が是正

されないまま続いたとしたらどうなるだろうと想像し、その想像に慄然としたことが今回の動機の根幹になっている。

AIは情報の正否を判断してアウトプットをしているわけではない。ある問いとその答えの組み合わせを大量に蓄えていて、その情報の中で最も多く使われている表現や文字列を判断し、それらしく整形して出力しているだけである。そこに食わせる元情報が間違っていれば出力は当然間違ったものになる。それを使って適当を撒き散らしていれば、嘘と見抜くことができなかった者によって——真実かどうかなんてどうでもいいという輩も多かろう——引用なりRe:なりがなされることだろうし、それがまた第二第三の学習データとしてクローラされればますます多数決を支配する情報になってゆくだろう。そうして間違った情報が世の中の大多数を占めるような事態になってしまった暁には、これが一番恐ろしいことだと思っただが、「**その間違った情報が真実になってしまう**」。

私たちが「真実」と思っていることは、要するに、世の中の大多数が「正しい」と思っていることをそう刷り込まれているに過ぎない。「常識とは何か」を考えてもいい。社会通念上普通の考え、誰もが知っている事をば常識と呼ぶことになっている。自分以外の大多数が正しいと認めたことだから正しいことであって、また常識として押し付けられもするわけである。本稿テーマに沿っていえば、齋藤実堯が森村組の発展に寄与した人物だという誤情報がネット社会に拡散しつつある現状があり、放っておけば確実に大多数となって、それが社会の常識になるだろうという見通しが立ってしまうわけである。

情報伝達のスピードが遅かった昔ならば、誰かが異議を唱え、訂正されて御の字に終わることも多かったろう。けれども今はほとんどタイムラグなしで伝播するうえ、情報処理技術の急速な発展によって情報生産のスピードまで上がり始めた。やがて手に負えなくなることは

自明で、そうなる前に何とかしなければならぬのではないかと焦っているわけである。自分が齋藤実堯について知り得たことや、彼が手掛けた東洋組のことについて、書いて残しておかなければ、自分の信じたことのほうが嘘になってしまうのではないかと焦っているわけである。

もちろん、自分一人が孤軍奮闘したところで何の足止めにもならないだろう。自分の考え、信じたことが、社会常識を凌駕する正しさだとは毛頭も思っていない。むしろ逆。自分以外の誰かに真実を主張するためを書くのではなく、そんなことをしても何の効果もない世の中において、自分自身の拠って立つ場所を築くためにこれを書くことにした。大多数の意見を聞かされても信念が揺るがないように。正しいと思うことをいつまでも正しいと信じていられるように。常識への服従を強いるこの社会の中で、常識を疑う社会不適合者が生き延びるためには、そうやって自ら立つ瀬や取り付く島を造り出すほかない。ここまでORJを続けてこれたのも結局のところ右記したような思いで書いてきたからだと思っている。

話がだいぶ大仰なことになった。要するにネット情報がクソだから書くことにしたのでと理解していただければ大同小異である。

故にできるだけ多くの資料に当たり、それらを比較検討することを中心がけた。当たる資料も可能な限り高次のソースを求めている。情報の典拠も明示しておくので興味があれば検証してみていただきたい。ただし、それだけでは東洋組の実像を明らかにすることはできなかつたから、ソースを根拠にして私なりの推測を加えたところも多々ある、

というより大半はそんな推測に拠っていると思う。その部分はどうか眉唾を上塗りして読んでいたきたい。断言する自信がなければ書くなど言われそうだが、当時をこの目で見てきたわけではないし、史実は一つで不変としてもその解釈は人それぞれ違うだろう。あくまで個人の解釈だと思つて読んでいただければと思う（歴史上の出来事をも見えてきたかのように書ける歴史家や歴史小説家はどうしてそれができるのだろうかと羨ましくなる）。

話の流れとしては、まず既存の資料を用いて齋藤実堯の生涯を概観し、その中でも特に顕著な業績で、私の興味にも関わってくる東洋組という組織について深掘りしていく。東洋組は士族授産事業として始められ、県内各地に分局が設けられたこともあつて、東洋組について触れた地誌は数多い。けれどもごく一部を除いてはその事績を表層的になぞっただけだったり明らかな誤謬を含んだものばかりである。それらを突き合わせながら記述の最大公約数を取っていくような形になる。そしてその記述を愛知県蔵の公文書や操業当時を記録した文書を使つて補っていく。東洋組の掘り下げについては基本的に時系列に沿っていくつもりである。

そうして最後に、東洋組やその後継会社が製造した煉瓦とその刻印を総括する。そもそも東洋組のことを深掘りするはめになったのは、東海道線に使用されている煉瓦を調べていくなかで数多くの煉瓦刻印に遭遇し、それが東洋組系列の工場のもものらしいと推測されたからだった。東洋組の推移を厳密に追うことでその推測を確かめようと考えたわけである。なのでこの稿も、東洋組の真相に迫ることが最終目標ではなく、それを使つて煉瓦刻印の同定を行なうことにある。最終章はその集大成のつもりで書く。ただし工場が使用した窯のことや製造方法についての考察は東洋組掘り下げの中でも随時言及していくことになると思う。



## ■参考文献

本稿を書くにあたって参考にした文献について述べておく。種々資料にあたってみたが、東洋組やその後継工場の顛末については『西尾市史』第4巻（近代）の記述が最も正確なようである。西尾市は東洋組西尾分局が設けられたところで、工場関係者の家に伝えられていた資料を抛り所とし、東洋組の創始から西尾土族生産所の終焉まで委細に述べている。特に東洋組分工場から新体制に移り変わっていく過程は関係者の間でやりとりされた書状から明らかにされていて、これがなければ永久に不明のまま終わっていたであろうことが多い。本稿でも主にこの記述に沿っていくことにする（以下『市史』と略すが一々出典を記さずに書くかも知れない。いかにも物知り顔に断言していれば市史の孫引きと違っていただいでよい）。市史の記述が手薄な範囲、例えば東洋組自体の動静であるとか県の貸下金のことなどを他の資料で補っていくような流れになるだろう。東洋組や後継工場が製造した煉瓦の実際については『東海道線の煉瓦』で述べてきたことをその後判明したことで補いつつ再掲する。

愛知県公文書館蔵の公文書も多く援用する。同館サイト検索システムで「東洋組」を検索すると20件弱の文書がヒットするが、これらをひとつおとりコピーして目を通した。その解読と情報の整理が本稿の目的の一つとと思っている（以下『公文書』と略し簿冊番号・索引番号を掲げる予定）。同館蔵の資料は複製本されたものなので気兼ねなく扱えるのは有り難かったが、公文書の綴り方・索引番号の附与の仕方がちよつと独特なようで、特定の文書を一意に指し示しづらいのが難点だ。パソコンのファイルシステムに例えるなら「簿冊」フォルダの中に単体の文書ファイル（例えば単発の稟議書・上申書のような）と多数の文書ファイルを蔵したサブフォルダ（ある指令に対する調査結

果を一括にしたり、関連するやりとりを一纏めにしたりしたもの）が混在していて、それらが同列に扱われて索引番号が振られているような塩梅。サブフォルダ内の特定の公文書に対して的確に出典を示す方法がないわけで、しかもサブフォルダ内には幅広い期間の様々な文書が混在しているものだから、索引番号を示したとしても該当文章を一意に示すことにならない。この番号をもとに該当文章を探そうという人がもしあれば多少苦勞をかけることになると思う。またこの複写本は原本を見開きで複写し、それを二つ折りして製本しているため、端のほうに書かれた文書発行日が写っていないかったりノドに埋もれて読めなかったりしたものがある。公文書館に代わってお詫びしておく（皮肉）。公文書の引用は、簿冊名、簿冊の請求番号、索引番号のほか、私が個人的に振った整理番号を“n〇〇”の形で付与した。これは後で自分自身が見直す時のためにつけたものなので無視していただいて構わない。

その他の主な資料としては、東洋組が煉瓦製造を始めた直後、時の元老院議員・**関口隆吉**が愛知県下の士族の状況を調査した記録がある。東洋組が士族授産を目的としていたこともあり、この調書にも東洋組に関する情報が多く収録されている。原本は静岡県立中央図書館・葵文庫に收藏されている貴重書扱いの資料だが、その複製本『士族の景況 愛知県1』『同2』を借り出すことができたので大いに参考にさせていただいた（以下『**士族の景況**』）。

また、東洋組が創始の頃に新聞に掲げた記事が長岡造形大学 **平山育男氏**によって採取されている（『愛知新聞』に掲載された『煉化石製造方株主定約緒言』『東洋組瓦販売方定約緒言』『煉化石製造方愛知県下株主定約書緒言』について、**日本建築学会技術報告集、第24巻第56号、pp. 427—430**、2018年2月）。これは原本に当たることができなかつたので同論文の引用を孫引きする形で参照させて

いただいた。

その他関係郡町村の地誌、国立国会図書館デジタルコレクションで参照可能な文献を一通り目を通したつもりでいる。これらは都度その文献名やリンクを掲げる予定である。

そうそう、東洋組のことを深く追求するきっかけになったのは『**愛知県議会史**』**第一巻**を読んだことだったが（東洋組への貸下金を巡って議会が紛糾し、「東洋組事件」と俗称される事態になったが詳細は不明とされている）、第二巻、第三巻でもこのことが触れられていて、そこでは比較的正確に記述されている。『**愛知県議会史**』の編者がこれを編むにあたり、全体像を把握してから筆を起こしたのではなく、逐次資料を読み解きつつ第一巻から記述していったためであるようだ（実際そう断り書きした箇所がある）。書く方も書く方、読む方も読む方である。というわけで第三巻まであらかた目を通し、県政や議会の動向はここから情報を取って書いていく（『**県議会史**』）。

引用文は基本的に読みやすさを優先して旧漢字カナを新字かなに改めた。地名や人名は旧漢字のままとしているものがある。

## ■ 齋藤実堯の経歴

東洋組の立役者、齋藤実堯の真像を確かめることから本編を始めよう。彼の経歴は『開校廿周年記念東三河産業功労者伝』（豊橋市立商業学校、昭和18年）にあるものが正確で最もよくまとまっている。というよりもこれが唯一の実堯伝といってよいようである。以下この書を『功労者伝』と略し、これに沿って実像を見ていく。ただしこの書も細部に誤りが多いので注意が必要である。



齋藤実堯は弘化元年（1845）奥州南部藩の浪人齋藤三平の長男として生まれた。生地は江戸向島。『功労者伝』では母は遠山金四郎の娘としていて、その逸話が『田原町史』等でも援用されているために広く流伝しているが真偽は定か

齋藤実堯（『功労者伝』より引用）

でない（Wikipedia 遠山景元の項には4男4女が記されているが子女の嫁ぎ先は別人名になっている）。安政3年（1856）蝦夷开拓使に任ぜられた三平とともに函館へ移り住み、そこで窯業開発のために来てしていたアメリカ人と懇意になった。彼の名は伝わっていないが彼の地で窯業原土を探していたようだ。三平はその志を称えて助力したが、惜しむべし実堯20歳の年に病に倒れ、今際の際に彼が所有していた化学工業の原著十数冊を三平に託して客死したという。実堯はそれを教科書として独学を始め、それが後年の活躍に繋がっていったようである。

文久元年（1861）5月6日に三平が急逝し、江戸に戻ったあとは開成学校に出入りして舎密学を学んだ。宇都宮三郎の知遇を受けたのもこの頃のことであるらしい（齋藤を「大学南校で応用化学を修め」たとする記述が他の書籍に多く見られる。例えば諸井恒平『煉瓦要説』

など。江戸幕府の開いた**蕃書調所**が文久2年洋書調所、文久3年開成所、明治元年開成学校と改名し、明治2年12月に大学南校となった。その後も明治4年7月南校、明治5年8月第一大学区第一番中学と目まぐるしく名を変える。「大学南校」という記述が正しければ明治2年〜4年のことということになる。明治2年9月10日(実堯26歳の年)民部省の土木官吏に任命されたというのもこの頃の経験によるものだろうか。

齋藤の後ろ盾となった**宇都宮三郎**のことも述べておかなければならない。宇都宮はわが国で最初に近代的な窯業技術を修め、斯界の第一人者と認められた人物である。天保5年(1834)に尾張藩本丸番の子に生まれ、幕末に砲術を学び、その火薬の製法を究めるために化学の研究をしたことがその端緒(当時は「離合学」といったそうさだ。確かに化学は原子分子の結合を云々する学問である)。やがて幕府の洋書調所製煉方に出役し、兵器や一般化学の知識を深めるとともに後進育成にも力を注いだ。製煉所を化学所と改名することを建言したのも彼で、これが「化学」という語の始まりとされている。維新後は開成所への出仕を命じられ、**岩倉使節団**にも伊藤博文の随行員のひとりとして参加している(明治5、6年)。この時宇都宮はセメントや耐火煉瓦に着目し、その製法を研究して帰ったという。セメントの重要性はいうまでもない、耐火煉瓦は製鉄や化学工業に必須の材料だからである。この経験が彼を窯業の大家ならしめることになる。

帰朝後は工部省所管となった**深川セメント製造所**の監督を務め、その他にもコークス窯の築造や大阪造幣局における炭酸ソーダ製造も手掛けた。そうした成果が認められ、9年9月工部二等技長、10年1月官制改正で工作局工部権大技長。東洋組が愛知県に発足し、煉瓦を製造し始める頃(15年6月)には工部大学教授の最高位である工部大技長を務めるまでになっていた。以上田村栄太郎『**日本の技術者**』(興亜書房、昭和18)より。そんな大家と齋藤は親交があったわけである。

齋藤履歴に戻る。『功勞者伝』には続いてこうある。

同五年官職の傍、旧主南部家の後援の下に洋学研究に依る新知識養成の目的を以て、東京本郷に共貫義塾を創設、米人ウィルソン夫妻を招いて育英に従事しつつ自分も亦語学の研究をした。

流し読んでしまいがちだがいくつか錯誤がある。まず「共貫義塾」は共貫義塾の誤り。共貫義塾は南部藩の義捐によって興された義塾(学費無料で誰でも学べる教育機関)で、明治4年から16年頃まで存続し、医学も含め洋学を幅広く教授した。塾生は最盛期には200人を超え、原敬、新渡戸稲造、犬養毅などもここに入出入りしたという(中西淳朗、樋口輝雄『共貫義塾の研究―東京検梅史の補遺として―』〔日本医史学雑誌第55巻第3号、2009〕)。右では齋藤が設立に関わったような書きぶりだが、そうではなく塾生として参加したものとみられる。

また、後半の部分には実堯個人が興した私塾のことが混線しているようだ。[東京都史紀要第16『東京の英学』](#)によれば、齋藤は明治4年に神田佐柄木町に芳英社という洋学女塾を興している(名を冠して齋藤女学校とも呼ばれた)。子女を対象とした民間の洋学塾は芳英社が本邦初で、実堯の妻・常と、大学南校で英語を教えていたウィルソンの妻ホレーズが教鞭を執っていたという記述もある(この頃の私学校を調査した『[開学明細書・明治6年1月第1巻\(第一番中学区\)](#)』では齋藤実堯妻いつとなつているが。妻が教授したというのは同様で、岩手藩士下斗米文弥、同濱田留治、同長沼熊太郎に学び、リーディング、地理書、文典、万国史、米国史、英文書を教授したとある)。

この頃学んだ語学、および自身の応用化学の知識は『[西洋染色法](#)』

という翻訳書に結実している。さまざまな洋書から化学染色法の記述を拾い集め、実際に試して効果のあったものを和訳して紹介したものである。明治10年9月に東京府勧業課から出版され、同種のもものでは国内最古という評をどこかで読んだ記憶がある（NDLで実堯の名を検索するとこの本に関係するリザルトが大半を占める）。先記私塾が確かに齋藤の事業であったとすれば、当時珍しかったであろう英語に堪能な才媛と、自分自身の応用化学の知識とを合わせ、二人三脚で訳した姿が見えてきて、ちよつと微笑ましい。

さらに余談を重ねると、この頃実堯は『通俗那波烈翁伝』なる本を出版していたりもする。ナポレオン三世の伝記本である。といっても翻訳は長沼熊太郎、それを仮名垣魯文が和解わげしたもので、こうした海外偉人伝の翻訳は当時のブームであったようである。出版時期は不明だが明治十一年七月云々と朱書きした本が存在するのでその頃のものであるのだろう。長沼熊太郎は妻つねの師事した盛岡藩士であった。そうそう、長沼は『通俗和聖東伝』（ジョージ・ワシントンの伝記、明治6年序）の翻訳者でもある。最後の盛岡藩主・南部利恭としゆきの蔵板で出版されたこの本は上下巻で完結しているが『通俗那波烈翁伝』のほうは第一巻のみで終わってしまったらしい。というわけで実堯と南部藩士の繋がりが随所に見て取れることは付言しておきたい。東洋組が設立された時も南部利恭から家督を継いだ南部信民が多大な支援をすることになる。

東京府への出仕はいつからか不明だが、前掲『開学明細書』の時点（明治6年）ですでに東京府貫属士族という肩書になっている。NDLで見つけられた最も古い東京府職員録では九等属（明治10年2月改正版）。そして明治10年10月19日に三重県七等属へ転任し、以降明治12年7月まで三重県在任が確認できた。三重県も石灰石の産地であり、また後に勢陽組のような煉瓦工場が興っていることを考えると、そう

した産業の開発に一役買ったかも知れない姿が想像されて興味深い。勢陽組などは製造を始めるにあたってその原料土の見本をワグネルに送付して分析を依頼したりしているが、ワグネルもまた大学南校で教鞭を執っていたので、両者を繋いだツテとして齋藤は適任者であったのではないかと思ったりもする（もちろん確証はない）。

『功労者伝』では語学研鑽の結果、さきに函館で得ていた工学書を解読、学理を究めることができたので、その実地研究のために明治12年頃共貫義塾を閉鎖し（この辺り齟齬あり。共貫義塾は明治16年頃閉鎖とされる）、深川の官営セメント製造所を監督していた宇都宮三郎のもとに参じて指導を受けたとある。後に東洋組を設立し田原にセメント工場を置くことになるのもこの頃の経験によるものだろう。

深川セメント工場は明治5年末に大蔵省土木寮建築局によって建設され、内務省所管を経て7年2月には工部省所管製作寮の所属となっていた（深川出張所）。我が国初のセメント生産プラントとして期待された事業だったが、故障が相次いで全く成果を挙げられていなかった。その抜本改良を任されたのが宇都宮三郎で、フランス建築技師ボアンビールの意見を受け、それまでの半湿式焼成法を改めて英仏流の湿式焼成法を採用することにし、同年4月に工場の根本的改築に着手、8年5月に完成して焼成を始めている（月額生産高平均200樽）。齋藤が指導を受けたとされる明治12年頃には工部権大技長になっていた。わが国最高の技術者養成機関・工部大学校のナンバーツーである。

そうして明治15年、愛知県下に東洋組が設立され、その組長に実堯が就くことになるわけだが、その経緯には様々な説があっってはつきりしない。主語も異なれば目的も異なる諸説が存在する状況である。『功労者伝』は「田原藩士授産事業として齋藤実堯を社長とする東洋組が組織され」と端的に記すだけだけでも、それを細かく分解し、個々



検証していくと、実にさまざまな説に行き当たって幻惑されてしまうのである。例えば、宇都宮が官営セメント製造所の技術を民間に下すことを考え、彼が尾張藩出身だった関係から尾三地方がその候補地となつて（田原では以前から石灰石の採掘が行なわれていた）、宇都宮の代理人として齋藤が派遣されたと説くものもあれば、この頃陸軍が計画した要塞建設に煉瓦を供給するにあたって、東京では良質の煉瓦が作れないことを齋藤が聞きつけ、瓦産地であった三河に目をつけた（齋藤が自律的に始めた）とする説もある。土族授産という目的も、当初から齋藤がそう計画していたというものもあれば、時の愛知県知事・国貞廉平が熱心に推したとも、また工場受け入れの条件として土族の雇用を提示した結果東洋組全体が土族授産の目的を持つようになったと伝えるものもある。『功労者伝』の記述も、田原のセメント製造業の功労者として齋藤を取り上げているわけなので、その点を割り引いて読む必要があるだろう。

田原のセメント工場は試験に多くの日数がかかり、満足いく製品が作られるようになったのは明治16年秋頃で、その生産量も微々たるものであった（と『功労者伝』はいう。愛知県蔵公文書にある当時の調査記録では明治17年3月開業とされている）。その後も予期していたような生産ができず、結局齋藤は明治18年1月に「忽然として田原の地を去っていった」。その理由は定かでないとも書かれている（他の分工場も明治18年中には東洋組傘下を離脱）。鳴り物入りで始まった東洋組だが、その結末はまことに寂しくまた不明瞭で、まこと竜頭蛇尾という語がふさわしい。そして、これが一番重要だと思いが、「何故うまくいかなかったのか」を詳しく教えてくれる資料が存在しない。明治維新後に多くの困窮士族が「土族の商法」を始めて、そして没落していったといわれる。東洋組もそのような「土族の商法」の典型例



であったと片付けてしまっているものか、どうか。そうしたことを含め、東洋組設立から消滅までの動向を明らかにするのが本稿の目的のひとつである。東洋組に関わる部分は後ほど別立てで詳しく検証することにし、先に齋藤の生涯を概観し尽くしておく。

田原を離れた齋藤は名古屋塩町に居を構え——恐らく裏塩町の誤り。明治15年に交詢社に加入した時の住所は「尾張国名古屋裏塩町一丁目一番地」。『交詢雑誌』第86号——宅内に研究所を設けて欧風陶器の製造研究を始めたと『功労者伝』は続ける。確かに明治20年、齋藤が名古屋で「白ガラス仮製造所」を設立したという情報がある（愛知大学サイト内『地域経済史年表（2）』）。明治26年にはこの白ガラスを「陶磁器（純白色）」として特許取得もした（特明2031・官報3064号〔明治26年9月13日〕）。J-Platpatで該特許を調べると、原料の長石粉・珪石粉を強塩酸で処理し、適宜温度で焼成することで、諸外国で作られているような純白の陶磁器を製造するというものであった。当時すでに磁器製造と輸出が盛んに行なわれていたが、テールウェアに求められていた純白生地の陶磁器は作れずにいたので、実堯の特許もそこを狙ったものだったとみられる。しかし実のところは磁器というよりガラスに近いもので、せいぜい電灯の傘に使えた程度であったらしい——『愛知県議会史』大正編上にある議事録のなかで、東洋組への貸付金のことが蒸し返され、貸付金がその製造に使われたごとの発言がある。それ自体は間違いだが、齋藤がそのような電灯傘を作っていた事実＝白ガラス仮製造所のことが混線しているようである——。ちなみに本格的な白磁製造は、陶器輸出商のパイオニア・森村組が長年取り組んできたが、明治35年頃になってやっと実現の目処が立ち、その製造のために日本陶器合名会社が立ち上げられている（伊勢本一郎『近代日本陶業発展秘史』）。

面白いのはこの「白ガラス」の製造に絡んで森村組に資金援助を申

し込んだ節があることだ。森村組やその子会社である日本陶器に長く勤務し、近代の陶器輸出・製造業の発展を間近に見てきた著者による『近代日本陶業発展秘史』の中に齋藤実堯の名が出てくる。但しとても格好悪い登場の仕方である。曰く、明治25年頃に松方（正義？）の紹介状を持った齋藤実堯なる者が訪ねて来て、製陶工場を建設したいと協力を依頼してきた。機械購入のためにロンドン正金銀行宛の信用状を書いてほしいという。森村組の代表・森村市左衛門はこれを快く受け入れ、信任状を書いて渡したが――森村組は斯界のトッププランナーだったのでそのような同業支援も多かつたらしい――齋藤がニューヨークに到着し、森村組支店長の森村豊（市左衛門の弟）と会ったとき、豊は一見してこれを山師と見抜いたという。そうして「こんな者に騙されてはいけない」と本店に電報を打って信用状を取り消させ、大損害を未然に防いだとされている。

（そんな逸話が森村組関係者の口から出されている一方で、冒頭で触れたコトバンクの情報のように森村組を支えた存在とされている話もあるのは実に不思議なことである。森村組に関わった説を検証してみると、大正末期の工業雑誌『大日本之化学工業』に連載された煉瓦製造業史の記事中に短く出ているのを見つけた。この頃にはすでに誤伝が生まれていたらしい。言うまでもなく『功労者伝』ではそのようなことは書かれていない）

その後も欧州を視察したりゴム製造の研究に着手したりした。苦心の末に齒科用ゴムの製作に成功し、有志とともに東京護謨製造合資会社を設立して、東京府豊多摩郡大久保村に工場を開設。『功労者伝』はこれが我が国におけるゴム製造の嚆矢であるとしているが、果たして事実かどうか。『東京府統計書 明治30年』によれば東京護謨製造合資会社は明治29年3月設立で、北豊多摩郡の工場も明治28年に「齒科用護謨製造所讓受願」を提出した形跡がある（『警視庁公文類纂索引

明治28年』。願書の原本は未見だが「譲受願」とあるからには以前から「齒科用護謨製造所」があったことになり、それを買収して東京護謨製造会社としたことになる。いずれにしても本邦のゴム生産の嚆矢は諸説あつて定かでないらしい。

そうやって応用化学の道を歩み続けた齋藤実堯だが、明治31年7月11日、享年55で逝去したという（『功労者伝』）。この年に企画された東京奠都30年を祝う祝賀会に金二円の寄付をしているのが確認できた最後の足跡である（『奠都三十年祝賀会誌』）。

● ● ●

以上の経歴のなかへ東洋組の一件を嵌め込んでいくことになるわけだが、それが全然しっくり来ないこと（来ないであろうこと）を、書く前から予感している。右記経歴は東洋組の件を調べ上げた後、それを書くにあたって改めて調べ直し、書いたものだが、東洋組やそこで  
の動向から読み取った齋藤像とは随分違うように思えてならない。応用化学と偶然に出会い——異国の技術者から託された本から応用化学に足を踏み入れ、種々成果を上げつつ最後までその道を追及し続けた姿はそれなりに堅実で、ドラマチックで、もっと資料が豊富なら伝記本の題材となってもおかしくないだろうと思える。けれども東洋組の一件は完膚無きまでの失敗であつたし、それが周囲に与えた影響も大きかった。あれだけの大騒動を起こしておきながら金鯨城下に居座り続け、県の貸下金も踏み倒してしまったような人物と、右記経歴の人物と、同一人物とは思いつらいのである。

とはいうものの、齋藤実堯の東洋組は明治15年から18年まで、全生涯のうちの数年間の出来事であるわけで、むしろそれ以外の生きざまから東洋組時代を演繹敷衍しなければならぬような気もしている。そのような見方のほうが過去を学ぶ態度としては正しいに違いない。

## ■東洋組創始の頃

そんな齋藤が運営した組織、**東洋組**について検証していこう。東洋組による煉瓦製造・瓦製造は士族授産を目的に華々しく始められた事業だったために、また時の愛知県令・**国貞廉平**もそれを強力に支援したために、東洋組の存在は巷間によく認知され、その分工場が三河各地に建設されもしたので、地元の近代史の一コマとしてそれを記述した地誌も多い。けれども、実質的に操業した期間がごく短かく、後に繋がるような成果も少なかったために、それほど大きく取り扱われることも深堀り検証されることもなく、「東洋組とは何だったのか」が総括されたこともないようである。断片的な情報に基づくと不確かな記述のクラスターがあるばかりで、全体像はわかっていても細部に立ち入ろうとすると途端に迷子になってしまうような状況になっている。

例えば東洋組の設立理由。『市史』では主として士族授産を目的とし、砲台・鎮台建設に建設資材を供給するために事業を開始したという流れで書かれている。東洋組が砲台建設に関わったことは、実際に**東京湾要塞猿島砲台**等でその製品が見つかっていることから**確かなこと**だが、それと東洋組の設立とがどう関係しているのか——砲台建設のために東洋組が興されたのか、それとも逆か——、そもそも東洋組の設立を主導したのは誰か、最初から士族就産事業として始められたことだったのか、等々については様々な異説がある。具体例をあげて見ていこう。

## ○創始のいきさつ諸説

・明治16年、新政府の工部権大技長で尾張藩出身であった宇都宮三郎がセメント製造などの技術を民間に移すことになり、

窯業の伝統のある愛知県で育成しようとして、県下士族に呼びかけ、愛知県士族生産談話会を「成立させたものとみえる」。これが煉化石製造の東洋組の母体といふべきものであった。（『市史』p. 108）

※この記述は「士族煉化石製造規則」を引いて。この規則や愛知県士族生産談話会は後述する。

・明治初年に全国に六鎮台を設ける計画が立てられ、この工事に使う煉瓦の製造を大村某が企て（明治13年、資本金15万円）、福島藩士齋藤實高（マヤ）をして各地方を物色せしめた結果、西参の土質が最も適当とわかり、事業を元刈谷藩家老であった大野定に交渉。定は士族救済のためにこの事業に賛成し、旧士族授産所なるものを起こして煉瓦製造を始めた。（『刈谷町誌』p. 221）

※大野一造『迎喜寿我足跡』でもほぼ同じ内容が書かれているが「大村某」が「資本金15万円」という話はなく、また刈谷の例に倣って他の工場も士族授産目的の工場として始められたとする。なおこの大村某は東洋組筆頭株主の一人であった華族・大村純雄（佐土原藩）とみられる。

・士族授産事業の一環として、愛知県令・国貞廉平が工部大権（マヤ） 技長宇都宮三郎の調査（13年11月）に基づき、旧田原藩にはセメント工業を、旧刈谷藩・旧西尾藩には煉瓦製造業を、旧岡崎藩には土管製造業を斡旋。田原藩士を中心として有志が明治15年に東洋組を組織（社長・齋藤実堯）。陸軍が県下に（その場所は不明）砲台を築造する計画を立て、その材料として使われることを見込んでいた。しかしその計

画が延期となったために煉瓦その他の需要命令も取り消しとなった。東洋組は陸軍に窮状を具申し、改めて兵営建設に要する煉瓦・セメントなどの製造を引受けることになった。

(玉城肇「三河地方における産業発達史概説」『愛大中産研研究報告』第1号、pp. 125～127)

※県下に砲台を云々は誤りである。後述「砲台建設計

画の推移と東洋組」参照。

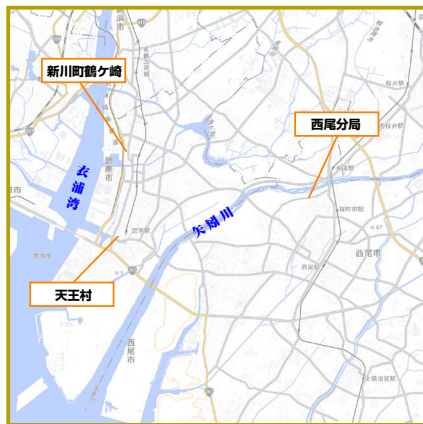
・政府の方針に従い、国貞廉平が県内旧藩の士族救済に乗り出し、各地に適する産業を斡旋指導しようとした。深川セメント製造所主任技師・宇都宮三郎にその事業の指導者となる人物の推薦を乞い齋藤を得た。(『功労者伝』pp. 262～263)

といった具合である。書名は失念してしまったが「灯台建設に使うために」煉瓦を製造したとする地誌まであったのを覚えている。ほうだいがほうだいになってしまっているわけである。それは極端な例だとしても、昭和7年という比較的古い資料であっても大きな偏差を含んでいるわけなので、そう書かれた古い文章があるからといって鵜呑みにすることができないことを改めて肝に銘じなければならぬ。

右記したような異説群について統計的に眺めてみると、やはり『西尾市史』が中央値となるように思われる。すなわち県下士族の救済方を模索していた国貞知事の思惑と、セメント製造ほか窯業技術の民間移植を検討していた宇都宮の思惑が合致し、宇都宮門下生の齋藤が派遣されることになったらしいこと。また煉瓦製造が砲台建設の需要に応えるためのものであったこと。それ以外のことはじっくり検討を加えたうえでないと迂闊に断定できない。右記のことも場合によっては

疑ってかかる必要がある。なぜなら、最も信用をおける情報源である愛知県公文書からは、齋藤が最初に愛知にやってきた頃には齋藤個人の思惑で動いていた節さえ読み取れるからである。

『市史』は齋藤の来県を明治14年のこととしている。そうして尾張や三河の土を調査し、三河の粘土が最適であることを突き止めたので、碧海郡大浜村（のちの新川町、現・碧南市）や知多郡の瓦職人に試作品を焼かせ、それをもって陸軍省に売り込んだとする。煉瓦を焼いた場所は碧海郡天王村という（明治43年刊『新川町誌』では新川町鶴ヶ崎、現碧南市山神町一帯とする）。そうしてこの売り込みが成功し、陸軍省の買上げが決定したことで、西尾や刈谷での本格的な煉瓦製造に着手することになった。当初は齋藤を山師扱いする者も多かったが、これを士族の授産事業とすることなど種々説明を尽くした結果、国貞県令や碧海郡長市川一貫、幡豆郡長所重礼らの賛同を得て計画は着々と進行したという。



東洋組の煉瓦製造所として西尾工場が設立されることになったのは、西尾市街の北のはずれ、矢矧川の河岸、米津村と上村にまたがる一帯であった。この誘致に関しては旧西尾藩士の**栗生重寔**あおうしげこれが積極的に関わったようである。彼は当時西尾区の副戸長を務めていたが、その職を抛って東洋組に参加し、同組の副社長に就いて事業を後押しした。また工場誘致に際しては旧藩相統主である華族・**松平乗承**のりつぐを始め、旧藩士の多くが東洋組の発行した株を引き受けている。その一方で、東洋組工場を引き受けるにあたっては齋藤実堯の人物性や煉瓦製造事業の成否が強く疑われたようで、東京で彼の素性調査のようなことも行なったようである。その結果、東洋組の事業が国貞知事の支援を受けていることや、士族授産事業として実行することが**岩倉具視**の称賛を

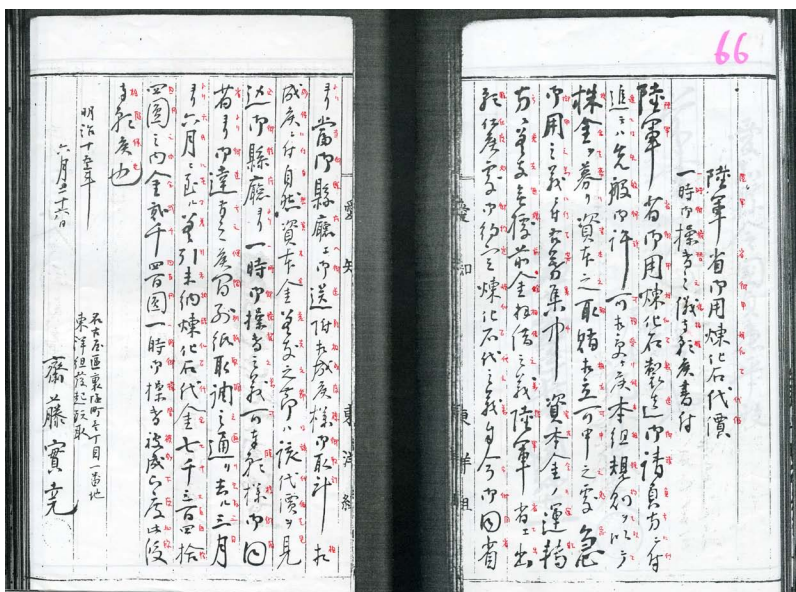


得て株券購入に至ったことなどが報告され、こうしたことが後押しとなって西尾士族の参加が決まったようである（『市史』pp. 110～113書簡）。明治15年12月には旧西尾藩の士族生産談話会が結成され、最初の東洋組分局となる西尾工場の建設を開始。開業は16年2月とされている（後述）。

### ○公文書にみる創始の頃

この『市史』の記述に愛知県蔵の公文書を重ねてみよう。東洋組関係の公文書の中で最も古いものは明治15年6月26日付、齋藤から国貞知事に宛てて提出された願書で、陸軍省に納入する煉瓦の代価について一部繰替えを願ったものである（『貸下金決議留』75・3、29、n66）。請け負った煉瓦の製造のため（東洋組を組織し）株金を募集しているところだが、陸軍省から煉瓦の納入を急かされているため、すでに製造と納入を始めており、そのために資本金に差し障りが生じている。このことを陸軍省に相談すると未納分の煉瓦代金を県に繰替えてもらえとのこと（要するに県に前借りせよということ。煉瓦代金は直接齋藤に支払われるのではなく県を通して下付されることになっていた）。請け負った131万2000個のうち70万個は納入済で、残り61万2000個の代金7344円は煉瓦完納後に県庁に送付されることになっているから、その代価のうち差し当たり必要な2400円を一時繰替えてほしい。といったような内容である。

添えられた別紙にはこの年3月から6月まで毎月30万個の納入契約を結んでいること、他に「富津用」11万2000個余りも請け負っ



最も古い繰替願（明治15年6月26日付）

ていたことが記されている。このうち70万個を納入済みとあるから、西尾工場設立以前、新川時代にかなりの数を製造していたことになる。ただし1ヶ月30万個の約定は守れていなかったわけで、そのためにも大規模な煉瓦製造所を必要とし、それが実現したのが西尾工場であつたわけだ。

ここで少し気になるのが、先述西尾藩士の工場引受の際に幡豆郡長所重礼が「新川での失敗」を繰り返さないだろうかと心配していることだ（『市史』p. 111）。新川での製造が元から試作を目的としたものであつたらそのような評価にはならないだろう。当初は新川で製造を続ける予定だったが、何か故障があつて失敗に帰し、別に工場を求めたと読めなくもないわけである。なお右記したように西尾工場設立以前から陸軍省への納入が始まつていて、その頃の製品とみられる特徴的な煉瓦刻印が東京湾要塞では見つかつているが、新川や天王で同じ刻印煉瓦は見つかつていない。もし見つかつていればその頃から東洋組を名乗っていたことの傍証になったのだが。とにかく齋藤はこれ以降頻繁に繰替願を出して（前掲公文書、n69、n74、n79）、創始の頃からほとんど自転車操業の状況にあつたことが知られる。そうしてその状態から脱却できないまま終わることになる。

東洋組がいつ設立されたのか正確にできなかったが、右願書の齋藤の肩書は「東洋組発起頭取」となっているので、この頃すでにその名称があつたのは間違いなく、士族授産事業を志向するよりも前から東洋組が立ち上がっていたと解釈したほうがよい。そして同年9月に東洋組株募集のための各種の定約書（いまでいうところの約定書）を作成（『愛知新聞』への掲載は11月末から）、さらに煉瓦製造に従事する者の服務規程『士族就業煉化石製造規則』もこの頃に作成して、これらの中では明確に士族授産事業を謳っている。次はこの辺りの文献を詳しく見ていこう。

煉化石製造方株主定約緒言

抑煉化石の効用は世人の能く知る所なるも砲台の建築鉄道及び諸鋳炉の営業其他家屋の構造等実に必要の材料たり而して此の需用は世の開化に随て日一日より増加するものたるが故に開化の国の原質たる粘土及び燃料の豊足たる土地に於いて此製造を起すに必ず意想外の大利益を生ぜしは歴々として徴すべきものあり今其一例を挙ぐるに英国政府に於て此業に鴻利あるを知り該品に課税したるは一千七百八十四年を以て其創始となし当時僅かの収税を得たるに一千八百四十一年に至り該業に従事するもの一万八千三百六十三人其製品十四億六千二百二十五万七千五百三十七個其収税金百九十七万九千八百五弗に及びり暫次に其盛大を極め其の利益を得たるは英国開化の進歩に由り其需用を増加せしものと云えども其原因は土地の原質に富み其製造に精巧を加えたるを以てなり而して我組煉化石製造の業も愛知県下の粘土に富み其燃料に足り加うるに地は海岸に咫尺し運送便あるに由り良質廉価の品を製出したるが為め陸軍省より相州観音崎猿島富津崎海岸砲台御建築用煉化石の製造御請負方被仰付且つ起業殖産御奨励の為め愛知県庁に於て特別の御詮議を以て御砲台用煉化石製造方に限り資本金御繰替の御聞届を受け現今専ら其製造及び上納方に従き中(ママ)の処尚お来る明治十六年度よりは十ヶ年程引続き年々数千万個御用途の御予算に由り品質善良価格適當なるを以て製造方行届くに於ては悉皆我組製造煉化石を御使用被成度旨兼て御同省より御懇意を蒙りたれば予て愛知県庁より御許可を受けたる別紙規約に基き釀金高の内

金二万三千円を東京府に於て華族諸君及び貴顕方に就て其株主を募り本年より製造場の増建築をなし大御用途を我組一手に御請負申上本組の煉化石を以て海岸の各砲台を築造し神州の武威を海外に輝すときは則ち華族諸君其人にして上は皇家の関鑰を莊嚴にし下は国民に安堵の地を得さしめ我国旧来の一大義挙なりと歎美せざるを得ず因て既往の経験上に基き将来の資本金を予定し利益配当割の概算を顕し株主募集の規約を立をること左の如し

(愛知新聞明治15年11月17日)

として、47460円の資本金を見立て、うち33000円を東京で発行する株金(330株)で賄い、残りは愛知県庁から繰替を受けつつ、愛知県下で募集する株金(145株)をその返済に充てる計画を述べている。

まず冒頭で煉瓦という建築素材の将来性を語り、イギリスの例を挙げて具体的な数字を示しているのはいかにも戦略的だ。イギリスの煉瓦税は煉瓦製造業者にとっては大変な不評的であった。もともとこの煉瓦税はアメリカとの間で起こった独立戦争の戦費に充てるために創設されたもので、当初は1000個につき2シリング6ペニーという税が課された。これに対して製造者側は煉瓦一個の大きさを大にすることで対抗、その結果9 1/4 in × 4 1/4 in × 4 1/4 in (230mm × 110mm × 110mm) などという巨大な煉瓦が出現したりしたそうである。むしろ政府はそれを良しとせず、1801年には煉瓦寸法を10 in × 5 in × 3 in (254 mm × 127 mm × 76 mm) 以下と定め、それを超えるものに対しては二倍の課税を課すように改正した(この規定は1839年に体積150立方インチ以下と改められた。様々な煉瓦形状を許すためである)。課税額も上昇して1805年には5シリン

グ10ペニー／千個になっている。

そんな煉瓦税の影響でイギリスでは10×5×3インチという寸法がデファクトスタンダードになっていた。煉瓦税は1850年まで続いたので、明治維新の十数年前まではそうだったということになる。明治初頭に土木の教科書として使われた『[蘭均氏土木学](#)』（原著“Manual of Civil Engineering”，1875年第11版）でもこの寸法を煉瓦の標準形としているし、幕末に薩摩藩が奄美大島に開設した製糖工場の遺構からもこの寸法の煉瓦が見つかっているのはまさにその影響なのだった。

閑話休題。そんな煉瓦の製造を陸軍省から仰せつかり、砲台建設に使われることになったので、東洋組への出資が「上は皇家のかんやく関鑰を莊嚴にし下は国民に安堵の地を得さしめ」ることになると豪語する。「関鑰」は門のかんぬきと鍵のことで、転じて出入りの要所という意味がある。東京湾の入口に作られる砲台だから国の守りとなることを強調しているわけだ。齋藤はこの語がよほど気に入っていたらしく、後掲する『士族就業煉化石製造規則』の緒言でもこの言葉を使っている。煉瓦製造という卑野な作業にお国の為という大義を与えて旧士族階級の忠義心に訴えているわけである。

納入先となる砲台のことにも注目しなければならぬ。齋藤は陸軍省から観音崎砲台・猿島砲台・富津崎砲台の建築用煉瓦の用命を受け、その生産していることを述べ、さらにこの先10カ年ほどは毎年数千万個の受注が見込まれているとする。そうしてその受注見込みを元にして資本金を見積もり、それを賄う額の株券を発行しようとしているのだった。ここに東洋組が失敗に終わった最大の原因がある。なんとなればその見込みはすっかりアテが外れてしまうことになるからである。

この定約が作成された時点で右三ヶ所の砲台用煉瓦を受注していたことは先述の公文書からも明らかだが、納入し得た量は微々たるもの

だったし、その後も引き続いて毎年数千万個もの受注の可能性があるという話も「盛り過ぎ」の感が否めない。第一期の琵琶湖疏水を建設するのに4年間で一千万個強の煉瓦を製造したという記録があるから（『琵琶湖疏水要誌』）、それを毎年一つ二つ作ってもなお余るような量なのである、齋藤が言っている量は。仮にそれだけの需要が発生したとしても、全国各地に作られるそれに東洋組だけが供給するような状況はどう好意的に考えても起こり得まい。

同様のことは『市史』にも書かれている（pp. 109 - 110）。

『煉化石の需要は今では三砲台築造用だが、将来は四八砲台が築造されるので需要は無限である』

地の文にある記述だが「四八砲台」という具体的な数字を出しているところから何かの場面で齋藤が述べていた言葉だと思われる。いずれにしてもその数字自体信憑性に乏しい。確かにこの時期全国各地に砲台を建設し、もってわが国の海防を全くしようという計画はあったものの、その端緒として右記三砲台の建設が始まったばかりだったし、全砲台を一気呵成に作り上げるような予定は更々なかった。結局この需要見込みは画餅に帰し、東洋組の各分工場は開店休業状態に陥ることになる——既存の文献で齋藤の需要見込みと砲台建設計画の推移とを突き合わせて検証したものはないから、後ほど一項を立てて詳しく見てみたい——。

平山氏は他にもいくつかの新聞記事を紹介せられていて、その中に『東洋組瓦販売方定約緒言』と題されたものがある。これは同組が瓦製造を行なうことを告知する内容の約定書である。

## 東洋組瓦販売方定約緒言

東京府庁より火災予防の爲め防火線及び屋上制限昨十四年二月御布達相成已に屋上制限第二期は即ち来る明治十六年二月を限り板葺を廃し必ず不燃質物を用い而して其葺替を爲す可き市街屋上の坪数を概算するに七十余万坪なりと其内三分の二を鉄板並に石灰等を用ゆると仮定し其余の二十万坪を瓦の葺替と見積る時は之れが爲め該品の需要従前に数倍したるは府民の能く熟知する所なり然りと雖も之れが製造社会なる瓦職にして製造の増額する気力もなく亦た百般の工業は駿々乎として日に開け月に進む風潮にも関せず更に瓦窯の改築を試み地質の研究に従事する者あるを聞かざるなり然りと雖も方今建築の業は工部大学稿の一大学科たるを知るも我国の習慣として瓦職は職工社中の最も賤業なる者と見做して工芸学者□に輩出すると雖も敢て此業を興さんと欲し其改進を講究する者なきが故に瓦職に限り依然として旧法を墨守するに止まり其需要は日に月に増加するため其需望に充つる能わず目下該品の払底を来し啻に其価格を騰貴せしむる而已ならず粗品濫製の多きために需用者の損害は実に枚挙するに違あらず幸いに今般我が東洋組に於て陸軍省御所轄相州観音崎猿島富津崎等の海岸砲台御建築用煉化石数百万個御受負被仰付たるに際し西洋窖建築法及び粘土の練り方焼き方等に至るまで工部省宇都宮大技長の指揮を仰ぎ該法の研究に臨み尾州瓦の焼き方を試みるに従前製造の費用と比較するに殆んど三四割方を減じ却て良質無類の瓦を製出する事を発見したるを以て販売店を開かんと欲するも限ある資額を以て陸軍省の御用に充てたれば限りなき瓦の需要者に応じ難きに当り更に東京府下に於て尾州瓦販売方の株主を募り名古屋東洋組より瓦回着次第

販売高の八分金を株主より醗集せしめ之を名古屋本組へ送り  
預り瓦は販売の上其利益を区分し本組の株主及び瓦販売方の  
株主へ其配当を為すべし依て東洋組社長齋藤実堯並東京同組  
出張所員と瓦販売方株主の間に約定を定むること左の如し

（『愛知新聞』明治15年11月25日）

続くべき文章は新聞に掲載されなかったようで、ちよつと後味が悪いが、右約定には東洋組という組織の実像を知る上で重要なことが書かれている。先の記事では「煉化石製造方」株を募集していて、それとは別に「瓦販売方（瓦製造）」の株を募集していることに注目したい。それぞれ別個の事業体であつて、それがいわば東洋組傘下の子会社のような位置づけだった（それぞれの定款も作成されていた）。このことは後に書かれた公文書の中でも明記されている。東洋組は「各種の工業を起すの目的」で設立されたもので、煉瓦製造所も瓦製造所も「東洋組中に生息する一分社に過ぎ」なかった（『上申留』46、17、n20）。後に田原のセメント製造所が作られた時にもそのための株が発行された形跡があるし（その株金の繰替願が公文書にある（『貸下金決議留』75・2、19、n25）、記録はないが土管製造についても同様だったのではないかと思われる）。

各地に作られた工場は「東洋組分局」と呼ばれ、それぞれで煉瓦と瓦を製造していたので、まるで各分局が東洋組の事業として煉瓦・瓦を製造していたように見えてしまうが（実質的にはそうなのだけれども）、厳密に言えばそうではなく、各種製造会社の仕事を東洋組分局が請け負って実行しているような形態を取っていたわけである。後に東洋組は資金難に陥り、未回収の貸付金を巡って騒動になるが、その時子会社たる煉瓦製造会社・瓦製造会社は東洋組から独立・合併して新会社を作り、その事業を継続したことにして各分局は製造を続けた。そうやって親会社の負債から逃れようとしたのである。そんなアクロ



バチツクなことができたのも、当初から「一業種一分社」の方針で操業していたからだ。とはいえそれが明確に打ち出されていなかったために（前掲約定書でも「東洋組が」煉瓦生産を仰せ付けられたとある）読み解こうとする者は混乱させられる。既存資料でもこのことを正しく理解して記述したものはないようである。そも齋藤自身理解してそうしていたかも怪しい。当初は西尾Ⅱ煉瓦製造、刈谷Ⅱ瓦製造のような役割分担がなされていたので、単に分局Ⅱ分業Ⅱ子会社と捉えていた節がなくもないのだった。

そうそう、この約定書、前半で瓦製造のことをずいぶんこき下ろしているように読めるのが個人的には意味深である。書くにしてももう少し書きようがあったのではないかと思う。この約定書が書かれるより前、齋藤は新川辺りで煉瓦を製造し、それに「失敗」して西尾に新天地を求めていた。新川は三河を代表する瓦産地だったのだから煉瓦製造に際しても瓦職人の力を借りたものと思われるのだが、なのにこの書きぶりなので解せないのである。あるいはそうさせるほどの失望があった「失敗」であったのかも知れない。西洋式の窯を試したい齋藤と「旧法を墨守」する瓦職人との間で意見が合わなかったとか。これはあくまで私個人の根拠のない深読みだが。

同じ頃に「土族就業煉化石製造規則」も作成されている。煉瓦製造に当たる者が守るべき事柄や賃金の支払い方などを定めたものである。これはこの時期の煉瓦製造の実際を窺い知ることができる資料として貴重なものだ。『土族の景況』愛知県の部に原本が収録されているほか、この資料を紹介した雑誌『明治時代』の記事にもその抄録がある。冗長になるが原文を全引用しておく。

# ○士族就業煉化石製造規則

## 緒言

方今諸県下士族の生計上を達観するに織らず耕さず徒らに金  
禄公債の利子を待て過活し其利子を以て家計に足るもの百中  
の一二に過ぎず其他は月に幾分の不足を生ずべし而して其補  
となすべき産業の路を需むることなく終に金禄公債證書を手  
放し或は目下に飢寒の身に迫りたるもの少なからず然るも古  
来廉恥を以て養成したるが為め羞惡の心に羈され世間に対し  
賤業を取るは情実死に換ゆるも為し難く空く其營業上に惑う  
ものあり士族の困難此時より甚しきものなし幸い我組煉化石  
の製造は苟も国家の関鑰となるべき砲台建築の用品なれば士  
族に屈強の營業なるに由り諸事業をして本県士族の産業とな  
したり曾て檜了介氏の談しを受け亦今回東京に於て我師宇都  
宮三郎氏より固く同議を託されたるが為め先般同氏の懇諭に  
基き開設されたる本県士族生産談話会員にして其營業を需む  
る輩あらば同会会頭の報知を得て我組煉化石の製造方をなさ  
しめ就業の最初より幾分の日給を与え必然生計の一助となさ  
しむるを要とす因て方法規則を立つること左の如し

東洋組組長

齋藤実堯

明治十五年第九月

## 第一条 製造方科目

- 一 粘土煉り方の事
- 一 煉化石型詰め方の事
- 一 同乾燥方の事

- 一 同窖詰め運送方の事
- 一 同窖入れ積立方の事

## 第二条 日給表

- 一 一等日給 金三十銭

但し

一日に付煉化石七百廿個分の粘土を煉上げたる者  
同四百八十個の煉化石を型詰めする者

- 一 二等日給 金廿五銭

但し

一日に付煉化石六百個分の粘土を練上たる者  
同四百個の煉化石を型詰めする者

- 一 三等日給 金二十銭

但し

一日に付煉化石四百八十個分の粘土を練上たる者  
同三百廿個の煉化石を型詰めする者

同千五百個の煉化石を窖に運ぶ者

同二千個の煉化石を窖の中へ積立つる者

- 一 四等日給 金拾五銭

但し

一日に付煉化石三百六十個分の粘土を練上たる者  
同二百四十個の煉化石を型詰めする者

同千百廿個の煉化石を窖に運ぶ者

一日に付千五百個の煉化石を窖の中へ積立つる者

- 一 五等日給 金拾二銭

但し

一日に付煉化石二百八十八個分の粘土を練上たる者

同百九十二個の煉化石を型詰めする者

同九百個の煉化石を窖に運ぶ者

同千二百個の煉化石を窖の中へ積立つる者

一 六等日給 金八銭

但し

一日に煉化石百九十二個分の粘土を練上たる者

同百廿八個の煉化石を型詰めする者

同六百個の煉化石を窖に運ぶ者

同八百個の煉化石を窖の中へ積立つる者

同二百六十六個の煉化石を乾す者

### 第三条 貸越給の規則

就業初発にして日給の些少なるが為め今日の生計に差支え熟業まで其取続き成り難き向には第四条書式の證書を出させ給料の貸越をなし其生計に安からしむ最も熟業昇給の上は其増加したる日給の中より追々右貸越給を償わしむべし

### 第四条 貸越給證書式

何区何町何番邸士族

何之誰

右者煉化石製造方何級科目に従事致し居候処都合に依り何級何銭の貸越給御貸渡相成候様致し度尤熟業の上増加したる日給の中より右貸越給御引去被下度若し中途にて其業を廃する時は貸越の金高本人返納は勿論万一本本人於て返納調達致し兼候節は保證人より直ちに弁償可致候為後日證人連署如件

年 月 日

保證人 何之誰

本人 何之誰

東洋組

煉化石製造方御中

第五条 就業規則

談話会々頭の紹介に拠り其就業を請う向には左の書式の證書を出させ先づ三日間其業へ就かしめ第六条雛形の就業鑑札を渡し其職に就かしめ第二条日給表に照し毎月末賃銭の渡し方をなすべし

就業證書

何区何町何番邸士族

本県生産談話会員

何之誰

右者貴組煉化石製造方に従事致し候に付ては貴場御規則相守り可申候為後日就業證書如件

年 月 日

何之誰

東洋組

煉化石製造方

第六条 等級鑑札の雛形

何等何科

何之誰

何年何月何日

表

裏

東洋組

印

## 第七条 授産人員報告

授産人員の儀は製造場建築方成功の都合を以て其翌月より就業の輩は前月十五日以前に其科と人頭を記載し之を談話会頭に報知すべきものとす

まず注目されるのは煉瓦製造方の区分（仕事内容）である。「粘土煉り方」（原土の混練）、「煉化石型詰め方」（成形）、「同乾燥方」（乾燥場作業）、「同窖詰め運送方」（窯への運搬）、「同窖入れ積立方」（窯内積み上げ）の5種に分類されていること。それぞれの作業量に応じて等級があり、多く働いた者ほど日給があがる仕組みなのは当然として、仕事内容によって到達可能な最高等級に違いがあるのが興味深い。例えば乾燥場作業は最高でも六等日給で、窯への運搬・窯内積み立ては三等日給まで、一等日給を得られる作業は原土の混練と成形の作業だけである。その違いはそのまま作業の難易度に結び付けられている。土を捏ねるだけ、型に詰めるだけなのにと思われるかも知れないが、その作業は全身を使う作業で、力作業のなかの力作業であった。煉瓦一個分の粘土は2〜3 kgもあるわけだから、それを捏ねたり持ち上げたり、型に向かつて投げ落したりする作業は、数度数十度なら難なくこなせるかも知れないが、それを500も600も繰り返せば相当な労働量になる。型詰めなどはそれに加えて、型枠の隅々まで粘土を行き渡らせることだとか、長手小口に指型や傷をつけないといった繊細な加減も必要になってくる（ゆえに相当個数は混練作業より少なく設定されている）。『東海道線の煉瓦』を通して彼らが製造した煉瓦を見てきたが、関西の煉瓦によく見られるのと同様の函型整形をしている形跡があり（型枠の内側に精選した粘土あるいは粘土粉を貼り付け、そのうえで内部を充填した）その作業にもかなりの注意力を要したもののと思われる。

型詰め方の最高等級は日に480個の成形が求められているが、明治30年代、関西地方の煉瓦工場では、熟練の作業員で日に約400個とされていた（大阪毎日新聞堺周報明治34年11月10日記事）。それより若干多い作業量ということになる。金井彦三郎編『材料編』（攻玉社工学校講義録発行部、明治41年）でも型詰めは約450個が普通とみなされている。一方その頃北海道の野幌煉瓦工場では、日に500個を抜く者はごろごろいて、1000個を作れる腕前が熟練者の誇りとされていた（久保栄『ロマンのぼり窯』。野幌煉瓦の社長の息子だった著者が著したもので、小説の形態をとってはいるが内容は事実に基づいている。野幌煉瓦は関東の製造技術が移植された）。かつて私が聞き取り調査をした、兵庫の播州煉瓦合同で煉瓦造りの手伝いをさせられていたという女性も、忙しい時には日に1000個を抜いたこともあったと仰っていた。両者の間には2倍近くの開きがあるわけだが、これは函型成形をするかしないか（しない場合は単に型枠に粘土を投げ込んで四角く成形するだけで済む）によるものとみられる。前者はそれだけ手間のかかる作業であったわけである。

そうではあるけれども、興味深いことに、東洋組の工場立ち上げには東京小菅集治監で煉瓦製造の監督をしていた小倉常祐が招かれて指導に当たっていた事実がある。『煉瓦要説』にそう書かれてあるだけでなく、公文書の記述でもそれを裏付けることができた（後述）。またその証拠に東洋組の製品には確かに関東風の製造の痕跡を見ることが出来る。関東から伝えられた製造技術が中京以西の製法と融合して新発展を見せているわけである（本稿「各時代の製品と刻印」参照）。

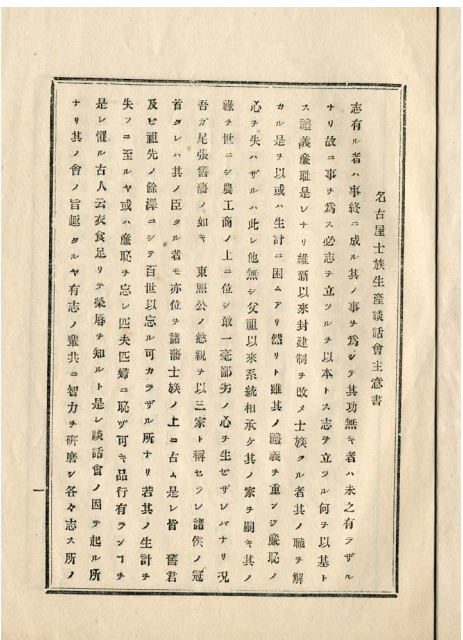
第5条の就業規則も地味に重要だ。冒頭の「談話会」とは愛知県土族生産談話会のこと、要するに「談話会の会員（土族）に紹介された土族」でなければ就業できないと定めている。この規則の存在が東洋組の土族授産事業たる所以といつてよい。

**土族生産談話会**は旧土族の交流・互助を行なう目的で設立された団体で、当時の県令・国貞廉平がその結成を熱心に推奨していたものだった。『土族の景況』にも西尾・刈谷・岡崎・豊橋・田原各藩の土族生産談話会の資料が収録されている。各巻頭に国貞県令の祝辞が掲げられ、続いて会の規則、そして会員名簿という構成。会則はどれも似たような内容で、すでに起業をしたものや興産の見込みがある者、働きの口を求める者はそれを談話会席上で共有すると定めている。そうやって当事者同士で支え合い、「土族の事業」を発展させていくことを狙っていたわけだ。

土族生産談話会を立ち上げた藩の多くが東洋組に参加し、旧藩内に分工場を設けているため、一見すると東洋組と土族生産談話会が不可分な（一蓮托生な）関係にあつたように見えてしまうが、旧豊橋藩のように談話会を設けながら東洋組と無縁であつたところもある（豊橋藩士数名が田原分局で働いていた節はあるが、豊橋の生産談話会では養蚕を事業に採用した。『愛知県農地史 前篇』 p. 305）。土族授産に熱心だつた国貞知事の思惑に、煉瓦製造を大々的に行ないたい齋藤が相乗りして、それを利用しようとしたというのが真相だろう。

土族生産談話会が東洋組のために設立されたのではない証拠がもう一つある。尾張藩でも「名古屋土族生産談話会」が設立されていて、その趣意書及仮規則と題された印刷物が残っている。構成は先述5団体のものと異なり、設立者による決意表明

かつ同胞に向けられた勧誘としての主意書が巻頭に掲げられる。起業産業の相談をするという目的は同じだが、会の委員として「農業科」「商業科」「工業科」が設けられていたり、会員外でも参加を認める条が規則に定めあったりもして、右5団体よりも積極的な姿勢が垣間見え





る。そうしてこの仮規則の制定は明治十五年六月となっている（私が落手した資料では明治十六年五月と印刷されたのを毛筆で訂正してある）。西尾で士族生産談話会が結成されるよりも早いのである。

（『愛知県史』第3巻p. 215には名古屋士族生産談話会は宇都宮三郎の発起により成立、名古屋の道路修繕等に従い、明治16年時点で256人の会員があったと記されている。他の地誌でこれを東洋組名古屋分局の業績としたものもあつたが裏付けは取れなかった）

『景況』所収の談話会資料も触れておこう。まず最初にあるのは「愛知県士族生産談話会連名簿」と題された活版印刷物で、その結成に対して国貞県令が送った祝辞、会則、会員名簿からなっている。知事祝辞の日付は明治15年12月で、名簿に名を連ねているのは旧西尾藩の藩士だけだ。それに続いて「愛知県士族生産談話会」と題のある印刷物が綴じられ、その中に西尾藩、刈谷藩、豊橋藩、岡崎藩、田原藩の各士族生産談話会の記録がある。後者にはこの5藩が東洋組の起業に連合したことを寿ぐ国貞県令の巻頭言がつく。

### ○愛知県士族生産談話会巻頭辞

県下三河国西尾刈谷岡崎豊橋田原旧五藩の有志士族東洋組起業の拳に連合せんと欲し生産談話会を興し一会興る毎に予をして同盟書に序せしむ今五藩の士族互に相助を以て士風の頽廢を挽回し力食自立の道を謀らんと欲す即ち同盟書を一部に纏綴し以て長く其交誼を表するに当り更に其序を乞う抑東洋組社長齋藤実堯氏の揆函せる諸工業にして音羽清逸粟生重寔両氏の率先賛成する所のものを以て士族授産の途に充つる所以のものは曾て檜了助氏を以て予約する所なり又た生産談話会たるや工部大技長宇都宮三郎君の懇諭に因る東洋組社長等

に於て士族授産上の予約を空しうせざると且つ大技長の懇諭を遵奉したると五藩有志士族等勉強に因り今日の好結果を生ず豈に邦家の幸福と云わざるべけんや前途悠遠責任亦重し冀くば勉強勿怠

明治十六年七月 国貞廉平

音羽清逸は愛知新聞の編集長、檜了助（了介）は当時愛知県に出仕していた官吏。いずれも長州藩士らしく、吉田松陰や木戸孝允とも交流があった。檜は長く愛知県に勤めていて国貞県令とも知己の仲だったようなのだが、三、四等属まで勤めながら13年頃に御用掛（准判任）に降格しているのがちよつと意味深である。東洋組設立後も18年頃まで在籍を確認できた。

この序を真に受ければ、士族授産の話を言い出したのは檜了介だということになる。檜の名は前掲「士族就業煉化石製造規則」にも出ていた。だとすれば「国貞県令が推した」という認識も改めなければならぬかも知れぬ。とにかくこの辺りには旧長州藩閥のネットワークが見え隠れして曰くありげである（国貞県令の跡を襲った勝間田稔も長州藩士であった）。

各藩冊子の構成は同じだが、知事の祝辞は各藩の実情を反映したものになっていて、その日付もまちまちである。西尾藩は先述のものと同じで明治15年12月、刈谷藩16年2月、豊橋、岡崎、田原藩同6月。そのような構成から、まず最初に西尾に士族生産談話会ができ、それが各地で模倣されていったことがわかる。これらのうち豊橋藩以外に東洋組分局が設けられているが、その設置はいずれも談話会設立以降のことだった。

当時の雰囲気を知っていたため、西尾士族生産談話会に寄せた国貞知事の祝辞も引用しておこう。

緒言

抑も士族は華族に次ぎ我日本帝国上流の種族に属し太政府に於て殊遇を賜わりしは其祖先以来の功績を重んぜらるるが故なり然れば士族たる者専ら廉恥を重んじ節義を励まし相共に其貴重なる名義を汚さず長く邦家藩屏に管するの責任に負かさらんことを要とす然るに家貧く衣食足らざるを以て往々其志を屈撓し士人の体面を汚辱するもの尠しとせず今や西尾士族大に此に見る所あり首唱率先同志を団結し生産談話会を起し士気を磨励し且つ煉化石製造に従事し官に仰がず人に由らず益将来自資の常産を興し士風の頽廢を挽回し大に邦家に尽す所あらんとす豈美拳と云わざるべけんや嗚呼西尾士族の如きは能く其本文を知る者にして士林の龜鑑と称するも亦過誉にあらざるなり諸君勉焉怠る勿れ予や欣躍に堪えず一言を巻首に記す

明治十五年十二月

国貞廉平

士分の名誉心に訴えかける内容に私などは特に興味を抱いた。それほど士族の没落が目に見える状況だったのだらう。『士族の景況』もその実況を把握するために行なわれた調査であつて、前半は士族の人数や就業状況を各郡長に報告させた文書が綴じられている。中には犯罪で勾留された士族の名やその罪状をまとめたものもあり、士族への対応が喫緊課題になつていたことがよくわかる。

そうそう、これら各藩の士族生産談話会の緒言には東洋組や齋藤実堯の名は出て来ない。「愛知県士族生産談話会」として合した時の序で初めて出てくるのである。その序が書かれた頃（明治16年6月）には西尾や刈谷の工場が陸軍省御用煉瓦の製造・納入を始めていて、士

族授産の成果が現れつつあったけれども、その一方で東洋組の自転車操業は一向に改善されていなかった。そんな背景を踏まえて読むと、結語の「勉強を怠ること勿れ」という言葉がより重みを増してくる。

**国貞廉平**は天保12年（1841）長州藩生まれ。幕末動乱期には内乱收拾に奔走し小倉藩との和議を担当したりしている。明治初期には山口藩（旧萩藩）の参事職を務め、名東県参事を経て明治8年に愛知県参事に就任、明治13年から愛知県令となっていた。長く携わった県政のなかで実に様々な業績を残しているが、そのひとつに士族就産事業の推進があった（例えば『愛知県史第3巻』pp. 112-119）。但しその意が親切に傾き過ぎた嫌いもあり、それが後に“東洋組事件”と呼ばれた大騒動に繋がってゆくのであった（本稿“東洋組事件”の節参照）。

再び西尾の話に戻る。15年12月の士族生産談話会の結成を経て、同月中に東洋組西尾分局の建設が始まった。開業は翌年2月のようで、西尾分局創始の頃の景況を報告した『工務局月報』第17号記事にもそう書かれている。この冊子は各地で行なわれていた工業事業を紹介し、もって他の工業者の参考にしてもらうことを目的として農商務省工務局が発行していたものである。

## ○『工務局月報』第17巻

### 第七 東洋組煉化石製造の景況

本組は昨十五年の創業にして名古屋木挽町に本店を置き三州幡豆郡米津及び碧海郡刈谷の両所に工場を置き専ら煉化石を製造す社長齋藤実堯本店に在て社務を総括し副社長栗生重寔

は米津工場の幹理たり此工場は昨十五年十二月建築に着手し  
本年二月落成して直に製造を始む其地矢矧川に接き運送尤も  
便利なり当場は旧西尾藩士族中より六千余円を出して之を設  
け本店の指揮を仰げり使役せる職工三百十七人皆該藩の士族  
并に妻女とす刈谷村工場も亦旧刈谷藩士族の設くる所にして  
其地海に近きを以て運輸不便ならず職工の数約そ百五十人毎  
日製する煉化石七千個一ヶ月平均十六万九百余個（雨天は休  
業故に営業日数は一ヶ月二十一日に過ぎず）なりと云右両  
所の職工は皆士族なりと雖ども毫も労働を厭うの風なく只管  
営業に勉強せり而して少しく其業に慣るときは日給二十五銭  
より三十銭を得能く熟するときは四十五銭を得るに至る本組  
の煉化石は現今専ら砲台建築の用に供うるものにして其需要  
頗る夥多なる故に何程製造するも販売に困むことなしと云抑  
此煉化石の原土は近傍に採り薪材は水路より輸り來るを以て  
其費用極めて少なく又原土の質良好なるを以て製品甚だ上等  
なり之を東京小菅集治監にて製造するものに比ぶれば品は其  
右に出で価は却て賤く小菅ものは場所売にて一個一銭五厘な  
るも当組のものは観音崎砲台までの運賃を合せて一銭二厘に  
過ぎず運賃は百石三十円の割百石は煉化石六千個斯く賤価に  
して品位上等なれば夜の需要に応じる極めて容易なり況や現  
今砲台の用に供う実に当組の幸福と云べし又尋常煉化石の外  
耐火煉化石水道管及び瓦をも製造す尤も耐火煉化石は数々試  
験を遂げ限度良好にして上等品を得べきことを確認したるを  
以て此より追々製造する見込なり水道管は刈谷工場において  
試験せしに頗る上等品を得たり其品位遙に常滑製の右に出で  
価は却て賤しと故に之も追々製造せんとす瓦は現に刈谷にお  
いて製造し亦優等品を出せり

明治16年のある時点で、西尾工場の従業員317人、刈谷工場150人であったこと、一日の煉瓦製造高7000個、一ヶ月で平均16万900個余りであったことがわかる（この製造高は西尾と刈谷を合わせた数とみられる。なお西尾は煉瓦を軸に瓦や土管も製造した。刈谷は逆に瓦がメイン）。また後半の小菅集治監煉瓦との価格比較も興味深い。葛飾区小菅で製造し横須賀に運んだ煉瓦と三河から海路はるばる送った煉瓦が互角以上の勝負をしていたわけで、今なら燃料費だとか人件費だとかが嵩んでハナから勝負にならないだろう（『土族の景況』にも創業直後の調書があり、その中では一個売上高七厘、それを船賃込一銭二厘で御買上御約定とある。後掲引用参照）。後年作成された公文書はこの価格を「受注を得るための不当廉売」であったとし、そのせいで収支が合わなくなったことが東洋組失敗の一因だと分析しているが（『上申留』46、17、n20）、かといって高く設定しても売れないだけであつただろうから判断が難しい。関西でも明治15、6年頃には千個十二円内外で取引されていたから（『工業雜誌』**第一卷第十三号雜報**。これも現場納価格だつたと思われる）、東洋組の価格設定が極端に安かつたわけでもないようだ。

東洋組が製造した煉瓦は確かに品質が良かった（少なくとも堅牢だつた）ようである。明治17年5月発行の『**交詢雜誌**』**第152号**に信頼のおける煉瓦の入手先を問う投稿があり、その答えとして、猿島砲台建設にあたって陸軍省が行なつた煉瓦試験の結果が掲げられている。この雑誌は福沢諭吉が実業家の社交会として設立した交詢社の機関紙で、工業や商業に関する質問に会員が答えるコーナーがあつた。その問答のひとつだ。

この試験では千住集治監（小菅集治監）、相州横須賀産（恐らく横須賀製鉄所製）、そして東洋組の製品について「屈折試験」を行なつている。試験方法についての記述がなく、ただ重量が掲げられている

だけなので、今でいう荷重試験ではなくそれだけの重量を載せた時に折損したというようなく単純な試験だったと想像される。

元データは漢数字表記・貫目単位で記されているため実感が湧きにくい。アラビア数字・kg単位に書き直したのが次表である(第154号にある正誤を反映済)。また煉瓦の等級を示しているとみられる「上」「中」「下」の行を揃えて並べ替えている。それらの平均値もオマケにつけてみた)。

### ○交詢雑誌 屈折試験表

	東京千住集治監 (kg)	相州三浦郡横須賀 (kg)	愛知県東洋組 (kg)
上	265.88	599.00	731.37
上	159.53	359.40	438.82
上	95.72	215.64	263.30
上	239.56	544.50	695.50
上	143.73	326.74	417.30
上	86.24	196.02	250.38
(平均値)	165.11	373.55	466.11
中	190.17	362.75	437.37
中	114.10	219.90	262.42
中	68.46	131.94	157.45
中	176.22	331.76	412.50
中	105.73	199.06	247.50
中	63.44	123.93	148.50
(平均値)	119.69	228.22	277.62
下	130.58	212.19	238.37
下	78.34	127.31	143.02
下	47.00	76.38	85.81
下	118.22	191.93	212.99
下	70.93	115.16	128.43
下	42.56	69.08	77.13
(平均値)	81.27	132.01	147.63

どの比較においても東洋組製品・横須賀産・小菅集治監産の順で加重に耐えたことになっている。「上」「中」「下」それぞれのうちで平均を取って比較すると、東洋組製品は小菅製品の2倍強(最大2.8倍)、横須賀製品も2倍弱の重量に耐えている。回答はこの製品が優れているとは明言していないが、データを見れば東洋組製品の優位がわか

る仕掛けになっているわけである。

ただ……この表は明らかに恣意的な操作が加えられている。各行で比較している3つのデータは、東洋組製品が優位に見えるよう「わざ」とその値を「選んで並べているものと思う。例えば「下」の最終行、東洋組製品は77.1 kgで折損しているが、1、2、4、5行目の横須賀製品はそれ以上の重量に耐えている。それと並べると東洋組製品が劣って見えることになるわけで、それを避けるために東洋組製品以外が77.1 kg以下で折損したデータを意図的に集めて並べてある——ぱっと見で東洋組の値が大とわかるようにしているはずである。個々の測定は独立に行なわれているはずだから出典表のような並べ方をしなければならぬ蓋然性がそもそもないのだった。

誰が件の回答をしたかは書かれていないが、「どこの煉瓦が優れているか」という問いに対して劣っている者がこの表を持ち出してくることはまずないだろうし、右記した如くの作為性が感じられることもあり、暗に東洋組製品の優位を宣伝するため齋藤実堯が回答したものであったのではないかと想像している。齋藤は明治15年5月に交詢社に加入しており、後の号では煉瓦製造法を問う投稿に東洋組での実例で答えていたりする（後述）。

ちなみに東京産の手成形煉瓦が堅牢でなかったことは後に行なわれた耐荷重試験の結果からも明白である。明治41年に行なわれた東京勸業博覧会の審査報告に、出品された煉瓦の物性試験の結果が掲げられている、この時には1平方センチメートルあたりの耐圧力 (kgf/cm<sup>2</sup>) も調べられている。東京府下の個人工場の出品した製品(手成形煉瓦)はいずれも100 kgf/cm<sup>2</sup>前後の荷重で折損しているが、東京葛飾区のみ町煉瓦や埼玉深谷の日本煉瓦製造の製品(機械成形)は200 kgf/cm<sup>2</sup>以上を耐えていて、なかには測定機械の限界を超えたもの(300 kgf/cm<sup>2</sup>以上)もあった。興味深いのはこの博覧会に大阪の堺煉瓦も出品していることで、堺煉瓦製品は5出品中4品が300 kgf/cm<sup>2</sup>オー



バーを記録している。吸水率についても堺煉瓦製品のほうが数段上手だ（関東の煉瓦は軒並み10〜20%台なのに対し堺煉瓦は0.9〜2.7%という驚異的な値を記録している）。関東の土と関西の土とでこんなにも違うのである。而して中京の土は関西のものによく似ているのだった。耐圧力を測定すれば似たような数値が出るだろうと思う。

『士族の景況』にも開業直後の西尾工場の諸元が掲載されている。こちらでは窯や工場建物の規模がわかって興味深い。またざっくりとした収支見込みも採録されている。

○『士族の景況』 士族就産所調書

名称	東洋組西尾分局就産所。創立明治十五年一月
株主組織	一株金百円、年五割八分の利益金を配当す
役員月給	給料は仮額にして渾て本社東洋組より支出す 副社長六十円、其他最高十二円二名最低六円 八名平均十二円余
煉化石製造高	粘土一坪を以て煉化石千七百六十三個を製造す
一日の製造高	凡一万六千個
薪消費高	一窖一万六千個詰薪千五百七十五貫目を消費 運賃と合せて金三十二円五十七銭 一円につ き八十貫換
一個売上金高	金七厘の割
陸軍省御買 上代価	船賃共に一銭二厘の御約定
年期	陸軍省御約定の年期十ヶ年間



式の窯に比べて熱効率が悪く、窯内温度も上がらないため、製品の出来はあまり良くなかったとされる。事実猿島の要塞に使われている東洋組煉瓦は900度以下の比較的低温で焼かれ、中心部は500度にも達していなかったことが採取試料の熱分析で判明している（深見利佐子「猿島砲台跡における明治初期の国産煉瓦保存のための物性調査」『世界遺産学研究』No. 6（平成30年））。西尾工場跡近傍で採取した煉瓦も素地かと思うような色合いであった。

少なくとも西尾工場が野焼窯を使用していたことは確かである。東洋組瓦解後にその工場資産を引き継いで西尾士族生産所が興されることになるが、その引き継ぎ資産の一覧が『市史』p. 126にあり、窯の詳細が記されている。その中に「野焼」窯3基が含まれている（これが前掲資料の3つの窖か）。

そういう記録証拠があるとはいえ、東洋組が野焼窯を採用したことそれ自体は非常に謎である。今後十年間の納入約定があるのなら、もつと効率が良く、大量生産に向く窯——例えば登窯だとか、ホフマン窯だとかを築くべきだったのではないか。小菅では早くからホフマン窯を採用していたし、明治13年には三河から技術者を招いて登窯も築造したとされる。しかも東洋組の立ち上げには小菅集治監で煉瓦製造の指導をしていた小倉常祐が招かれて当たっていた。煉瓦製造に向く窯の築造技術がなかったわけでは決してないのである。瑣末事に拘泥するようには思われるかも知れないが、この窯の築造が東洋組の失敗理由の一つである節があるために忽せにできない。

西尾分局の建設が始まる前後、明治15年12月12日、齋藤は国貞知事に宛てて「煉瓦石焼窯建築費拝借願」を提出している（『貸下金決議留』75・2、19、n9）。陸軍省御用煉瓦を製造する窯の費用は東京で募集した株金で賄う予定だが、該品納入の期限が迫っているため着手を急がなければならず、株金の取りまとめが済むまで一時的に金

1万円を借りたい、という内容である。それまでの借用願いは受注代価の前借りだったが、これは純粋な金子借用願だ。これに対し県庁は、勸業課から会計課あてに取り計らいを依頼し、会計課は願聞き届けの指令案を知事・少書記官に提出していて、実際そのように貸下げが認められている（齋藤は願書が認められたあとも貸し下げを催促する電報を東京から送っている。県庁の協力が得られ窯が築けることになれば東京での株主募集に都合が良いためである）。この拝借金が西尾工場ほかの窯の建設に使われたことは疑われないし、1万円もの大金であった点からは、登窯やホフマン窯のような本格的な窯を築く予定であったことを窺わせる（事実のちに登窯2基ないし3基が築かれている。操業後半は主にこの窯を利用したものと思う）。

けれども、この頃東洋組が置かれていた状況を悉知すると、そうせずに野焼窯を採用した訳がわかるかも知れない。先述したように東洋組は明治15年3月頃にはすでに陸軍の注文を受けていて、新川辺で製造した煉瓦を納入していたが、月30万個という納入契約は果たせていなかった。その遅れを取り戻すために西尾工場を建設したような節もある。本格的な窯を築きたいのは山々だったろうし、そのために大金を拝借したわけだけでも、その築造には時間がかかるため、簡便安価に築造できる野焼窯をまず採用して急場を凌ごうとしたのではあるまいか。

西尾工場の用地として確保した場所も登窯の築造に向くものではなかった。工場が築かれたのは矢矧川の氾濫原というべき平地で、登窯に必要な勾配を得るためには相当な土盛りが必要だったはずである。

ちなみに刈谷では東洋組時代の末期に「洋風焼窯」2基があったことになっている。これが前掲「東洋組瓦販売方定約緒言」にあった「西洋焼窯」とみられる。宇都宮三郎の指導を仰ぎ、従来の6、7割の燃料で良質の瓦が焼けるとしていたものだ。その正確な構造は不明だが、刈谷ではこれ以外に18もの瓦窯を築いていて（恐らく従来型のだるま

窯)、それがメインに使われていた節がある。齋藤の「西洋焼窑」が目論見通りに機能するものであったらこうはならなかっただろう。

以上を書き上げたあとで、東洋組が使用していた窯のことがわかる好資料を見つけた。『工学会誌』第57号に掲載された清水鐵吉の「演説」記事だ（合本第5巻 p. 1341）。清水は工部大学の応用化学科出身で、卒業後同校の助手を務めていた人物（のち農商務省に出仕、高峰讓吉のもとでタカジアスターゼの研究にも携わっている）。記事の内容は応用化学科の学生らと行なった視察旅行の報告で、その中で田原分局のセメント工場と西尾工場を訪れている。正確な日付は書かれていないが明治19年4月・5月に旅したとあるので、西尾土族生産所として稼働を始めた直後に訪れていることになる。

清水が報告している西尾の窯は2基の登窯と宇都宮が設計した窯1基。まず登窯の方は「日本流の陶磁器を焼くに用ゆると同し」作りで、12の焼成房（袋）からなり、一袋に800〜1000を入れて焼くところある。焼成方法も通常の登窯と同様のような（最下段から順に焼き上げていくこと、各袋の横に薪を投入する小さな穴があり、壁と窯内に積み上げた煉瓦との間に薪を放って焼くこと、一袋の焼成には薪1500〜1600貫を必要としたとあり）。

もう一つの宇都宮設計の窯は「略々前の窯の如く」だが、総煉瓦造で、平地に築かれ、薪を投入する場所の下に「サナ」が設けられ、その下から「空気」が窯の中に導かれるようになっていたとある（サナとは鉄製の格子で「火格子」ともいう）。そうして窯の最後の袋に接して煙突が設けられ、それで「空気」を引いていた（登窯は煙突なし）。要するに平地に築かれた連房式の窯であったことがわかる。「空気」とあるので初め私は外気を想像してしまっただけでも、煙突で引

くのも「空気」とあるから、前房の燃焼ガスのことを言っているだろう。似たような構造は瀬戸の古い形式の登り窯でも採用されていたからそれだけでは特段西洋風とは言えまい。おそらく焼成室の底にも火格子か排気口が設けられていて、焰が上から下へ向かうという、一種の倒焰式窯（倒焰式連続窯）だったのではないだろうか。

鈴木巳代三・小島豊之進著『窯業窯炉』（窯業協会、昭和42）によれば、確かにこの形式の窯では燃料をかなり節約することができたようである。ただし日本ではほとんど用いられたことがなく、諸外国でも石炭を使ったり（スタッフオードシャ窯）、ガスを使ったり（メソタイム窯）が中心とある。それを薪でやろうとしたために窯内温度が上がらず苦労したのかも知れない。

何より注目すべきなのは、清水らが訪れた時には宇都宮式窯は使われていず、登窯だけが専ら使用されているとあることだ。結局のところ煉瓦焼成には日本古来の登窯のほうが向いていると判断されたのだろう。それまでなかった新式の窯を武士上がりの素人に使わせようとしていたわけだから、使いこなせなくて当然だろうし、その辺りにも東洋組失敗の一因がありそうに思える。

西尾のこの窯が総煉瓦造だったというのは貴重な情報と思う。その窯を築くための煉瓦は自前で用意せねばならなかったはずで、そのために「野焼」窯3基で始められたと見ることもできるからだ。野焼窯の壁は焼成した煉瓦である必要はなく、未焼成の煉瓦で築くこともしばしばあった（Karl Gurcke "BRICKS and BRICKMAKING - A Handbook for Historical Archaeology-" p.29）。本式の窯を築くまで

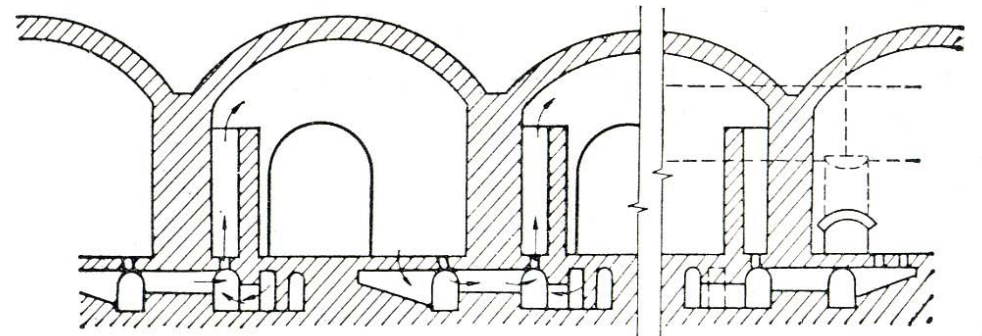


図-24 連続室窯断面

倒焰式連続窯図（『窯業窯炉』より引用・加工）

の急場しのぎの窯になり得たわけである。

清水の報告の後半に常滑美術研究所でも宇都宮の改良窯が採用されていて、そこでは「頗る好結果あり」と聞いている。このことを辿って調べていくと、中部産業遺産研究会報『産業遺産研究』第6号に掲載された柿田富造氏の論文「わが国の洋風陶磁器窯の変遷」に行き当たった。この論文には宇都宮が明治13年頃から瀬戸や常滑、九谷に「宇都宮式平地窯」を指導したことが紹介されている。同形式の具体的な設計は示されていないものの、ワグネルが考案した和洋折衷式の窯を参考にした平窯と推定されていて、九谷に築かれたものなどは床面に吸込孔が設けられ倒焰式効果を狙ったものだったようである。精成社↓西尾土族生産所の引き継ぎ物件表を見直してみると、確かに「平窯1」の記載があり、これが宇都宮設計の窯のこととみられる。また右論文では小菅集治監でも宇都宮式窯が採用され、全生産量の16%をこの窯で焼いているという新聞記事があることも紹介されている。記事の日付は明治19年7月2日で、東洋組や西尾の生産の頃に略一致しており、同所の小倉常祐が東洋組の指導をしたことも考え合わせればまことに興味深い記事と思う。

### ○『交詢雑誌』煉化石問答

東洋組時代の実業の姿が知れる資料がもう一つあるので紹介しておきたい。『交詢雑誌』第195号（明治18年8月発行）に掲載された記事である。件の記事は煉瓦製造に必要な経費を問うた投稿に、齋藤実堯が実名で回答を寄せたものであった。この記事が掲載された頃には東洋組は事実上解体していたけれども、記事末尾にあるように東洋組時代の実経験に基づくものとしてこれを投稿している。

○煉化石製造に付間

煉化石を製造するに毎日三千本づつ焼立てんと欲するには左の諸項に係る経費各幾許を要すべきや

一 土煉型詰乾し方等の入夫賃

一 製造場建築費

一 製造諸器械費

一 教師並職人は一ヶ月幾許円にて雇入れ得べきや

○右答

齋藤実堯

化煉石三千四百八十個製造入費

種類	壺人に付	壺人の日給	計
土練方六人	五百八拾本	金拾五錢	金九拾錢
型詰方八人	四百三拾五本	金拾六錢	金壺円廿八錢
仕上方六人	五百八拾本	金九錢	金五拾四錢
乾し方十二人	二百九拾本	金四錢	金四拾八錢
白地運送方三人	千百六拾本	金拾壺錢六厘	金三拾四錢八厘
窖詰方二人	千七百四拾本	金拾七錢四厘	金三拾四錢八厘
窖出方二人	千七百四拾本	金拾七錢四厘	金三拾四錢八厘
焼き方二人	千七百四拾本	金貳拾六錢五厘	金五拾三錢
粘土代	壺本に付	金六毛	金貳拾錢八厘
焚木代	同	金壺厘	金三円四拾八錢
但焚木貫數三百四十八貫目金壺円に付百貫目買ひ			
繩代並荷作り賃五本束に付 金四毛 金貳拾四錢			
合計金八円七拾錢貳厘 但 燒上り煉化石三千個 毀損煉瓦石四百八十個			
但壺個に付金貳厘九毛六			



## 仮小家並仮窖築造費

一 仮小屋 間口廿間  
奥行四間 壹棟 但製造場

此代金八拾円

一同 間口六間  
奥行四間 壹棟 但煉化石白地置き場

此代金三拾円

一 仮窖 長壹丈四尺巾  
九尺高一丈 貳個

此築造費金貳百四拾円

但窖築地所に因り其地形を要するときは別に地形費を

見込むべし

合計金三百五拾円

外に

一 乾し場三百坪 但空地

製造諸器械調

一 乾し台 三拾台 但一台六百個掛け

此代金貳拾四円

一 菰 千五百枚

此代金拾貳円

一 仕上ケ台 六個

此代金九拾六銭

一 拔型 八個

此代金壹円廿銭

一 鍬類 (鑄鍬、芝切鍬、  
丁場鍬、取交) 拾八丁

此代金九円

一 水担い桶 六荷

此代金壹円八拾銭

一担い棒 十二本

此代金九拾六錢

一乾し板 巾一尺長三尺 百枚

此代金六円

一煉瓦拔板 巾一尺長三尺厚六分 式千八十八枚

此代金百〇四円四拾錢

一砂箱 八個

此代金四拾錢

一水箱 八個

此代金四拾錢

一撫板 八枚

此代金四錢

一針銅 壹丈二尺

此代金六錢四厘

合計金百六拾壹円貳拾貳錢四厘

右は愛知県下に於て当年の諸賃錢及諸物価を取り過る十四年  
以来の实地事業の経験上に照らし其予算をなしたるものに有  
之候

一他国に於て煉化石製造業を開き日々三千個の製造をなすに  
は本職拾八人（内三人仕上方、六人土練方、八人型詰方、  
一人教師）を要すべし尤も職人雇入方之儀は開業場の諸物  
価に応じ給料の増減あるべしと雖も当県下三州地方に於て  
は目下の米価壹升に付金七錢八厘に有之本文予算之通り土  
練方の如き日給拾五錢なれども他場所へ雇わるときは其  
土地に於て当地の如く米価壹升に付金七錢八厘なるも日給  
金貳拾五錢を要すべし

一教師並職人雇入旅費の儀は往復共雇主より払うべし雇入前金の儀は職人一人に付金拾円より多からず五円より少なからず教師金式拾円より多からず拾円より少なからず

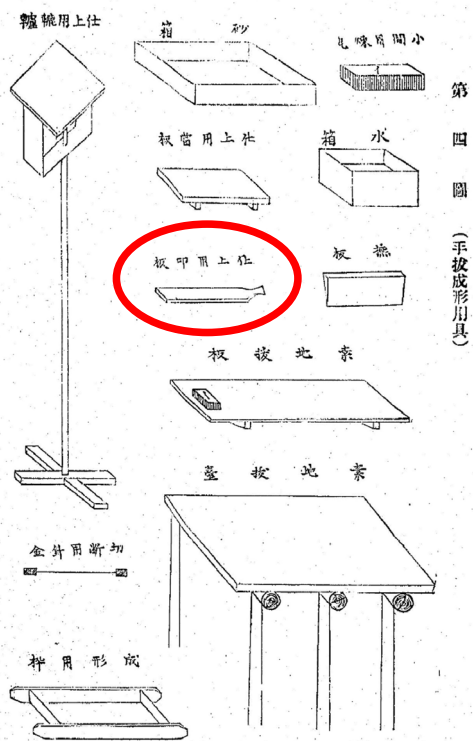
尚不明瞭の処も御座候わば重て御訊問可被下候

何でもないことの羅列のように見えるかも知れないが、これが東洋組瓦解の頃に書かれたらしいことを思い合わせて読むとなかなか味わい深い。例えば中ほど、「仮小家並仮寄築造費」として作業場と窯の築造費を挙げているが、ここで敢えて「仮」としているのは何故だろうと思ってしまう。想像するに東洋組がそのような仮構で始められたことを物語っているのではないだろうか。窯のスペックも野焼きの角窯を意識したもののようである（あるいはだるま窯?）。「寄築地所に因り其地形を要するときは別に地形費を見込むべし」というのも自らの失敗の反省を込めた弁のように読めてしまう。

事細かに挙げられた器機の中に「叩き板」がないことも注目したい。叩き板は「しっぺい」ともいい、抜型で作った粘土塊を叩いて整形する時に使う笏のような道具である。関東での煉瓦製造を解説した『煉瓦要説』にはこの道具が挙げられているし、小菅集治監での煉瓦製造を描いた絵図にもそれがあつたように記憶する。要するに叩き板は関東地方の煉瓦製造では必須の道具であつた。それがこの回答では抜けている。興味深いことにこ

の雑誌の第219号（明

治19年7月発行）でも煉瓦製造費に関する問答が載っていて、この時は東京麹町在の交詢社員が回答を寄せているのだが、その中には叩き板や仕上げに使う台の



『煉瓦要説』より引用

費用が確かに計上されているのだった。

先述したように東洋組の設立には小菅集治監の小倉常祐の関与があった。ならば煉瓦の作り方も関東風が伝わっていたはず

だが、（東洋組末期には？）右記したような違いも発生していたことがわかる。事実東洋組の製品は関東の煉瓦に似た特徴と、そうでない特徴——関西の煉瓦に似たところを具有している。具体的にいえば、平の面の仕上げ方の相違。関東の煉瓦は平を両面とも丁寧に仕上げる傾向があり、いかにも品行方正というか、のっぺりとした印象さえ受けるが、これは叩き板を使った叩き仕上げのためだろうと想像している。一方関西の煉瓦は平を撫で板で撫でた時につく細かな筋状の傷（擦過痕）が残った状態で焼かれていて、特に平の一方には深さ1、2ミリの深い傷が一筋入っていることが多い（これを勝手にY線と呼んでいる。生乾きの煉瓦をひっくり返す際につく傷と考えているものである）。これらは叩き仕上げをすれば残らないはずの傷だ。そうして東洋組の製品や、その直系の工場たる西尾土族生産所の製品は、撫で板による擦過痕が残っているながらY線を有さない（あってもそれを丁寧に修復している）ことが多い。叩き仕上げは省略しつつ両面を丁寧に作ってあるわけで、関東から伝わった製法が地理的環境の影響を受けて変わっていったことが読み取れるわけだ。右引用はそれを傍証する文献証拠と考えたい。（右相違については『各時代の製品と刻印』で再び掘り下げる）

そうそう、もう一つ、この問答の作業数には「土族就業煉化石規則」にはなかった「仕上げ方」や「焼き方」が計上されている。西尾工場では役員が釜焚きを兼任していた節があるので（『市史』p.



叩き板による整形作業（北海道野幌工場、藤倉徹夫『れんがと女』より引用）

127 「土族生産煉瓦製造業務分担割」。生産所時代の役割分担だが役員の杉浦が窯方を担当している)それを「焼き方」として別置しただけのようだが、「型詰め方」と「仕上げ方」を分けているのは何か意味がありそうである。当初は型詰め方が仕上げまで行っていたのを後に分離したのかも知れない。

### ○刈谷・岡崎・田原分局の創始

他の分工場についても設立経過を見ておこう。刈谷では明治16年4月に土族生産談話会を設立(『土族の景況』)、工場設立もそれと並行して進められたらしく、公文書では明治16年3月操業開始とある。刈谷が工場引受を決めたいきさは種々資料に記述があるが、旧刈谷藩家老で刈谷県大参事や刈谷村村長などの要職を歴任した**大野定**が賛同し、その実務を弟の**大野介蔵**に任せる形で始まったのは確からしい。介蔵の長男・大野一造が記した自伝『迎喜寿我足跡』には刈谷藩士の側から土族就産事業とする条件を出し、それが齋藤に容れられて各地もそのようになったと書かれているが真偽不明である。最も親しい人物が残した記述なので信頼したいのは山々なのだが、この書はかなり筆任せに書いた形跡があり、明らかな誤記や時系列の乱れもあって、どこまで信用していいものか悩む。そうそう、刈谷分局では主に瓦を製造したが、それと並行して煉瓦もそこそこの量を作っている(最終的な生産量は後述『公文書から見た『東洋組事件』』を参照されたい。他分局も同様)。

明治16年6月には岡崎藩、豊橋藩、田原藩で土族生産談話会が結成され、うち岡崎と田原に東洋組分局が設けられた。岡崎分局は玉置政治(幕末に脱藩して榎本武揚に就く、のち額田郡戸長、岡崎町長)が取締役となり、明治17年7月に工場が完成、西尾分局から指導者を招いて陶管製造と煉瓦製造を学んでいる。しかし設立が遅かったこと

に加え、窯の造りが不完全で、ほとんど開店休業状態のまま終焉を迎えたようである。田原藩ではセメント製造が計画され、ここでも小倉常祐が指導にあたったほか、一時は齋藤が田原に居を構えて工事を監督したらしい。工場の支配人格は旧田原藩士澤渡邊、同杉原治綱が石灰石の採掘や製造販売を任されていた（『功労者伝』）。豊橋には東洋組分局が設けられることなく終わったが、旧豊橋藩士十数名が田原分局に通って働いていた記録がある（公文書『貸下金決議留』75、3、24、n57）。

こうした工場を宇都宮三郎が実地に視察したこともあったようだ。明治16年7月に知多郡と碧海郡に交詢社支社が設立された時、その発会式に宇都宮が参加し、数日間滞在するなかで刈谷と西尾にも足を伸ばしたことが『交詢雑誌』第125号記事にある。「刈谷西尾を巡廻」とあるだけで具体的な視察内容は書かれていないが、東洋組工場を訪問し、自身が設計した改良窯の稼働状況を確認したかったものと想像される。宇都宮と東洋組の関わりが裏付けられる数少ない記録のひとつである。

## ■東洋組の斜陽（『東洋組事件』）

国貞県令や東京華族、西尾士族の強力なバックアップを受けて本格稼働を始めた東洋組だが、その頃にはもう資金難に陥っていて、所謂自転車操業の態であった。砲台用煉瓦の受注をするたびにその代金を前借りするような有り様だったし（前節「[公文書にみる創始の頃](#)」参照）、明治15年12月に窯を建設するため借用した1万円も返済が滞る一方で、返納期限の延長を繰り返した挙げ句に悉皆返済しないまま終わってしまったことになる。

この延滞を具体的にいえば、明治16年6月に10000円のみ返納、6月末に残金を支払うことを願い出（東京株23000円は客月ようやく満了したが製造や職工役員への支払いがあるため返済に充てられないとしている）、翌7月にはまた10000円のみ返納して残りを8月末まで延期願い、それもまた守れずに9月になって再三の延期願いを提出、といった具合いだ。これに対して県庁は、その都度（不都合千万とは言いながら）願を聞き入れているが、補償として何かを抵当に取るようなことはせず、ただ証書を提出せよと命じるばかりであった。今の感覚でいえば無利子無担保で1億円近くの額を貸し続けたようなものだ（以上公文書『貸下金決議留』75・2、19中）。

願書提出のたびに勧業課が口添えをしているのが興味深い。この頃愛知県庁には勧業課が置かれ、産業奨励や技術伝習、資金融資などの事業を行っていた。県内生産品の展示と宣伝を行なう勧業博物館もこの頃設置されて勧業課が運営している。当時はまだ銀行という制度が未熟だったので、その代わりとなって資金融通をしたものらしく、そも銀行を利用するような工業生産も皆無に近かったから、このような思い切った融資があり得たようだ。国貞知事は愛知県の殖産事業に熱心だったと評されるけれども、その元を辿れば勧業課の方針としてそうだったということになるのかも知れない。

而して東洋組に対するのと同様の無担保貸下げは、規模こそ違え他の事業者や個人に対しても行なわれていて、最終的にはその貸下金が回収不可能となってしまう。そのことが議会で糾弾され、**“東洋組事件”**として世間の耳目を集めることになるのである。ここではその**“東洋組事件”**に至る顛末とその解決を見ていこう。

愛知県公文書館に蔵されている東洋組関係の公文書は、ほとんど全て、繰替えや拝借金に関するものだ。その申請は先述の窯築造費の貸下げが認められたあとも続いている。明治16年7月には陸軍省納入の代価3000円を得たが、これは承前の繰替金の返済に当て、改めて9000円の繰り替えを依頼(先述公文書n79)。同年10月17日にも「粗製煉化石四十万個お買い上げに付」該金40000円の繰り替えを願っている(同n82)。これらは先例通り認められることになるのだが、ここへ来て大きな問題が発生する。繰替下げ渡しがなされた後になって、該注文が「購求中止」、すなわちキャンセルになってしまうのである。陸軍省の予算窮乏と計画変更の必要から、砲台建設が一時休止になってしまったためだ。東洋組の経営は「向こう十年間の御約定」を前提としていたうえ、受注のたびに代金を前借りするような操業が続いていたわけだから、この購求中止は全く致命的なことであった(以上公文書『貸下金決議留』75・3、29中)。

創業から1年も立たないうちに存続の危機に立たされた東洋組。かといって新たに販路を求めるとも難しかった。この頃の愛知県はまだ民力が弱く、煉瓦造の工場を要するような大きな産業は育っていなかった(大阪でさえ官需が中心で、明治14、5年にようやく大阪紡績工場ができ、それに刺激を受ける形で各種私業が盛んになっていく。愛知県下に大資本の工場が建ち始めるのは明治20年代からである)。市井の人々は煉瓦とは何かすら知らなかったと思われる。売り込みのために持っていった煉瓦を橋の上から投げ捨てて帰ったという大野介



蔵のエピソードがあるくらいだ（『迎喜寿我足跡』p. 8）。

砲台建設用煉瓦が中止になり、鎮台（兵営）建設用に切り替えたとするいくつかの文献はこの辺りの況情を述べているとみられる。西尾工場で瓦や土管が製造されるようになったのもこの頃のことのようである。この時期の納入先は記録が乏しくはつきりしないが、『市史』には豊橋の歩兵第18連隊兵営や皇居造営用に煉瓦を供給したことが書かれている。前者は明治17年から19年にかけて吉田城址に建設されたもので、実際に酒保の遺構とみられる建物基礎から西尾分局の煉瓦が検出されている（豊橋市埋蔵文化財センター『吉田城址X』）。皇居造営用に関しては公文書中に多少の記録があるので、少し長くなるがそれを掘り下げておこう。

ここでいう皇居造営は、明治初年から21年にかけて行なわれた「明治御殿」の建設のことだ。当初はジョサイア・コンドル設計の石造の洋風建築が建てられることになっていたが、何度も計画変更された末に外観は純和風・内装は洋風という折衷様式で竣工をみた。東洋組が煉瓦を受注したのは明治17年度の初頭とみられ、8月6日に（また！）その代価の前借りを愛知県庁に願い出ている。受負高総額は金3万2693円37銭2厘（個数は不明だが一個1銭弱とみて約300万個と推測される）、17年7月から12月まで毎月納入の契約で、前陸軍省納入の失敗を受けてか土木課が製品を検査したうえで積み送りすることになっていったようだ（代価は県庁を通して下げ渡し）。またその代価の半分を以前の繰替金の返納に充てることを齋藤は約束していた（以上『貸下金決議留』75・2、19、n28）。

けれども、この請負も随分な失敗に終わっている。後に愛知県庁が東洋組の経緯をまとめた公文書では、回送した煉瓦が「御造営局に於て煉瓦の内巨多寸法違いのものを発見除却せられ」、約定通りの支払いが行なわれなかったらしい。同年12月にも皇居納入用煉瓦に絡んで拝借金を願い出ているので（公文書『貸下金決議留』75・3、29、

n86) 納入自体は続けられたようだが、皇居の設計変更のこともあり、最終的にどれほど納入できたものか怪しい。

陸軍省への納入では「寸法違いのもの」が除却されるようなことはなかった。砲台建築は土木建築に近いもので、いわゆる洋風建築のよっうに見た目の美しさを求められるようなことはないから、(堅牢でさえあれば)煉瓦の品質がとやかく言われることがなかったのだろう。実際に作られた洋風建築の設計では例えば壁の幅を五厘刻みで指定した例を見たことがある。そんな建築を実現するために煉瓦品質も厳しくチェックされたことは想像に難くない。

それに加える私の想像は、三河で認識されていた「煉瓦というものの寸法」(「砲台建築で要求された煉瓦の寸法」と、関東における一般建築の煉瓦寸法(「関東でデファクトスタンダードとなっていた東京型煉瓦」)が違っていて、三河的煉瓦のままを皇居造営用に納入したのではないかということだ。日本では長い間全国共通の煉瓦寸法規格が存在せず、需要先や煉瓦産地によって様々な寸法の煉瓦が作られていた。東京では銀座煉瓦街建設の頃に煉瓦寸法が規格化され、それが長く標準となっていたから、皇居建築を設計するにもそれが準用されたとみている。また洋風建築はイギリスに範を取って始められたものだったから設計単位はヤードポンド法であったはずである。一方砲台建築は、というよりも日本の軍制はフランスの指導を受けて始まったものなので、要塞の構築などもメートル法に則って設計されていた(軍制は後にドイツ流に改められるがメートル法準拠は変わらず)。作る側はそれを尺寸に換算して作っていたわけで、インチやセンチを尺寸で切りの良い数字に寄せていく際の考え方——切り上げるのか切り捨てるのか、また焼き上げた煉瓦の寸法の許容誤差など——も自ずから違ったのではないかと想像する。三河では砲台建築用煉瓦が製造の経始となったから、その寸法がすなわち三河のデファクトになり得た。関西の煉瓦が鉄道建設を契機にして始まり、その時採用されていた

たらしい2-1/4インチ厚という規格が関西独自の煉瓦寸法たる関西形になっていったのと同様のことが三河でも起こっていたのではないかと想像するわけである。

	長手 (mm)	小口 (mm)	厚 (mm)
西野石灰焼窯使用「西尾分局」印	225	110	59
西野石灰焼窯使用「西尾分局」印	215	110	57
西野石灰焼窯使用「西尾分局」印	225	114	59
西野石灰焼窯使用「西尾分局」印	223	110	60
西野石灰焼窯使用「西尾分局」印	225	110	57
西野石灰焼窯使用「西尾分局」印	220	117	58
西野石灰焼窯使用「西尾分局」印	(断 16.9)	109	53
西野石灰焼窯使用「西尾分局」印	(断 20.2)	108	59
第18連隊酒保使用「刈谷分局」印	228	108	58
第18連隊酒保使用「刈谷分局」印	220	104	54
第18連隊酒保使用「西尾分局」印	220	108	60
西尾工場近傍転石「西尾分局」印	(断)	112	60
西尾工場近傍転石2「西尾分局」印	224	109	57
田原工場近傍転石「西尾分局」印	(断)	110	58
(平均値)	222.5	109.9	57.8

東洋組時代の煉瓦の寸法について、発掘調査報告書等から拾い得たデータに筆者検出の計測例を合わせて掲げておく。データ点数は少ないが、その平均値を取ると222.5×109.9×57.8mmとなった（各辺の不偏分散は14.1、9.15、4.49）。興味深いことにこの寸法は『窯業便覧』（大日本窯業協会、大正11年）に掲げられているフランス標準型222×111×60mmに近い。またこれらを尺寸に寄せた場合とインチ

に寄せた場合（尺寸は5厘刻みで、インチは1/8インチで規格化）を示せば

7寸3分5厘×3寸6分5厘×1寸9分

8-3/4 in × 4-3/8 in × 2-1/4 in

となる。東京形煉瓦は7寸5分×3寸6分×2寸とされていたので、それよりも長手が短く若干薄い傾向があるといえるだろう。また上掲10点から推定される厚さの母集団の不偏分散が4.49と大きいこと（厚

さに±4ミリ以上のばらつきがあること）は注目すべきと思う。東海道線の煉瓦構造物で同様の採寸をするとここまで大きな分散にはならず、もともと厚さが揃っていなかったことがわかる。そのような煉瓦では煉瓦積み一段の水平線が揃わなくなるため見た目が悪くなるものである。皇居造営用煉瓦はこの“寸法違い”が嫌われたのではあるまいか。

ちなみに関西のデファクトスタンダードであった寸法・いわゆる並形は7寸4分×3寸5分×1寸7分5厘と紹介されることが多いが（大高庄右衛門『煉瓦の形状に就て』大日本窯業協会雑誌No.159、明治38年）、明治20年代初頭に書かれた建築の教科書である滝大吉『建築学講義録』では東京形と同じ平面形状で厚さ1寸8分のものに関西形としている。これは当時の鉄道局がデファクトスタンダードとして採用していた9in×4-1/4in×2-1/4inの煉瓦を尺寸に寄せて表記したものとみられ、これを製造する際に発生する寸法違いのもの（焼き締まってより小さくなったもの）を正規品に対する並品として安価に販売したことがきっかけで並形なる規格が発生したものと想像している。その地域で最初に製造された煉瓦の寸法が後々まで影響を及ぼした例である。

余談を続けければ、地域や需要によって異なる寸法の煉瓦が作られていた状況を改善するため、大正14年に日本初の共通規格が定められたが（JES・210×100×60mm）、これも官庁納入用の煉瓦にのみ適応されたため、市井では相変わらず異寸法の煉瓦が流通した。戦後のJIS制定によってようやく真の意味での規格化が達成されることになる（寸法はJESに同じ）。

東洋組の話に戻る。陸軍省の砲台用煉瓦が打ち切りとなったうえ、皇居造営用煉瓦の不備も発覚し、東洋組の経営はますます厳しくなっ

ていった。そんな中でも新たな貸下げを受けて岡崎分局や田原分局を建設しているのは、正直なところ何と評したらよいのかわからない——土族授産の目的を全うするための自己犠牲的無茶であったとも、約束を果たすことしか念頭にない盲目的邁進とも、齋藤が生粋の詐欺師であったとも取れる——。明治16年12月28日には田原工場建設と煉瓦・瓦製造所の資本金に充てるため1万円の繰り替え願いを提出（公文書『貸下金決議留』75・2、19、n25）。東京株主からの回金があるまでの急場凌ぎと断っているので、田原のセメント製造についての株を新規募集していたと見られるが、返納期限とした明治17年4月末・5月末になっても返済されず、この繰り替え金も後に貸下金扱いされることになる。

東洋組に対する貸下金は、これ以外にも

1000円	明治15年12月25日貸下
4000円	同年同月27日貸下
5000円	16年2月1日貸下

があったことになっているが（『貸下金決議留』75・3、25、n56の4）、この日付でこの額を貸し下げた記録は公文書中に見つけることができなかった。窯築造費として拝借願を出した1万円がこれに相当するものと思われる（公文書中に残る拝借願は12月12日付けだが、それを諾する返答案に「証書式等会計課へ可伺出事」とあるので、改めて証書を添えて申請したと思われる。その際に借用すると利子が積むので分割して借用することにしたのではあるまいか）。

そんな貸下金の返済はまことに牛歩の進行で、最終的には

1000円	明治16年5月3日返納
1000円	同年7月3日返納
811円75銭	17年10月6日返納
1047円62銭4厘	17年12月24日返納
計 3859円37銭4厘	
16140円62銭6厘	未納
2653円92銭2厘	未納利子

という有り様であった（前掲公文書）。貸下金Ⅱ地方税からの貸下げの扱いであるので、もしそれが回収不可能になれば地方税で穴埋めしなければならなくなる。また賦金であるために滞納すればするほど利子も増え続けることになる。タイムリミットは翌18年6月30日。この当時の会計年度は7月始まりであったので（18年度は7月～翌3月末とされ、19年度から今のような4月始まりとなる）、それまでに返納がなければ、それを地方税の損失として予算の辻褄を合わせなければならなくなる。而して結局はそうせざるを得なくなり、その補填方法を巡って議会と大衝突することになるのだった。それが“東洋組事件”と呼ばれた騒動の中身だ。

なお、砲台用煉瓦代の繰替え後に購求中止となった分4900円、皇居納入用煉瓦代金の繰替金1000円も返済が滞っていたが、これは斎藤個人に対する賦金扱いに変更されていて（『貸下金決議留』75・3、29、n90の1、明治17年7月4日付）、これが議会で問題視されることはなかった。将来回収可能な賦金と判断され、この時点では穴埋めを検討しなかったためであるようだ。

16年末に繰替えを受けた1万円を資本として、田原分局は明治17年3月に、岡崎分局も同年7月に開局したが、その頃にはすでに東洋組

の経営は破綻状態に陥っていて、西尾や刈谷の給与の未払いも起こり始めていた。17年秋にはいよいよ金策に窮し、齋藤始め各分工場の代表者が連名で金2万円の借用を願い出た記録がある（前掲簿冊23、n44）。資本金に充当するためとして、その抵当として「当組所有」の刈谷瓦製造所、田原セメント製造所の2カ所を差し出すとしていた（無利3ヶ年据置、4年目より向こう5ヶ年賦で返納）が、これが県に受け入れられた形跡はなく、さすがに堪忍袋の緒が切れた様子である。

### ○ “東洋組事件”

東洋組の失敗は今や火を見るよりも明らかとなった。その窮状が世間にも伝わったとみえ、これを国貞県令の失策として難詰する声が市井に湧き上がる。多額の金銭を無利子無担保無計画に貸し下げた結果こうなったのだという批判である。時はあたかも自由民権運動の華やかなりし頃、県会議員たちもこれを格好の口撃材料として、来る17年度の通常県会を待ち構えた。

しかし、ここで誰もが予期していなかった事態が発生する。明けて1月18日、国貞県令が病気で急逝してしまうのである。明治13年に愛知県の四代目県令に就いてから約5年、明治8年に愛知県参事となった時から起算すれば実に10年近くも愛知県政に関わり続けてきた名県令の突然の死であった。国貞県政は県会と衝突することも多々あったものの、県の殖産興業に意を配り、主要国道の改修や河川改修も熱心に行なつて、近代愛知県の素地を作り上げたといっても過言ではなかった。議会でも知事自ら予算説明を行なつたり答弁に立ったりしつつ大いに議論を戦わせるスタイルで、まこと健全な議会運営といつてよい。そのような知事の死を嘆く議員も多かったものと想像する（もちろんそのことと県政の失策追求は別物である）。

逝去した国貞廉平にかわって五代目の愛知県令となったのは**勝間田稔**であった（在職中に制度が代わって県知事となる）。偶然かどうか、勝間田も元長州藩士で、維新後は山口県の職員を勤め、明治9年に内務省勤務。内務少書記官、警保局事務取扱、内務権大書記官などを歴任したのちの県令職初登用であった。

愛知県への着任は3月8日。この月に17年度の通常県会が開かれたが、ここでは国貞県令時代にはば出来上がっていた18年度予算案を県議会に提出したのみであった（18年度は7月始まり、19年3月終わりの会計年度。ために通常県会もこの時である）。そして5月7日、臨時県会を招集し、補正予算に関する議論を行なうなかで、東洋組に対する貸し下げ金の件にカタをつけることを表明した。国貞県令時代に行なわれた東洋組への貸下金について、現金資産による返納の見込みが立たないため、同額面の旧公債証書によって代納し不足分は年賦で支払いたいとする東洋組の出願を承諾すること（第一号諮問）と、回収不能になった貸下金——東洋組に対する貸下金の未納利子や、他の事業者や個人について貸し下げ、同様の焦げ付きを起こしていた少額の貸下金——による損失を地方税から補填すること（第二号諮問）を問うたのである。

当然、県会は猛反発した。県政の失策によって生じた損失を、県民の血税である地方税によって穴埋めしようというのだから。しかもその損失の大半は市民生活とは縁遠い士族階級に対する授産事業の失敗に起因するものだったわけで、市民感情的にも全く受け入れられなかったに違いない。

「貸下金を同額面の旧公債証書で返納する」ことの意味は少し込み入った解説をしなければならぬ。ここでいう旧公債証書とは、明治政府が成立した時に旧藩の負債を整理するために発行した公債のことだ。明治維新によって幕府や藩が消失することになった時、その負債までも無いことにしてしまうと藩幕に対して貸し付けていた者たちが貸し



損になってしまい、新政府の信用を損ねる恐れがあった。それで藩幕の負債を明治政府が肩代わりすることを約束し、ただし現金一括で支払えるような余裕はなかったために公債を発行したわけである。旧公債証書は弘化元年（1844）から慶応3年（1867）までの間の債務を対象とし、明治5年から54年まで50ヶ年の分割払いとした。証書は50年分の切取枠があり、該当年にその一枚を現金に替えることができた（日本銀行金融研究所アーカイブ参照）。そういうわけで一種の金券として機能したけれども、全額を現金化し終えるのは50年後のことだし、その間に物価が上昇して価値が目減りしてしまうのは目に見えるから——後に発行される各種公債のような累積金利は設定されていないから——、旧公債証書は額面通りの価値を有さないというのが共通認識になっていた。

第一号諮問とともに議員に配布されたとみられる印刷物が公文書『貸下金決議留』75・3、25にある。これを読むと事態の極まっていたことがよくわかる。資産調査の結果、東洋組には資産というべきものがほとんどなく、工場敷地や保有物件を接收し売却したとしても2000円弱にしかならなことが記されている（後掲）。ゆえに額面通りの価値はないとわかっていながら旧公債証書による代納を認めただけがまだ得策だと判断されたのである。なお東洋組の未返納分はこの時点で16144円62銭6厘あり、それに対して旧公債証書額面16150円を代納、その現金に対する不足額は齋藤個人が年賦で払うと申し出ていた——この未納分には2653円余りの利子も発生していたが、丸々棄損として扱い、また東洋組以外への貸付も



旧公債証書（日本銀行金融研究所アーカイブより引用）

棄損扱いとして、それら損失を地方税で補填するというのが第二号諮問である。『県議会史』では資料を欠くため内容不明とされていたが、公文書等から再構築すると右記の如くなる――。

この2つの諮問についての議論は荒れに荒れた。そうなることを予期した議長が議会の劈頭で傍聴禁止を宣告したことも火に油を注ぐ結果となった――市民の間でもこの問題に関する関心が高かったのだろう、議会には多数の傍聴希望者が押しかけていたが、この宣言によって締め出されたと『県議会史』にある――。とにかく県会側は否決の一点張り、加えてその損失を出した責任が官吏の懲戒令の対象たり得るとして、この問題を参事院に上訴することを決議する。

参事院とは法律・規則を制定・審査するために太政官に設置されていた機関で（後に**内閣法制局**となる）、今回の件のように県や県知事の解釈と県会の法解釈が対立して解決を見ないような場合にその裁定を委ねられることが多かった。申請の日時や申請内容は資料を欠いて不明だそうだが、それに対する参事院の裁決が『**県議会史**』に収録されている（明治18年11月9日裁決）。結論からいえば、この件は参事院が裁定する内容のものではない、という回答。県会側の主張は東洋組に貸し下げ未納となった16140円60銭6厘は県会の決議を経たものではなく、また県令の独断で「地方の事業に非ざる事項」に支弁したものであって、それを県会で議論しなかったことが府県会規則第一条「府県会は地方税を以て支弁すべき経費の予算及びその徴収方法を議定する」に反することだとして諮問の無効を訴えたものらしい。対して県知事側は、地方税金からの貸下げは法律規則に則って行なったものではなく、また当時の常置委員に諮問した上で行なったものであって、経済上の便益を図った単なる行政行為だったとする（これは恐らく、貸下げを行ない、その利子を回収することで利益を得ようとしたものだったという意味と思う。あるいはその貸下げによって新産

業が根付けば県の利益になるという意味か。東洋組への貸下は基本的に無利子で、その遅延に対してのみ利息をつけている。そういう見解の対立は法解釈の範疇の問題ではないというわけである。ただし地方税から支出した貸下金に欠損が出たのであれば地方税で補填するのが筋であるとも書き添えている。要するに県会側は何とかして知事諮問案を撤回させたいと考え、強引に法解釈問題に仕立てて上訴したようである。いくら県会が否決したとしても、知事には原案執行権という伝家の宝刀があったから、それを行使される前に反抗意思を徹底表明した、といったところだろうか。

この裁決は明治19年度通常県会（18年11月開催）の席で報告され、それを受けて再度貸下金の補填の件を議論するために18年12月にも臨時県会が招集されている。この年6度目にもなる県議会の場はこれまでに以上に混乱を極めたようだが、結果として否決され、しかし結局は原案通りに執行されたものと思う——地方税支出の欠損なのだから地方税で補填するほかないというお墨付きを得ているので——。代納が認められた旧公債証書も、東洋組大株主の一人であり、後述する天工会社の組長も務めた朝山頼誉が上納し、11月6日付で收受されている（公文書『貸下金決議留』75・3、25、n60）。旧公債での代納を申し出たのは齋藤だったが、彼自身はそれを所有していなかった。同様に南部藩閥で東洋組支援者の一人であった南部信民に齋藤名義の東洋組株を預け、それを処分して旧公債を用意するよう依頼していた（『決議留』27・2、63、n6）。その処分先が朝山であったのだろう。

（朝山頼誉…肥前大村藩士、開拓使出仕として失業士族の移住を斡旋していたという経歴の持ち主。のち東京府に出仕）

一連の騒動は世間の耳目を集め“東洋組事件”と呼ばれた。勝間田

県令は着任早々この問題に直面し、前任者の尻拭いをさせられたうえに県会の反発を買うはめになったわけ——その後も県会は何かにつけて知事方針に反対し続けることになる——、ちよつと気の毒な気もしないでもない。しかしながら勝間田県令は根気強く議会と向き合い、取り入れるべきところは取り入れ、断行すべきは断行し、実に様々な実績を残して愛知県を去ることになる。県にとっての一大懸案だった木曾川改修が実行に移されたのも勝間田知事時代のことだったし、その権衡工事として三河地方の七つの県道改修を始めたのも彼だった（いわゆる“三河七県道改修”。先に改修を終えていた長野県下の県道を東海道に連絡する意味合いも込められていて、独り愛知県だけの恩恵に留まらない効果があった）。明治10年代末から明治20年代にかけての府県知事にはこういう真面目なタイプが多かったように個人的には思っている。強烈な個性を武器にした独断専行型の県治が横行した時代と、任期を安泰に終えるため保身に終始する知事ばかりになる時代の間であって、その府県の繁栄だとか安寧だとかを本気で考え実現しようとした知事たちである。

### ○公文書にみる “東洋組事件”

以上『議会史』の記述を芯として東洋組事件の顛末を見てきたが、今度はそれを県当局の側、すなわち県に残された公文書から見返してみたい。

国貞県令が病に倒れ、その後を襲った勝間田新県令は、東洋組への貸付金問題が槍玉に挙げられることを察知したのだろう、着任早々に東洋組や各分工場の資産調査を命じている。18年3月から4月にかけて行なわれたこの調査の報告書が公文書『貸下金決議留』75、3、24にあって、各工場の状況が知れて興味深い。煩雑になるが全工場分を掲載しておく。

## ●西尾分工場

同場は十六年四月中の創設にして西尾を去る十四町北に方り矢作川南岸に沿ひたる米津村にありて頗る運輸の便あり此建築を計画指揮せしは齊藤実堯粟生重寔にして其建築費を始め資本金は同所土族の株金を以て之に充て其製品の目的は練化なり而して其原料の粘土は近傍耕地の下層を掘採し最初事業に従事之際は練化及び土管製造は小倉常助並近傍にて従来土管製造に従事せしものより伝習を受けしが何れも不慣の業なるを以て練化製造の如きは型抜すること一日僅に三百個にすぎざりしが漸次熟練して終に七百五十余个に至り土管も始めは（以下一行判読不能）以て総人員二百八十名の多きに及びり而して製造の物品は多く東洋本部に送り其販売代金を以て運転金となせしが昨年十月より該金停滞して更に本部より廻金なきも就業者は日々の活計に困むより賃金を強いて請求し他の薪材等の代価も同情なるを以て同処役員協議の上工場地所を始め諸器械は勿論役員十一名の家屋並地所を抵当とし金を借り入れ一時支払たるもの凡四千三百円に及び運転資金の欠耗なるより昨年十一月よりは殆んど事業を中止するの景況にて爾来近傍の瓦職工■若干名を使役するに過ぎず然るに同組今回改革により元副組長なる朝山頼譽組長と同人に工場を引渡しに際し同場役員の如きは負債共に引継ぐことを欲し朝山は旧債を負担するを欲せざるよりして未だ協議調わざる趣なり茲に同場創設以来の産額を左に掲ぐ

- 一 練化 百三十万六千四百三十九個 十六年分
- 一 同 百十六万六千六百六十九個 十七年分
- 一 土管 一万七千九百七十七本 同

一 瓦 十万八千八百十四枚 同

一 練化 八千三百七十六個 十八年一二兩月分

東洋組の煉瓦製造について小倉常祐が指導をしたという話は右報告でもそれが裏付けられる。地所器械を抵当として運転資金を借り入れているのは、齋藤が各分工場を関連士族へ無償で譲り渡していたからで（恐らく18年1、2月頃）、そうして工場は調査の時点で「**天工会社**」という新会社を設立していた（次の刈谷分工場の条参照）。東洋組と天工会社の関係は後ほど詳述するが、東洋組傘下の事業体が独立して新会社を名乗ったもので、建前上は「東洋組とは無関係の別会社」ということになっていた。

同じ時に齋藤が提出した従業人取調書では「煉化石及瓦水樋管製造」、士族316名、他瓦職30人が勤務となっている（同簿冊同索引番号、n57）。

### ●刈谷分工場

同場は十六年三月中創設にして刈谷旧城趾に位置を占め工場は概して克く整頓せり運輸は同場を距る三丁計りにして逢妻川の支流ありて其便あるも尚一層の便を計らん為め工場迄該流掘割に着手し工事已に七分に及びたるも目下其業を中止せり工場建築を指揮せしは齋藤実堯にして該金は都て本組の経費より支出し其製品の目的は瓦なり而して其原料の如きは西尾と同じく近傍より採掘し就業者は練化及び土管製造に従事し技術も西尾に伯仲せり且つ別に瓦職工（是は平民なり）を雇い入れたるを以て総人員七十人にして製品は都て本部に於て販売し右金を本部より廻金し資金に充てたるが昨年末に至り資金欠耗より事業を中止の有様となれり然るに今回同組改

革に際し去る十五日事業を天工会社に引継ぎたる旨にて資金の融通を得目下就業するもの二十余人に及び特に門前に天工会社工場と大なる標杭を建てたるは甚だ不穩当の為所なるが如し茲に同場創設以来の産額を左に掲ぐ

- 一 練化 百十五万千三百五十一個 十六年分
- 一 瓦 十八万千六百十七枚 同
- 一同 六十九万五千枚 十七年分
- 一 練化 二万五千三百個 十八年一二兩月分
- 一 瓦 五万六千枚 同

刈谷工場も東洋組から独立して天工会社となっている。その時期を「去る十五日」としているのは貴重な情報で、天工会社として稼働し始めたのが18年2月15日だったことがわかる（『市史』にも18年2月10日付けの「天工会社定款」が存在することが記されているが正確な創設時期はわかっていなかった）。墨色も鮮やかな「天工会社」の標柱を見て県官吏が不快感を表しているのがなんとも興味深い。

先述のように「天工会社」は東洋組麾下の煉瓦工場・瓦工場が独立して成立したものだ。単に西尾工場と刈谷工場の独立合同というわけではなかった。東洋組は「煉瓦製造株券」や「瓦製造株券」など事業ごとの株券を発行していて、私は未見だがそれぞれの定款も作成されていたという（公文書『上申留』46、17、n20）。つまり東洋組とは別に煉瓦製造会社、瓦製造会社等、事業内容毎の子会社が存在する格好で、西尾や刈谷などの分局はその仕事を請け負う東洋組分局という形式になっていたわけである。そうして煉瓦製造会社と瓦製造会社が東洋組の傘下を離れ、合一・独立したのが天工会社であった。旧株主は自動的に天工会社株主となり、この設立と同時に西尾分局や

刈谷分局、岡崎分局の諸資産は東洋組から旧株主へ譲渡されている。その結果として西尾分局・刈谷分局は天工会社分局となったのだった。齋藤提出従業員取調書では「煉化石及瓦水樋管製造」、刈谷土族85名、他瓦職104人。

### ●岡崎分工場

同場は昨年七月の創設にして男川北岸に沿って位置を占め克く運輸の便を得たり此建築は齋藤実堯及び粟生重寔の指揮に抛りたるものにて其製品の目的は土管なり而して原土は同場を距る一里以内なる伊田明大寺両村より採取し最初は西尾工場より教師七名来りて土管及び練化製造の法を教授し■場人員其后漸次増加を凡六十名に至り土管の如きは一日一人に付四本練化の如きは同上四百個を製するに至り何れも焼成を試みたれども窯の構造其宜きを得ざるが為め予算より薪材の消費多く十分の結果を得ずして同年十一月終に休業するに至り然れ（以下一行判読不能）土管製造に従事せり昨年中同場に於て製造東京へ輸送せし練化は七千八百六十個にて現に同場に在る白地練化（未だ焼成せざるもの）一万四千六百個同上土管二千百八十本なり同場役員の談話に抛れば向后之を維持せんとすれば窯之構造を改正するに非ずんば営業上甚だ困難なるべしと云う

東洋組岡崎分局はほとんど稼働しないまま終わったためか地誌等でもほとんど取り上げられていない。その岡崎工場の状況が知れる情報として大変貴重である。ここにあるように土管製造を中心事業に据え、それと並んで煉瓦製造も行なおうとしていて、少数ながら実際に東京のどこかに出荷されていたことがわかる（皇居造営用だろうか？）。



なお岡崎土族の生産談話会は明治16年6月に成立しているので、そこから1年以上経過してやっと工場が作られたことになる。齋藤の取調書では「煉化石及水樋管製造」、岡崎土族66名が勤務。

### ●田原分工場

同場は明治十七年三月中の創設にして田原村河岸より西に方り距離凡そ八丁の処に在り工場克く整頓せり該建築を担当指揮せしは元東京集治監に奉職せし小倉恒助（同人は東洋組の雇にして月給五十円）にてセメント製造の事熟知せるを以て同品製造は都て同人指揮をなし其際は日々六十五名程就業せしものありしが其后休業に付同人は東洋組本部に歸れり使用の原石産地は同場より距離僅に七町にして且つ車を以て運輸し大に運費を減殺するも同場近傍より産する粘土は不良にして幡豆郡刈谷より産する粘土の善良にして且つ廉価なるに如かざるを以て之を使用するに至れり製造法は先ず原石を焼上げ石灰となし之に粘土を水にて混合し（石灰六分粘土四分）之を筥に伝え漸次水簸場に流し入れしめ沈低して上水を去り之を乾燥場に送り其適度を度り六寸四方に切り而して之を再び窯に入れ無烟石炭にて焼き上げ之を石臼にて細碎し篩に上げ四十八貫を一樽とし各所に販売するを常とす然るに同場は昨年試製のセメント三四樽を豊橋分営に販売せしのみにて他は直に窯に入るに堪ゆる迄に製造せしもの凡三万貫あり且つ石炭も曩に購入せしもの八千百八十二貫六百目あり大窯は未だ試験を経ざるも一回六千貫づつ焼き上げ得るの計算にて一ヶ月五回焼成すれば之が為め現量の四割を減するも三百七十五樽は出来の割合にて原価（一樽三元？）に相当（以下一行判読不能）すと

雖ども愈販路閉塞の場合に至れば石灰にて販路するの路あるを以て該場の如きは管理其法を得ば事業を継続する敢えて難き■らかるべし

東洋組4分局の中で最後に創設されたのが田原分局であった（齋藤略伝の条で引用した『功労者伝』には、試験に月日を費し、製造の目処がついたのは明治16年秋ごろとしている。その後本格的に工場建設を始め、開場に至ったのが翌年三月であったらうことは、16年12月にセメント製造所の建設費の拝借願が残されていることから明らかである）。そうして開場した割に製造し得たセメントはわずかに34樽で、豊橋分営（名古屋鎮台豊橋分営、第3師団歩兵第18連隊駐屯）の建設に使われたのみであったというのはいささか残念な話である。

県の資産調査の際に齋藤が提出した資料によれば、田原分局の諸資産は南部信民から600円を借用するためにその抵当として差し出していることになっていた。それよりも以前、17年10月に東洋組の主だった者等が連名で、県に対して2万円の借用願を提出していた形跡があった。この借用は受け入れられなかったらしく、後年作成された貸下金一覧には記録がない。それが失敗に終わったために大株主の南部を頼ったものようである。

従業人取調書「セメント製造」、田原士族71名、豊橋士族13名。

調書には各工場の建屋や施設も事細かに書かれているが、これを集約し、18年5月の臨時県会に参考資料として提出したとみられる印刷物のほうから転記することにする（順序は前記述に合わせて入れ替えた）。「\*」は不鮮明で読めなかった箇所である。

○地所建物等代価概略見込

幡豆郡西尾煉化石等製造場

一 事務所

此建坪三拾九坪五合

元 価 凡金三百拾六円 壺 坪 金八円 沽 代凡金百五拾四円 壺 坪 金四円

右屋根瓦葺中二階付木品松杉渾て畳敷

一 門番所 壺棟

此建坪貳坪貳合五夕

元 価 凡金拾三円五拾銭 壺 坪 金六円 沽 代凡金六円七拾五銭 壺 坪 金\*

右屋根瓦葺木品杉仕立

一 物置 壺棟

此建坪四坪五合

元 価 凡金貳拾貳円五拾銭 壺 坪 金五円 沽 代凡金九円 壺 坪 金貳円

右屋根瓦葺土間

一 工場

此建坪五百拾七坪六合四夕

元 価 凡金七百七拾 壺 金壹円 沽 代凡金百五拾 却 五円貳拾九銭 \*

右屋根藁葺柱梁杉丸太土間所々壁

一 同 三棟

此建坪貳百六坪六合六夕

元 凡金四百拾三 壺 坪 金貳円 沽 代凡金百円 壺 坪 \*

右屋根藁葺柱杉丸太掘立梁松

一 煉化石及び瓦焼窑 拾参ヶ所

元 価 凡金七百八拾円 沽 却すれば無代価の見込

右煉化石窑は煉瓦瓦窑は土製

一 敷地反別式町壺反三畝九歩

地価金七百三拾八  
円貳拾三錢七厘

沽 代凡金五百拾六  
却 円七拾六錢六厘

右元畑地のよし近頃隣地は明治用水を引田方にするの  
便を得稍価格を進めたる景況なれども沽却の場合には  
地券面には買取らざるべし仍て地券代価の三割を減じ  
沽却代と見込

合計 金三千六拾  
円壹錢七厘

合計 金九百四拾五  
円拾參錢八厘

### 碧海郡刈谷煉瓦及瓦製造場

一 敷地 壹町八反八畝七步 借地 一 同

千九百八拾九坪六合八夕 官有地拝借地

右民有借地は壹畝步壹斗の掬米官有地は拝借料壹ヶ年  
金三円

一 事務所 壹棟

右借家壹ヶ月金五円

一 試験場 壹棟

此建坪拾五坪

元 凡金七拾五円 坪 金五円 沽代凡金三拾 却七円五拾錢 坪 金貳円五拾錢

右屋根瓦葺土台付柱梁等作角屋根裏竹野地土間

一 工場 壹棟

此建坪三拾坪

元 凡金九拾円 坪 金三円 沽代凡金四拾五円 却 坪 金壹円五拾錢

右屋根瓦葺角裏竹野地柱梁杉丸太掘立土間

一 物置 壹棟

此建坪三坪七合五夕

元 凡金拾壹円貳拾五錢 坪 金三円 沽代凡金五円六 却拾貳錢五厘 坪 金壹円五拾錢

右屋根瓦葺竹野地柱梁作角土台付板縁

一 休息所 壹棟

此建坪四拾坪

元 凡金八拾円 坪 壹 金貳円 沽代凡金拾六円 坪 壹 金四拾銭

右屋根藁葺合掌三尺間杉丸太柱梁同木板縁

一 瓦工場 六棟

此建坪貳百七拾坪

一 同 貳棟

此建坪百三拾五坪

一 同 壹棟

此建坪三拾六坪

一 煉化石工場 五棟

此建坪貳百貳拾五坪

建坪合六百六拾六坪

元 凡金九百九拾九円 坪 壹 金壹円 沽代凡金百九拾 却 九円八拾銭 坪 壹 金三拾銭

右屋根藁葺合掌三尺間柱梁共杉丸太掘立

一 瓦焼窑 拾八ヶ所

元 凡金九百円 沽却すれば無代価の見込

一 同洋風 貳ヶ所

元 凡金三百八拾 同上  
価 貳円三拾銭

右拾八ヶ所は尋常土製貳ヶ所は煉化石積

合計 金三千五百三拾 合計 金三百三円九  
七円五拾五銭 拾貳銭五厘

### 額田郡岡崎煉化石及水筒管製造場

一 工場 三棟

此建坪百九拾五坪五合

元 凡金二百九拾 壹 金壹円 沽代凡金五拾八円六拾五銭  
価 三円貳拾五銭 坪 五拾銭 却

右屋根藁葺柱梁杉丸太掘立所々壁付事務所右の内に仮設あり

一 煉化石及び水筒管窖 式ヶ所

元 価 凡金貳百四拾五円 沽却すれば無代価の見込

右煉化石窖は煉化石にて築立水筒管は煉化石にて積立土塗煙筒付

一 敷地反別三反九畝四歩

地 価 金百拾八円七拾五銭 沽代凡金九拾五円

右は元畑地にして市街に近く且乙川に沿便宜の地なれども近年地価下落に付実際沽売に至ては地券面の価格は得難たかるべし依て式割を減じ沽却代と見込

合計金六百五拾七円 合計金百五拾三円六拾五銭

### 渥美郡田原セメントー製造場

一 事務所 壹棟

此建坪貳拾八坪六合六夕

元 価 凡金貳百円 壹金六円九 坪拾八銭 \*

右屋根瓦葺柱天井共杉仕立琉球無縁畳敷入

一 物置 壹棟

此建坪三拾貳坪

元 価 凡金百貳拾八円 壹金四円 \*

右屋根瓦葺木品渾て杉仕立屋根裏野地内土間廻り板囲 渋墨塗

一 水干器械小屋 壹棟

此建坪四拾坪

元 価 凡金百貳拾円 壹金三円 沽代凡金四拾円 \*

一 石灰入物置 壹棟

此建坪三拾坪

元 凡金四拾五円 坪 金壹円五拾銭 却 代凡金九円 坪 金 貳拾銭 \*

右屋根瓦葺柱梁等雑木の儘土台付廻り壁内煉化石敷

一 焼燥場 壹坪

此建坪五拾壹坪七合五夕

元 凡金七拾七円 坪 金壹円 却 代凡金拾円三拾五銭 坪 金 貳拾銭  
価 六拾貳銭五厘 坪 五拾銭

右屋根藁葺柱梁等雑木丸木の儘柱掘立廻り壁

一 碎粉場 壹棟

此建坪六拾四坪

元 凡金百貳拾八円 坪 金 貳円 却 代凡金拾九円貳拾銭 \*

右構造同上内壹拾八坪程板枋共余叩き

一 原質品物置 壹棟

此建坪拾貳坪

元 凡金拾貳円 坪 金壹円 却 代凡金貳円四拾銭 \*

右構造同上柱掘立廻り吹放し

一 工場 壹棟

此建坪三拾七坪

元 凡金四拾四円 坪 金壹円貳拾銭 却 代凡金七円四拾銭 \*

右構造同上所々壁付

一 番小屋 壹棟

此建坪六坪

元 凡金拾八円 坪 金 三円 却 代凡金三円 \*

一 灰沙焼窖 壹棟

元 凡金三千円 却 代凡金貳百円

右根敷三間八寸四方高さ三丈五尺煉化石積さな鉄壹寸  
六分角五拾七本を並ぶ

一 石灰焼窖 貳個

元 凡金七百式拾円

沽却すれば無代価の見込

一 同建築中 壹個

元 凡金貳百円

同上

右根敷壹丈四方高さ壹丈貳尺程煉化石積建築中の分凡半出来

一 水干器械 壹ヶ所

元 凡金三百式拾五円

同上

右は円形直径貳間半混和器械場煉瓦石にて積立鉄鑄物  
運転器備付あり

一 灰沙乾燥場 壹ヶ所

元 凡金四百円

同上

右拾六間に三間の所煉瓦石にて組立中かに火脈を通する穴三ヶ所を明一方より薪を焚一方の煙突に煙を抜く

一 水干場 壹ヶ所

元 凡金三百八拾円

沽却すれば無代価の見込

右は器械にて混和せし灰沙を水干する場にて貳拾四間に四間高さ三尺中か拾式に区画し渾て煉化石を以て積立

一 灰沙碎粉器 壹ヶ所

元 凡金貳百八拾五円

沽却 代凡金六拾円

右灰沙焼上げたる物を碎粉する場所にして四拾坪程の処叩きにて築上右の内へ碓式拾口備付あり

一 煙突

元 凡金三百円

沽却すれば無代価の見込

右灰沙乾燥場の\*\*\*

一 工場敷地合反別六反八畝四歩

地価 金八拾壹円  
七拾三銭

沽代凡金四拾円  
却八拾六銭五厘

右元畑地のよしなれども薄地に付沽却するに至らば地



## 券代価半額の見込

合計 金六千四百六拾四  
円七拾五錢五厘

合計 金五百五十六円  
五拾貳錢五厘

惣計 金壹萬三千七百拾  
九円三拾貳錢貳厘

惣計 金千九百五拾九  
円貳拾三錢八厘

以上の他に名古屋本店に瓦3000枚、煉瓦4000個、土管200本の現物在庫があったという。

県の調査の結果、東洋組の資本と呼べるものはほとんど存在しないことが判明するが、念のための措置だろうか、18年5月22日には関係各市・郡長に対して東洋組関連の財産に関する公証があった場合は県庁に指示を仰ぐよう通達している（公文書『貸下金決議留』75・3、21、n30）。また東洋組に対しても抵当差し入れを命じたらしく、同年5月25日付けで齋藤から勝間田県令あて、財産物抵当差し入れを拒否する内容の願書が残っている（同簿冊同索引番号、n31）。曰く、既往の負債は齋藤実堯が一身上に引き受けることとし、煉化石業・瓦業とも株主に引き継いで現在も事業継続している。これを悉皆抵当に差し出しては自然瓦解のほかなく、せつかく根付きかけた士族授産事業が無に帰してしまうと。そう泣きつく一方で、齋藤所有の瓦株券（百円券88株）があり、旧公債証書を買入れるための資金として南部信民に預けてあること（旧公債証書をもって借入金の返済に充てたいこと）、旧公債証書による返納が聞き届けられない場合はこの株券を取り戻し抵当に差し出すことを約束している。公証保留の指示もほとんど効果がなかった。なんとなれば東洋組資産はすべて天工会社資産になっていたのである。岡崎分局の地所などは通達のあった直後に東京の個人から1000円を借り入れるための抵当に入れられたが（岡崎分局の代表・玉置政治による申請）、すでに東洋組資産でなくなっていたためにそれを止めることはできなかった。またその頃

には齋藤の旧公債証書による代納が聞き届けられる見通しになっていたため公証保留の指示も撤回されている（同簿冊22、n31）。

## ○東洋組の動向

以上述べてきた“東洋組事件”を、今度は東洋組自身の側から見てもみよう。明治17年末頃には東洋組の瓦解が不可避となり、その善後策が練られているうちに国貞県令が病没する（明治18年1月18日）。強力な後ろ盾であり資金面でも融通を利かせてくれた彼の逝去は東洋組解散の決定打になったものと思われる。東洋組傘下の煉瓦製造所と瓦製造所が独立し**天工会社**を名乗るようになったのはその直後で、先述したように2月15日設立という記録が資産調書中にある（『市史』にはこの他に4月14日付作成の営業規則が存在すると書かれている）。

天工会社の設立はよほど慌てて実行されたと見え、東洋組の煉瓦製造所株と瓦製造所株がそのまま天工会社株とされ（『市史』掲載の定款抄録）、会社のトップも旧東京株主の朝山頼誉が務めた。株券が引き継がれたということは旧株主が引き続き天工会社株主として影響を持ち続けたことになるわけで、結局のところ東洋組が名を変えて別会社の体裁を取るようになったただけであった。そんなことをした狙いは、とりも直さず各分局が東洋組の負債の抵当として接收されることを避けることにあつたようである。東洋組から独立し（建前上は）無関係な会社となることで、工場そのものは操業を続けられると判断したわけだ。今日ではこのようなやり方は通用しないだろうと思われるが、商法も会社法も未整備であつたこの頃には“違法”ではなかつたのだろう（もしその可否を問うならば裁判所なり参事院なりに出て判断を請う必要があつた）。

そうして実際、短期間ながら天工会社は操業していたことが確かだ

ある。西尾では「天工会社西尾分局」の判を使用して煉瓦を製造していたし、16年3月に県が資産調査に入ったとき「天工会社」と大書した標柱が建っていたという刈谷分局でも「天工会社刈谷分局製造」の印を押しした瓦を製造している（下写真）。この瓦は千葉県市川市の旧陸軍野砲兵第十六連隊武器庫として建設された建物で見つかったもので、後に千葉県血清研究所となった煉瓦造建築だ（建物の竣工年が不明で、一説には明治30年代建造というから、刈谷工場が天工会社時代に製造したものが何らかの経緯で転用された可能性もある。以上後説「各時代の製品と刻印」参照）。

とはいえ、天工会社の操業は非常に短い間だけだったろうと想像される。すぐさま西尾工場が独立して**精成社**となったからである。精成社の独立の理由や正確な日時は定かには伝わっていないが、東洋組工場が横滑りしてできた格好の天工会社は依然として東洋組の軛に囚われていたので——旧株主の影響力が変わらずあり続けていたし、売上の一部を東洋組に上納することが定款で定められていた（公文書『上申留』46、17、n20）——、さらに縁遠い立ち位置を求めて独立したもののようである。精成社の成立によって刈谷も天工会社でなくなったことを考えると、刈谷工場が独自の生産を始めていた明治18年11月頃には精成社も立ち上がっていたはずだ。『東洋組事件』で問題となった貸下金についてもこの年11月初めに天工会社組長だった朝山頼誉がその額面に相当する旧公債証書を県官吏に渡しているの  
で、これをもって天工会社も解散したとすれば辻褃も合う。



『放置と崩壊の危機にある 市川国府台の赤レンガ建築物  
—その保存と活用を求めて—』より引用

## ○西尾分局の延命

ただし、これで東洋組時代の負債がすっかり消失したわけではなかった。東洋組事件の時には議論されなかったが、煉瓦代繰替金の未返納分5900円が賦金扱いになって残っていたからだ。公文書『上申留』46、17、n20によれば、最終的に東洋組副社長だった粟生重寔が西尾株主の代表として一身に引き受けることになっていったらしい。そうしてそれをどのように処理したかは公文書中に記録がないのであった（「東洋組」をキーワードにして探したために引っかかりなかつた可能性もあるが……）。

精成社の設立にあたっては西尾分局従業員だった旧西尾藩士らが金禄公債を持ち寄って、その売却あるいは現物納で工場敷地其他一切を買い取った（その結果西尾藩士が株主となった）ことが前掲公文書にある。あるいはその代金をもって返納に充てたのかも知れないが、あれだけ詳しい『市史』にもこの未納分がどうなったか記されていない、なんとも判断がつけにくい。

そうやって成立した精成社も長くは続かなかつた。明治19年2月6日に休業届けを出し、その資産一切を東京在住の笠原光雄に売り渡している。笠原は旧西尾藩主松平家の家令であるから、実際の買主は旧藩主相続人松平乗承だろうと『市史』は解説する。そうして買い上げたうえで再度西尾藩士に貸与し、改めて**西尾士族生産所**として再スタートすることになったのだ。西尾士族生産所は会社組織とはせず、いわば笠原の（旧藩主の）個人工場という形態だった。

精成社から士族生産所への転換は“発展的解消”といってよいと思う。ただその背景には何やら“裏”があるようである。粟生が引き受けた5900円を、精成社の廃業によって回収不可能とすることを狙った節があるからだ。しかもそのことが、勝間田県令との間で合意

されていた節もある。県令と旧西尾士族が結託して賦金の帳消しを  
図ったらしく読めるのである。

ここまでたびたび引用してきた公文書『上申留』46、17、n  
20は、明治20年5月頃、内務省県治局長の照会に対する返答の案と  
して作成されたものである。東洋組の失敗やその後継会社の瓦解を一  
通り解説した内容になっていて大変重宝する（後ほどその全文を掲げ  
る）。そもこの照会は、5月19日付けで愛知県が伺い出た「賦金の内  
繰替金毀損之義」に関連して、東洋組やその後継会社、主だった株主  
などを尋ねたものであった。ここで「賦金の内繰替金」とあるからに  
は先述の5900円の件で間違いなく、それが結局は棄損扱いになっ  
たことが間接的にわかる。そうして件の賦金の行方を知れる公文書は  
これ以外に見つけられていないのだった。

一方『市史』には、精成社から生産所に移り変わる頃、東京在住の  
笠原光雄と西尾在の役員・南隼太との間でやりとりされた書簡が掲げ  
られていて、その間の経緯を詳しく知れる。曰く、勝間田県令が上京  
した際、松平乗承に招かれて会食し（県令側は書記官が、旧西尾士族  
側は笠原が同席）、その席で精成社の解散と西尾士族生産所の設立が  
相談されたという。精成社廃絶を切り出したのは西尾士族側であった  
ようだが、それに対して勝間田県令も同意してこう述べたという（p.  
121）。

「二刀両断の断行を以て精成社は全く財産限り（身代限り）廃  
絶せしむる事なれば 無論株主の出金もまた債主の貸金も精  
成社とともに悉皆消尽して（株主、債主の）損失に帰するは  
当然のところ なんぞこれを新就産所にて負担するの理あら  
ん もしこれを負担する時は転々その名称を異にするのみに  
て 旧東洋組の系統を免れざること なお天工会社の東洋組

における 精成社の天工会社におけるが如し」

括弧内は市史編纂者の注釈で、精成社廃絶によつて株主や債権主が損失することになるのは当然だという見解を示したものと解釈されているわけだが、これを「県が繰り替えた5900円の処分方法について語つたもの」と解釈したらどうなるだろうか。精成社を廃止し、生産所を新設するならば、株主が損をすることになるが5900円の賦金は県の損失（棄損）として処理することができ、その負債が生産所に及ぶことはない。もし及ぶのであれば、東洋組が天工会社となったように、あるいは天工会社が精成社となったように、名称を転々と変更して逃げるだけで、それでは東洋組時代の負の遺産を解消することにならない——といったように読め、そのほうが意味が通るように思う。『市史』には粟生が繰替金賦金を引き受けたことが書かれていないので、それを踏まえた分析ができていないはずである。

勝間田県令は右のような発言に継いで、会社制度を取らないこと（株主を生じさせないこと）、旧会社時代の役員を悉皆廃すべきことなどを提案している。また新工場に対して県から運転資金を貸し下げることとも約束した。精成社が消滅することで旧株主（＝西尾藩士たち）が損をすることになるが、生産所の運転が軌道に乗れば何らかの形で補償することを考えようとも述べている。そうやって士族生産所の設立を積極的に支援しているわけである。このことも先述の想像を支持してくれる。勝間田県令は東洋組事件の対応で苦勞させられていたけれども、旧西尾士族に対してはこのように大変協力的であった。それは士族授産を推進していた国の方針でもあったろうし、お互い旧士族であるというよしみも大きくあったに違いない。

前述公文書（n20）の回答案にも勝間田県令の策謀を窺うことができる。ほぼ同じ内容の案が2つ綴じられていて（県が慎重に回答を検討したことがわかる）、2つめのほうを書き起こしてみた。東洋組

と天工会社・精成社の間に資本関係を認め難く、また株主も係累を断つてゐるために、東洋組の負債をこれらに負わせることができないと判断したことが事細かに述べ立てられている。

東洋組煉化石製造会社へ繰替たる賦金棄捐の伺に対し客月七日付を以て御照会の趣了承右は東洋組設立規則同煉化石製造所瓦製造会社定款天工会社定款精成社々則合五冊差進候条会社の組織は右にてご承知相成度將た東洋組は規則第三条乃至第六条に規定ある如く諸工業の試験と実業とを兼たるものなり而之東洋組中煉化石製造及瓦製造の実業を起し別に会社定款を立株主を募集したると雖ども元來東洋組中に生息する一分社に過ぎれば煉化石製造会社と云い將た瓦製造会社と云うも異名同体にて該二会社の株主は取も直さず東洋組の株主なるが如し然れども東洋組と該二会社とは組織上本社支店の關係にて經濟を異にする而之ならず煉化石製造会社定款第二条及瓦製造会社定款第十八条に純益金の幾分を東洋組へ収入するの規定あり且東洋組は規模広大にして各種の工業を起すの目的なれば其種類を限られたる煉化石製造及瓦製造会社の株主を以て直に東洋組の株主とは認めがたき所あり故に之れが區別は法律上の問題に属すと雖ども若し会社の株主を東洋組の株主と見做さざるときは東洋組は發起人を除く外他に株主なく而之發起人は資力なきものなり 又煉化石製造会社及瓦製造会社の株主並該会社を合併したる天工会社の株主中重立たるものは朝山頼誉児玉九左エ門大村純雄南部信民鈴木健五郎柴原和真田幸民田村崇顕にて孰も多少の財産之れある由に候得共■東京府下居住に付實際果て然るやを確認しがたし而之精成社の株主は総て旧西尾藩士族にて其中重立たるものは粟生重寔今井数馬寺本義方岡本多丸の四名にて其他の株

主と雖ども素より資力あるものなく僅かに一家の命脈と頼む  
金禄公債証書は煉化石製造会社の株金に移したる処の残もな  
く会社失敗し為めに過活の資を失いたるより爾来千辛万苦し  
て稍く飢餓を免るる境遇なり以上是東洋組天工会社精成社株  
主資産の有様に之れあり然而て煉化石製造会社及瓦製造会社  
は事業失敗の為め維持しがたきよりは是を合併して天工会社を  
組織したるも是亦経済相立たず殆んど土崩瓦解の域に迫れり  
然るに県庁より東洋組へ貸下金は啻に賦金に止まらず尚地方  
税貸下金壹万六千五百十円あり而て此金は煉化石製造及瓦製  
造会社の資本と共通したるは蔽うべからざる事実なるを以て  
天工会社の負担すべきものと雖ども名義は東洋組の負担なり  
且天工会社の先代なる煉化石製造会社及瓦製造会社の株主を  
以て東洋組株主と見做すことを得る乎否やは前陳の如く用意  
に決せぬされば若し天工会社の倒産して会社解散の場合に到  
れば必ず法律上の争いと為るべし然るときは如何なる点に廻  
着す可か測るべからず結局不利益なるにより事の茲に到らざ  
る前行政上平和に完結せざるべからずと思惟し貸下金償却方  
を懇篤説諭したるにより株主に於ても種々協議を遂げ終に地  
方税借入金1万六千五百十円は東京株主朝山頼誉始に於て負  
担し賦金債金五千九百円は西尾株主粟生重寔始に於て負担す  
ることとし即ち天工会社を精成社と改め会社事業は一に旧西  
尾藩士族にて維持継続するの特約成り東京株主は権利義務を  
挙げて西尾株主に譲り全く会社の関係を断ち爾後該約束を履  
行して地方税借入金を弁償したるにより最早東京株主に向つ  
て賦金を弁償せしむること能わざるなり而て之れが義務者た  
る西尾株主は精成社を組織し事業継続の為め一旦計画したる  
ことありしも効果を見る能わずして遂に復た土崩瓦解するに  
到れり是先般伺面に説意したる次第に有之候条可然御取扱相



## 成度会社組織及び株主人名資産等御回答次第此段申進候也

そうして、これが最も重要なことだが、回答案の中には西尾士族生産所のこと書かれていないのだった（もう一つの案も同様）。この文章が書かれた頃には「土崩瓦解」した精成社の後を継ぐ形で西尾士族生産所が立ち上がったうえに、鉄道局から受注した御用煉瓦を絶賛製造中であつた。それを知つたうえで読めば、その存在をひた隠しに隠しているように読めてならないのである。確かに県治局長の照会は、東洋組やその「後継会社」について尋ねたものだったから、会社組織ではない生産所のことを書く必要はないのではあるけれども、それを尋ねた意図を汲めば——東洋組の負債を引き受ける者が本当にいないのかどうかを答えなければならぬのなら、西尾士族生産所のことにも触れていて然るべきだろう。そうではなく、東洋組の系譜が精成社で完全に断たれたことを強調して終えているところに作為性を感じ、それが最前述べた推測にも連なっているように思われるのである。

勝間田県令が繰替金賦金の棄捐を是認していて、むしろ積極的にそれを勧めた結果西尾士族生産所が誕生した、という想像が正しければ、賦金の処分方について県会に諮っているはずである。仮に県会で否決されたとしても、東洋組事件に対する参事院裁定を得ている今、その損失を県税で補填する予算を作り、県令裁量で原案執行することが可能だ。その時の議論を追いかければもつとはつきりしたことが言えるかも知れない。そう考えて、公文書の日付から逆算し、直前の県会である明治20年度通常県会（明治19年末開催）に当たりをつけて『愛知県議会史第一巻』を紐解いたのだが……。なんということだろう、その会の議会日誌は担当書記が持ち逃げして行方知れずになってしまつているとかで、議会で何が議論されたかも、議決内容さえも伝わって

いないのだった（『県議会史』第一巻p. 960）。そんなことが起こり得るんだ……と愕然としたことだった。

というわけで、この件をこれ以上深掘りすることは残念ながらできないようである。ただし、該賦金を粟生が負担することになった経緯については若干の補足がある。公文書『決議留』27・2、63、n1に、明治19年10月に南部信民から勝間田県令あて、南部がこの5900円を代納したいと申請した書類が綴じられている。この出願には齋藤が貸下未納金の旧公債証書による代納を申請したこと、それが通った場合には南部に預けている株券を処分して旧公債証書を工面することを依頼する内容の委任状の写しが添えられている。委任状の作成日付は明治18年3月となっているので、“東洋組事件”が起こる前の話だ。それを1年も経ってから持ち出してきたのは、委任状にある借入金総額が右5900円を含んだ額になっているので、この頃問題となっていた該金のために南部が助け舟を出したものとみられる。

そもそもの話、この出願の取り扱いを稟議した文章によれば、齋藤に対する5900円についても同額面の旧公債証書による代納が認められていたらしい（その処理のために名古屋区長に対して通達がなされていた）。なのに南部からも出願があったために混乱を来したようである。

不思議なことに、この南部の出願は1ヶ月ほど経ってから南部自身が出願を取り消している。その取り消しの願書に対する稟議には「齋藤に対する5900円の件は）裁判事件和解後に付最前の手続きに依り徴収相成度」とあるので、その徴収方を巡って裁判沙汰になっていたことがわかる。南部はその裁判のことを知らずに手を差し伸べたという格好のようだ。

“東洋組事件”で問題とならなかった5900円についても旧公債証書による代納が認められていたことは、その処分に關する公文書を

見つけられていないために詳細がわからない。また稟議がいう「裁判事件」の詳細も知り得なかった。けれども、この一連の小騒動のちに書かれた先述の県治局長への回答案（明治20年5月作成）では粟生が5900円を負担したことになるわけなので、その処遇を巡って裁判沙汰になった結果粟生が負担することになった——それを受けて粟生が旧公債による代納を申請した？——ものとみられる。右公文書も注意深く読むと「東洋組齋藤実堯へ明治十六七年に金五千九百円貸下の分旧公債額面を以て上納許可」となっていて、齋藤がそれを申し出たとも支払うとも書かれていないのだった。

いずれにしてもこの5900円が最終的にどう決着したのか、真相はなお闇の中で、これ以上の追求も難しそうである。

## ■砲台建設計画の推移と東洋組

陸軍の砲台建築を当て込んで始められ、またその需要が途中で打ち切られたために苦境に陥ったとされる東洋組。実際はどうであったのだろう。本当に「四十八砲台」を建設する計画があつて、「向こう十年間」はその需要が見込めていたのか。それがなぜ途中で打ち切られるような事態になったのか。そこまで踏み込んで検討した文献は、管見の限り皆無であつた。無いなら自分で作るほかない。

この辺りのことを知りたければ、国立国会図書館デジタルライブラリー収録の『現代本邦築城史』がよい手引になる。陸軍の要塞建築部局が自身の所管するソースをもとに要塞建設の歴史をまとめたものである。由良要塞を巡っている時にも大いに活用させてもらい、とことん読み込んだつもりになっていたので、今回も自家薬籠中の物とばかりに紐解き始めたのだが……最も必要とする「東京湾要塞編」が何故か編中に存在しなかった。あるのはわが国の要塞建設の経緯を概説し

た**第一部第一巻**と（東京湾要塞が砲台建設の嚆矢となったので比較的詳しく書かれている）、東京湾要塞の建設に関する復命書や上申、その返答をまとめた資料群である**第二部第一巻**だけであった。他の要塞についてはそうしたソースを整理要約して書かれた歴史解説編があるものなのだが。

改めて調べてみると、東京湾要塞の歴史編は過去に同要塞司令部が作成していたものがあり、それをもとにして昭和43年に『**東京湾要塞歴史**』全3巻が発行されていることを知った。これがちょうど『現代本邦築城史』の穴を埋める形になっていたのだった（有り難いことにこれもデジタルコレクションに収録されている）。他の要塞ほどは詳しく追えないものの、最初期の経緯を知るにはこれで十分であった。というわけでこの『東京湾要塞歴史』を軸にして要塞建設計画の推移を見ていくことにしよう。



海に囲まれたわが国は遙か昔から「海の向こう」に憧れる一方、その脅威に怯えながら暮らしてきた。遣唐使や遣隋使も日本の安堵を得るための平身低頭であったし、百済を支援するために朝鮮まで出張つた**白村江の戦い**もそれ以上の唐の南下を食い止めたいという思惑があったからだろう。13世紀には元が海を渡って攻めてきたし、世が大航海時代を迎えれば通商を隠れ蓑にして侵略の隙を窺う大国も現れる。それを恐れて門戸を閉ざした約300年間が江戸時代であった。その末にペリーが来航して強引に通商条約を結んだ結果、弱腰な幕府を打ち倒し海外勢力を追い払おうという思想が草莽のうちから沸き起こって明治維新に繋がっていったことは皆さんご承知の通りである。

ペリー来航の前後、海外勢力に対する危機感を強くした幕府は各藩に命じて沿岸防禦のための砲台を建設させた。いわゆる「お台場」で

ある。東京湾のお台場などはまさにそうだし、勝海舟が作らせた西宮の砲台もそう、由良要塞高崎砲台も元を正せば蜂須賀藩が築造したお台場であった。ただこの頃のお台場は各藩がもつ乏しい西洋知識でなんとか体裁を整えたというような代物であったし、全国統一の防禦計画もなかったから、「海外からの侵略から日本を守る」ことができるようなものではなかった。

維新によって成立した明治政府は聡明にも攘夷の方針を捨て、逆に諸外国と和親を心がけてその知識を吸収することに努めた。そうやって世界の実像を知ること、真に有効な国の守りが必要であることを痛感することになる。その結果が、例えば軍制の近代化。幕末に幕府がフランスから軍事施設団を招いてフランス式の軍制を学びつつあった関係から、明治政府もフランス式軍制を採用することになり、明治5年に同国から軍事顧問団を招いて陸軍学校を創設し、そこでの教授、あるいは兵器製造技術の伝習などをフランス軍制に範って行なっている。

沿岸防禦のための近代的な砲台建設についてもこのフランス軍事顧問団が大いに協力した。顧問団が来日する以前から海岸防禦の必要性を説く進言が多く出されるようになっていたので、顧問団来日を機に実理に明るい彼らに依頼して日本の海岸防禦法を検討してもらおうことになる。最初にその任に当たったのは顧問団団長のシャルル・アントワヌ・マルクリー中佐。彼が作成した海岸防禦法案は明治6年に提出されている（「陸軍教師長「マルクリー」我国海岸防禦法案を上る」、『現代本邦築城史』第2部第1巻）。

この報告のなかでマルクリーは、日本の海岸線が長いこと、要衝の港が各地に散在していることから、要衝地を重点的に防禦することを説いている。具体的には

・東京湾口品川湾、横浜、横須賀湾の防禦

- ・内海の諸海峡、瀬戸大阪湾
- ・鹿兒島、長崎、仙台の如き諸要点

に兵備を置くことを提案、東京湾口の守りはその最狭部である横須賀観音崎と千葉富津の富津岬を結んだラインで、各岬に砲台を建設する必要があるが、それだけではカバーし切れないので横須賀沖の猿島と富津州にも砲台を置くとしている（後者は東京湾に突き出した砂州なのでいわゆる海堡とする必要があった）。その内側にある枢要地、品川、横浜、横須賀にも敵艦を近づけさせないための防備が必要とし、ただしその全てに砲台を置くというのではなく、品川湾は水雷敷設と水柵で、横浜は水雷線に加えて鶴見川口に砲台1つをとといった具合の適材適所を提案している。内海防禦に関しては、下関、佐賀関、備後灘、三島灘の諸海峡、備後灘、播磨灘間諸海峡、明石海峡、鳴門海峡、紀淡海峡の7箇所を防備地点として挙げているが、これも全てに砲台を置くという意見ではなく、あくまでここが敵艦行動の阻止に役立つという見積もりに過ぎない。その他枢要地の防禦については完全に後の研究に委ねている。要するにマルクリーの建言は東京湾内の防禦を最優先としてその配置の初歩的検討を加えたものであった。具体的な方策はほとんど立てられていないものの、この報告をきっかけに要塞設計画が本格化し、同報告を叩き台とした詳細な計画が日本人技術者の手によって作られてゆくことになる（明治6年12月陸軍省第六局長陸軍少将島尾小弥太による東京湾海防策、明治7年12月陸軍少佐牧野毅・同黒田久孝の東京湾防禦策）。

明治8年にはマルクリーに代わって顧問団長を勤めたミニユエーとその教え子らが細部を詰めた防禦法案を作成した（Charles Claude Munier、日本語ではミニユエーともムニエールとも表記される）。ミニ



二エーは陸軍学校で教鞭を執る傍ら、夏期休暇のたびに部下たちとともに調査旅行を行なって、必要な砲の種類や数、砲台位置を選定したという。この報告書が出された頃から齋藤の動向とも関わってくるので、煩雑にならない程度に詳しく見ていくことにしよう。

ミニユエーが提出した「[日本国南部海岸防禦法案](#)」は砲台設計や備砲に関する詳細なので省略する。「南部海岸」と断っているのは前掲マルクリーの防禦案で要衝地点とされた場所が関東以南に集中していたためで、それ以上の意味はない。そしてマルクリーの子弟であった黒田久孝、牧野毅、原田一道は「[日本海岸防禦法案](#)」として各要地の防禦方法を詳しく述べている。まず東京湾についてはマルクリーが東京湾口の防禦としたラインを第一防禦線、各港の防禦のためのラインを第二防禦線と定義。第一防禦線は富津く観音崎・猿島から更に横須賀北方の夏島まで至るようにし、これによって横須賀湾の第二防備線を兼ねることを意図していた。品川・横浜の第二防禦線にも砲台を置くとし、結局東京湾要塞に必要な砲台の数は13に増えている。東京湾要塞以外の国内各所の防禦についても、敵艦の接近を妨げる外部防禦線、上陸を阻む内部防禦線を策定した（それぞれ二重に想定）。結局のところ砲台建設を急ぐ地点として左記5箇所<sup>5</sup>の第一外部防禦線に相当する地点を挙げている。

#### 第一 東京湾口

#### 第二 紀淡海峡

#### 第三 下ノ関海峡

#### 第四 豊予海門

#### 第五 鳴門海峡

無論、これらを一時に建設するような国力はないので、右記の中で

も特に枢要の地を選んで第一の着手とすることを提言している。ただしこれは陸軍の見地からの優先順位で、砲台建設の順番は海軍との協議の上で決めるべきとも添えられている。

報告には砲台を建設すべき地点とその建設順序を示した表が付されていて、右記第一〜第五の他にも複数地点の記載がある。総数と地点名をあげておくと

### 東京湾 13

(観音崎、走水山頂、猿島、富津岬、サラトカ州、勝力、波嶋、箱崎、夏島、濱川町旧砲台、鮫津、八ツ山、品川沖砲台)

### 紀淡海峡 12

(成山、生石山、由良砲台、苦ヶ嶋灯台地及其近傍、熊ヶ崎、虎島、オソコヘノタカ、丸山、男良崎、城ヶ崎、滑良、飽良崎)

### 下関海峡 6

(門司崎、壇ノ浦、八軒家、大里ノ濱、出島津、赤台場)

### 豊後海峡 3

(御崎ノ鼻、高島、地蔵岬)

### 鳴門海峡 2

(鳴門岬、孫崎)

### 長崎 8

(男神、女神、高鉾島、神島、陰ノ尾、四郎島、神島裏手砲台、馬籠島)

### 鹿児島 11

(然崎砲台、沖ノ小島、神瀬、砂揚場砲台、風月亭東福城砲台、袴腰、涙橋上台地、脇田村上台地、弁天波戸砲台、咲花平、瀬戸村)



播淡海峡 2

(松帆崎、舞子濱)

メカリ 2

(大下台場、木作ヶ鼻)

瀬戸 1

(泉水山砲台)

岩城瀬戸 5

(海老ヶ鼻、丸串、姥ヶ浦、小物ヶ串、神崎)

来島瀬戸 5

(中戸島、神山及西州ヶ崎、小島、糸山、来島)

佳例 5

(船折ノ丘、見近崎、長鼻、野島、佳例山東端)

大下瀬戸 5

(柏島、鷄島、岩城山、鷺巣山、大奈瀬)

長崎以下の地点はおそらく海軍との折衝で上がってきたものだろう。播淡海峡から大下瀬戸までは瀬戸内の要衝で、マルクリーの指摘した「瀬戸大阪湾」の防備に相当するものかも知れない。

このうち、先に述べた緊要地五カ所Ⅱ第一外部防御線に相当する予定地は36カ所である(全てを合計すると80カ所にも達する)。これらを一度に建設するというものではなかったにせよ、明治8年時点ではこれだけの場所に砲台を建設する計画は確かにあったわけである。また、これに変わる新計画は明治16年末まで作られていない。東洋組齋藤は何かの場面で「将来は四八砲台が築造される」と吹聴していたらしいが、その数は確かに前掲五カ所の砲台数に近い数字なのだった(観音崎第一〜第四砲台のように一つの予定地に複数の砲台を建設したところもあったので、砲台の数としては36よりも増えることになる)。この建言のことをどこかで見聞きしたか、あるいは軍関係者からそう

聞かされていたとみてよいのではあるまいか。

ミニユエーや黒田らが上程した計画を実行に移すべく、陸軍卿山縣有朋が**砲台建設計画と予算を上奏**したのは明治9年1月4日のことだった。ただしこの時山縣は、東京湾の守りを固めることを優先し、富津、観音崎、猿島の3砲台を向こう十年間に築造する費用として奏願している。そして同年4月13日に太政大臣三条実美あて同じ内容の上申。結果この伺いは聞き届けられなかったが、陸軍経費として毎年下げ渡されている中から工面して工事を起こすことは可とされた。

翌明治10年は西南戦争への対応で海防事業には手がつけられなかったが、11年7月に陸軍参謀局内に海岸防禦取調委員を設けて海防の事に当たらせることになる。海岸防禦線の測量もこの頃から始められ、取調委員や外国人教師らの現地調査も頻繁になっていった。明治12年9月には建設着手の順序を①東京湾海門（観音崎↓猿島↓富津の順）②大阪湾紀淡海峡③下関海峡と決定し上申している（『東京湾要塞歴史』第1巻P.P. 10～11）。

そうして明治13年4月、観音崎砲台の建設ために、砲台とその麓の三軒屋を連絡する軍道の構築が始められた。また同年8月には観音崎第一砲台の建築工事にも着手し、これが砲台建築工事の嚆矢とされている。建設中の砲台を明治天皇が視察する一幕もあったという。

ただしこの工事は、先の裁定のとおり、陸軍経費の残余を回して始められたものだったから、たちまちのうちに資金が底をついてしまう。そのため山縣は明治14年5月に改めて**砲台建築費の別途下げ渡し**を上申している（参謀本部長山縣と陸軍卿大山巖の連名）。上申に曰く、明治12年度の定額残余で起工し、ほとんど半ばを終えたが、今年6月までの工事で残余が尽きる見込みである。省に下げ渡される定額費は通常の費途にすら不足を生じやすい状況で、このままでは来年度以降海防に回す残余が見込めず、工事も中断せざるを得ない。しかし天覽

を賜ったうえに東京湾防禦の儀は喫緊を要する事業であるから工事を続けたい。また東京湾防禦は「観音崎の外尚猿島、富津外五箇所」に同様の砲台を築いて「三面呼応十字発火の便」を得なければ意味がなく、これらも引き続き着手しなければならない。そのために向こう十年間毎年の工費下げ渡しを願いたい、と。

付された予算を見ると、観音崎第一砲台は6月中に落成、軍道は第一隧道と道路開設が完了し第二隧道も6月中に落成見込みとされている。観音崎第二砲台も6月落成見込みだが34500円が不足することになっている。そうしてその不足分に、富津嘴州海堡、富津元州砲台、猿島砲台、勝力砲台、波島砲台、箱崎砲台、夏島砲台の7砲台の建設費を合わせた245万5822円81銭2厘を十ヶ年割にして下げ渡しを請うた。そうしてその請求が通っている。一ヶ年につき24万5582円40銭を明治14年度より向こう10ヶ年間下付するところが約束されたのであった（後に端数を切り捨てて年額24万円と変更される）。

齋藤が東洋組設立に動き出した時期はこの裁定が下された頃である。ただしこの時点では、あくまで右記の9砲台の建設に予算がついたというだけであって、全国に四十八砲台だとか年1000万個の需要といった状況ではない。ここは齋藤の大言壮語を指摘せねばならないだろう。しかも、右記計画は必ずしも順調には行かなかつた。

右請求が通ったことを受けて各砲台の建設費が精査されたが、その結果総工費は253万9379円に増額（走水砲台が新規に追加され、砲台数は10に）。申請は明治14年12月28日になされ、15年7月5日に、増額分は明治18年度以降に追加で下げ渡すことが指令されている。しばらくの間は旧予算で行けということだ。これはそれほど影響を受けなかつたかも知れず、事実東洋組は順調に？納入を続けている。しかしこれ以降、着工した後になって続々と計画の瑕疵が判明し、計画変

更を余儀なくされる。明治16年6月には観音崎砲台に予備弾薬庫や直接防禦の施設が必要と判明して工費が増加、さらにこの年12月にはワンスケランベックの東京湾巡視結果が復命され、進行中の防禦計画の不備が指摘されることになる。

ワンスケランベック (Van Skerambeek、ファン・スケルムベーク) は要塞建設顧問として招かれたオランダ人工兵大尉。明治16年4月20日付で契約を交わし、11月に着任、すぐさま東京湾要塞の各所を視察して報告書を上げた。詳細はさすがに略すが、要するに観音崎―富津間の防備が不完全で、富津の海堡の沖にもう一つの高堡を築くか海中築堤を築くべきことと、横須賀軍港を直接防禦する砲台群の建設を急ぐことであった。そのため「観音崎と富津間」に於て暫時金額を費すを止め」るべきだとも言っている。

これを受けた陸軍省でも復命書の指摘内容が検討されたが、特に富津の防備に関しては議論百出し、結論を出すのに時間がかかっている(その間に富津嘴州の海堡の縮小)。明治17年4月7日や走水砲台の位置変更。明治17年7月などが決まる)。そうしてこの件は将来に持ち越すことになって、明治17年11月に「東京湾防禦第二期策案」が作られたが、これもすぐさま改定される始末であった(明治18年4月)。

結局のところ、ワンスケランベックの上申以降は新たな砲台の起工は見送られ、既存工事が完遂されるに留まった。各種文献がいう「砲台建設の中止」はこの状況のことを指しているはずである。砲台建設が正式に中止されるのはもう少し後のことで、明治18年12月に太政官制が廃止され、内閣制度に移行した辺りから国家財政が急激に悪化し、砲台建設費も削減対象となってしまったことを直接のきっかけとして明治19年3月に一時中止が決まったとされている(『現代本邦築城史 第一部 第一巻』第一章第一節総説)。なお各砲台の着竣工年は『東京湾要塞歴史』巻末に一覧表がある。そのうち東洋組が煉瓦を納入した可能性のある砲台として、明治19年までに着竣工したものを抜き出し

砲台名	着工年月日	竣工年月日
観音崎第一	M13.6.5	M17.6.27
観音崎第二	M13.5.26	M17.6.27
観音崎第三	M15.8.9	M17.6.27
観音崎第四	M19.11.1	M20.5.23
走水低砲台	M18.4.1	M19.4.25
第一海堡	M14.4.1	M23.12.20
猿島	M14.8.1	M17.6.30
富津元洲	M15.1.8	M17.6.28

て掲げておこう。

これに東洋組の動向を重ね合わせてみる。愛知県公文書から拾った限りでは、東洋組が陸軍省に煉瓦を納入したりその契約をしたりしたことが明らかかな時期は（契約のたびに提出している繰替願によれば）明治15年3月頃から16年10月頃にかけて、なかでも「砲台用」を謳っているのは15年中のものに限られ、16年中は単に陸軍御用となっている——公文書『貸下金決議留』75・3、29。特に最後の繰替願（明治16年10月17日付、n82）は粗製煉瓦石四十万個の代価としているのがちよつと意味深だ。而してこの契約が購求中止となった。

ただし明治15年12月12日付「煉瓦石焼窯建築費拝借願」は砲台御用の煉瓦を焼くために窯を築くとしているので明治16年中の契約も大半は砲台建築用だったろう。西尾分局は明治16年中に1,306,439個、刈谷分局も1,151,351個の煉瓦を製造したことになる（公文書『貸下金決議留』75・3、24、n56の4）。

16年10月の最後の繰替願は40万個納入の約定を得た時点でなされているので、実際の納入はその数ヶ月後に予定されていたと見られる。そうするとワンスケランベックによる東京湾要塞の視察と防禦計画変更の上申（明治16年12月26日提出）や、それに伴う計画変更につかかった可能性が出てくるわけで、煉瓦購求が控えられた理由はここに求めることができるだろう。

（ここで慌ててお断りしておくが、あくまで私が拾い得た公文書のみに基づく推測である。繰替金の返納を滞ったものだけが記録として残

されていた可能性や、取引が順調に行ったために記録が残っていないことも頭の隅に置いておいたほうがよい。事実豊橋営舎や千葉の旧血清研究所で見つかっている東洋組製品についてはその納入を裏付ける公文書を見つけられていない)

結局のところ、齋藤が陸軍省の方針変更に翻弄されたことは確かだけれども、それ以前から梯子を外される予兆はあったわけだし——15年最初期の納入すら遅延して運転資金に欠いていた——、また需要見込みにも希望的観測なところが多分にあったのは否めない。自業自得といえそうなのである。後に作成された公文書でも東洋組の失敗原因を需要獲得のための不当廉売や無闇な事業拡張にあるとして陸軍省のせいにはしていない。

ちなみに砲台建設計画のほうは、東洋組が瓦解した後には再開してそのピークを迎えることになる。きっかけは明治19年8月、清国の戦艦が長崎に来港し、その水兵らが勝手に上陸をして乱暴狼藉を働いた。「長崎事件(清国水兵暴行事件)」だった。わが国1、2を争うような重要港に外国戦艦が安々と乗り付け、剩え水兵が上陸して暴行を働いたことは、海の向こうの脅威が現実のものになったに等しかった。翌年3月には明治天皇が海防手薄を憂う詔勅を下し、海防費補助として金30万円を下賜。これに感激した華族や富豪が挙ってそれを真似、203万円余りもの献金が集まったという。こうした寄付金に加え、所得税法公布、国庫歳入の増加によって海防事業に充てる予算の余裕ができ、東京湾要塞工事も再開されることになる。それだけでなく対馬要塞、下関要塞の建設も始められ(明治21年)、明治22年には由良要塞工事も着手される。そうして明治24年には全国各地の枢要地が防備を施す地として裁可を得、明治後半の要塞建設繚乱期に突入していくことになるのだった。

## ■西尾士族生産所以降

齋藤実堯の手を離れた各工場はその後どうなっただろうか。工場資産が**天工会社**に引き継がれ、さらに西尾が**精成社**↓**西尾士族生産所**となったこと、その移行の頃に東京在の旧西尾藩士（笠原光男）と西尾方の世話人（南隼太）の間でやりとりされた書簡があることまでは既に述べた。この書簡を引き続き見ていく。

笠原からの報告に対し、南隼太が返信した書簡も『市史』に収録されている。この書簡で南は明治19年3月4日限りで精成社を廃止し、5日から西尾士族生産所として稼働を始めたこと——本当は西尾士族「就産所」としたかったが、県の意向で「生産所」になった。「就産所」では東洋組時代と同じ名称になるからだろう——、そしてすでに鉄道局御用「大形煉瓦」を製造中で、3月10日までに3万個余りができたことなどが述べられている。特に鉄道局御用煉瓦は「製造能力のあるものはわずかに一七、八人にすぎないので募集につとめている」ともある。ささいな記述ではあるが、精成社時代に鉄道局用煉瓦を受注していたことや、それが「大形煉瓦」すなわち厚3インチの煉瓦であったこと、そうした煉瓦の製造に限られた人数が携わっていたことなど、彼らが製造した煉瓦についての貴重な情報が記されている。この記述のお陰で判明したことは多い。

生産所の代表人選に困難を来していることもある。候補となっていた人々はいずれも決定打に欠け、結局は粟生重寔が引き続きトップを務めることになった。県の支援の条件として旧役員を排除することになっていたけれども（その人選について県が関与した形跡もある）その意向に沿うことができなかったわけである。また生産所には県から小嶋広儀という官吏が出向して監督をしていたことが書かれている。南は彼らの尽力に感謝しているが、その一方で県官吏と粟生との折り合いは悪く、粟生を「詐欺の親玉」扱いすることもあったと記してい

る——先述の想像が正しければ本当に詐欺の親玉になるわけだが——  
笠原と南との間で交わされた書簡を見ていくと士族生産所が徐々に活況を帯びていく姿が見えてきて面白い。先の御用煉瓦はさしあたり50万個の注文で、さらに10〜20万個の追加注文を受けたこと、最初の納入によって763円余りを受領したことなどを報じたものもある。東洋組時代には工場が直接代価を受けることはなかったため、創立以来初めてのことであり、役員一同雀躍して喜んだという。

鉄道局の需要は増加の一途で、直轄の煉瓦製造所を設置する話もあったらしく、その打診が西尾士族生産所にもあった。東海道線東部工区（天竜川以東横浜以西）ではすでに3つの直轄煉瓦工場が作られ生産を始めていたので、それと同じことを西部工区でもしようとしたものらしい。鉄道局から野田大書記官・松田権少技官が実地見聞に訪れ、「鉄道局工場の心得で注文に応じるように言い渡され」、また追加で50万個の注文もあった。

こうした需要に刺激され、三河各地の煉瓦製造者も鉄道局への売り込みを図ったが、規格そのほかで合格せず、生産所が独占的に納入していたこともこれら書簡の中にある。正確な時期がわからないのが残念だが設立以降しばらくはこの状況が続いたようだ。その一方で碧海郡楠村に大きな煉瓦工場ができ、製品の売り込みを画策しているという風聞も伝えている。「その金主は大阪のものにて 太田庄造は組合目論見候由なり」（楠村は西尾藩の出港であった平坂港平坂村に隣接。太田庄造は当地で鋳物製造所を営んでいた豪商で『[参陽商工便覧](#)』にもその広大な工場と屋敷が描かれている）ともあり、大阪資本が東海道線工事を狙って三河に進出しようとしていたことを教えてくれる。この工場については統計書等に記録がなく、事業の成否も含めて全く不明なのが惜しまれる。後に平坂や楠は煉瓦製造所が林立する一帯に



なり、その一つを大阪窯業が買収して平坂工場にしていたりするが、それは明治30年前後から大正時代にかけてのことであった。その流行の下地となる存在であったのかも知れない。

いずれにしても土族生産所による鉄道局御用煉瓦の寡占はそう長く続かなかった。早くから納入を始めていた元刈谷分局も後年「大形煉瓦」を製造した節があるし、明治18年創業の三重県桑名郡の**勢陽組**、明治19年頃碧海郡北大浜村久沓に設立されたという**市古工場**、同20年6月三重郡東阿倉川村で始められた**四日市煉瓦**なども東海道線構造物にその製品が使用されている。既存の煉瓦産業がなかったために直営で工場を興さなければならなかった東部工区に対し、天竜川より西には東洋組が興した工場があっただけでなく、煉瓦製造に容易に移行し得る瓦製造陶管製造の業が根付いていたので、かくも多くの民業が参加し得たのであった。

再び生産所の話に戻る。明治19年3月から1年間は鉄道局用煉瓦の生産に明け暮れ、A、B、C厚型、並形合わせて二五三万二八七個を製造（うち二二八万五三五二個を販売）しているが、それでも当初予定していた月産50万個の半分にも達していなかった。その遅れを挽回するため、次の1年間には新たに借り入れをして生産体制の増強も図られたようだが、その成果も芳しくなく、明治21年下半年には煉瓦の販売数が前期の1/3にまで落ち込むなど、苦しい経営が続いたようである。前途に悲観して生産所経営から手を引く役員も後を絶たなかった。ただし『**愛知県統計書**』では明治21年末時点で300人の職工が従事していたことになっており、これが従業員数のピークであった（同書明治20・21・22年版に掲載）。

結局、中京地区における東海道線工事が進み、煉瓦需要のピークが過ぎると、その衰微と歩調を合わせるようにして生産所も衰退していったようである。終焉は不思議なくらいに判然としない。明治21年

に西尾士族生産所の役員らが中心となって五盟舎なる会社が興され、煉瓦工場の旧建物を利用して乳牛牧舎を経営し始めていたことが『市史』pp. 137)にある一方、市史第6巻年表では明治23年8月11日に工場敷地と残されていた煉瓦が個人に売り払われたと記されている(p. 555)。かと思うと『市史』第四巻の生産所の記述は「明治25年頃には廃絶し、旧西尾藩唯一の士族産業は終わったのであった。」と結ばれていたりもする。操業を終えた後も名義上は存続している、それが完全に廃絶されたのがこの時であったのかも知れない。数多の騒動を乗り越えて存続し続けた工場にしてはあまりにも寂しい最期である。

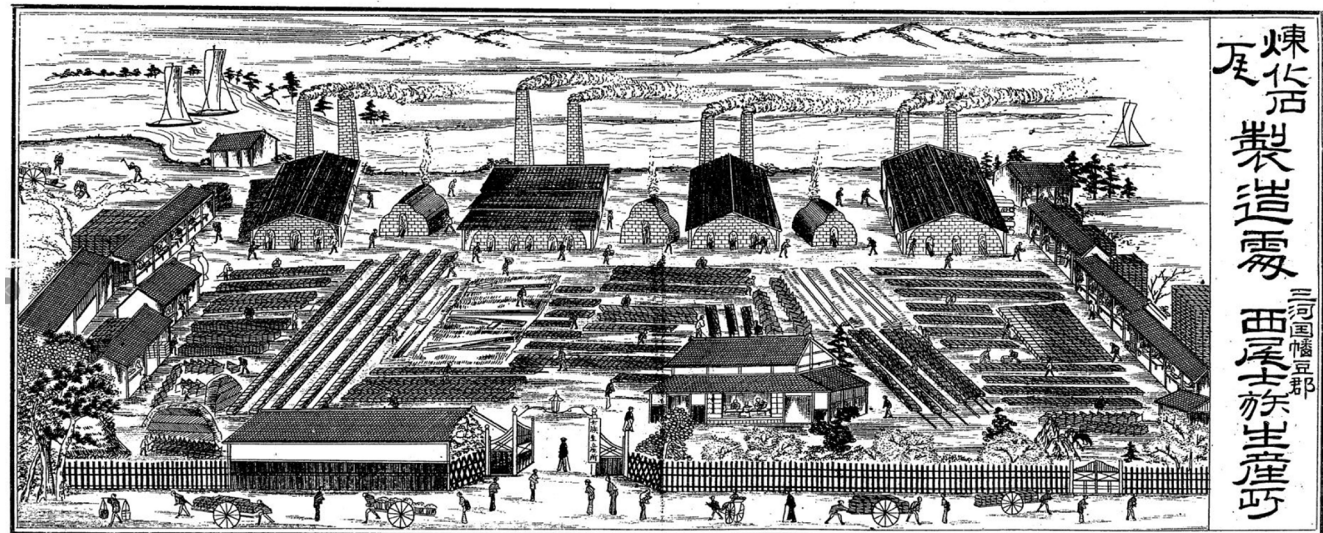
とはいうものの、『市史』を始めとする豊富な文献資料のお陰で、東洋組分局として創始した頃から生産所時代に至るまでの製品を細かく特定することができている(と思っている)。例えば精成社時代から生産所時代初期にかけて製造されたA・B・C型煉瓦は橋梁井筒用の肉厚異形煉瓦であるはずで、中山道線として建設が始まった大垣(加納(岐阜))名古屋間(明治17年5月起工、20年4月完工開業)、東海道線西部工区(19年1月着工、22年4月完工)に広範囲に使用されている。異形でない肉厚煉瓦も相当数製造され、沿線各所で採用されているし、さらにはその残余が明治21年(22年の湖東線建設にも回されて活用されている。西尾士族生産所が東海道線建設に果たした役割はまことに大きく、しかもその製品が今でも現役で線路を支えているわけだから、その功績はもっと評価されてよいはずだと個人的には思っている(詳細は次節を参照されたい)。

順序が前後してしまっただが、生産所時代の活況が明治21年6月発行の『参陽商工便覧』に描かれている。あくまで絵図なので実際の通りではなかったかも知れないが、登窯あるいは宇都宮式の平地窯とみられる窯が4基も建ち並び、またその間を埋めるようにして3つのだる

ま窯も描かれ、乾燥場には焼成前の煉瓦が所狭しと並べられているようすは當時を彷彿とさせるに十分であるだろう。

他の分局についてもその後を見ておこう。刈谷分局は「天工会社」と大書した標柱を建てていたほどだったが、西尾分局が精成社となった時に天工会社も解散したとみられ、実質的には半年も続かなかったものと思われる。その後は大野介蔵の個人経営工場として継続し、大野氏家紋の井筒印をトレードマークとして煉瓦に打刻することになるのだが、そんな井筒印の煉瓦が明治18年11月竣工の**赤坂川橋梁**の瓦礫に見つかっているので、西尾工場より先に鉄道局との取引が始まっていたようである（『迎喜寿我足跡』では東洋組瓦解から「7、8年の後」に鉄道局との取引が始まったと書かれているが、右記したような物的証拠もあるので「17、8年頃」の誤りと思われる。また同書には、製造した煉瓦を武豊の事務所に運んだこと、自前の測定具で寸法をチェックし、基準に合うものだけ納入したため、かえって係員に怪しまれ、「そんなことをしてはすべて不合格になってしまう」と笑われたことなどが記されている。他愛もないエピソードのようだがこの頃の鉄道局の煉瓦規格に対する態度が垣間見えて興味深い）。

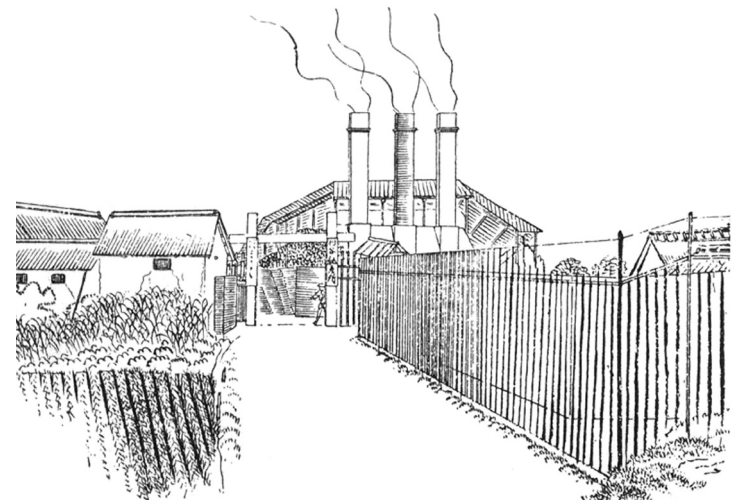
愛知県公文書館には「碧海郡荻谷煉瓦製造所に就て」と題された一文書が収録されている（『雑件』567・2、64）。商工務掛で作成されたもので、宛先はおそらく刈谷工場、作成日付は不明だがその



『参陽商工便覧』より引用

内容から大野氏工場時代のこととみられる。曰く、ドイツ人建築大博士エンデともう一人の建築家が一両日中に名古屋を訪れることになっていて、彼らに県産煉瓦を見せたいので、各種2、3個づつ県庁に提出するよう求めたものである。「建築大博士エンデ」は、明治20年に訪日し、本邦最初の議員建築の設計に関わったH・エンデのことで、名古屋には同年7月8日に訪れた記録がある（平山育男『明治20（1887）に来日したエンデの行程と訪問地』）。政府が招いた外国人建築家の高覧を得たのであればまこと光栄であつたらうし、それが新規の契約に結びついた可能性もあつたと思われるが、エンデはこの月20日に横浜港から早々帰途についてしまつていたので余慶に与るようなことはなかつたかも知れない。

大野介蔵の経営となつてからも「刈谷就産所」「大野就産所」等の名称で生産を続け、明治末年頃には中京地区を代表する煉瓦製造所へと成長を遂げた。規模も生産量も随一で、その製品はまこと広範囲に採用されている（特に明治30年代の東海道線複線化の際には大々的に採用された節がある）。この頃には大野一造名義の分工場なども作られたようだ。そうして大正昭和と経営を続け、昭和7年に廃止。この頃には周辺地域に多数の工場が建つて採土が難しくなつていたうえ、風水害の復旧工事を兼ねて逢妻川を改修すること決まり、それによつて工場への入堀と船着場が使えなくなつたことが廃止の決め手だつたようである。とはいえこの頃には東洋耐火煉瓦工場の経営に軸足を移していたし——一造は満鉄の耐火煉瓦工場に務め復州粘土を使った高級耐火煉瓦製造を経験していた。帰国後に三河下枝の木節粘土を使う東洋耐火煉瓦（株）を設立、技師長工場長として建設にも当たつて



刈谷就産所の図（『刈谷町誌』より引用）

いる——、一造自身も政治家に転身していて煉瓦製造業には未練もなかったようである。

岡崎分局は全くもって鳴かず飛ばずで終わったらしい。当地の地誌をいくつか当たってみたが東洋組分局があったことを書いたものには行き当たらなかった。ただし工場があったとされる菅生町の一带で特徴的な煉瓦を検出しているほか、乙川対岸（額田郡三島村）には明治23年から25年にかけて三工社という煉瓦陶管工場が存在していた記録がある（拙作『工場表』）。岡崎分局の経験がここに継承されていた可能性はなくもない。

せっかくなので田原分局のその後のことも書いておこう。この工場の系譜を引くセメント工場が近年まで存続していたので、その歴史を辿れば済むかと思いきや、いざ当たってみると東洋組ばりに情報が錯綜しているようである。信頼の置ける情報を拾って再構成してみると、明治19年春に清水鐵吉らが訪ねた時には廃墟同様の状態で捨て置かれていたが、明治21年に三重県四日市市の実業家・水谷孫左衛門に買収取られ、操業を再開している（この水谷孫左衛門は四日市煉瓦を買収して株式会社とした人物でもあったりする。その他にも四日市工業会社や日本精米会社なども経営し、三重県下では知らぬ人なき実業家であったが、その人物評はあまり芳しくなかったようである）。而して彼は23年4月に工場資産を担保として第一国立銀行四日市支店から借財し、その返済が滞ったために工場は銀行の所有物件となってしまう



岡崎分局跡（岡崎市菅生）

う（『渋沢栄一伝記資料第11巻』 p p . 582～583。おそらく『三河セメント社史』を引いて書かれている『田原町史』では渋沢個人が工場を購入したような書きぶりだが、これが誤りであることは伝記資料の注釈に詳しい）。そうして銀行役員の坂本柳左がその名義人となり、経営を浅野セメントに委託、社名も三河セメント会社と改めて再スタート（『窯工会誌』第4号・明治25年6月発行の雑報）。この記事が書かれた頃には月8、900樽を製造するようになっていたものの、低品質なため買い手がつかず、わずかに関西鉄道との取引があつた程度であつたようだ。

元田原分局たる字二ツ坂の敷地は手狭で輸送の便も悪かつたため、明治31年頃に同町豊島に移転。いまも当地に残るセメント焼成用の徳利窯はその工場で使用されていたものという（徳利窯自体は明治40年の拡張の際に作られたものらしい。「たはら歴史探訪クラブ 其の43」『広報たはら』平成16年10月号）。工場移転後は堅実に推移し、セメント製造業は田原を代表する産業のひとつに成長してゆく。三河セメントは昭和15年に東海セメントと合併し東洋産業株式会社となるが、間もなく小野田セメントに買収され（昭和18年）、同社の田原工場として戦後を迎えた。その後も三河小野田セメント（昭和62年）、秩父小野田セメント（平成6）、太平洋セメント（平成10年）と経営母体が代わりつつ操業が続けられた（「たはら歴史探訪クラブ 其の44」では平成15年に閉鎖、16年夏に取り壊されたとある）。東洋組が後世に残したものとすれば、この田原のセメント産業と、刈谷で続けられた煉瓦製造業くらいのものであろう。



田原分局跡（田原市二ツ坂）

## ■各時代の製品と刻印

以上見てきた一連の煉瓦生産において、どのような刻印が用いられていたかを総括しておこう。先ず劈頭、東洋組時代の製品であることを示す刻印は次の4種が知られている。

- ① 愛知名古屋／東洋組瓦磚／製造所之印
- ② 東洋組西尾／土族就産所
- ③ 東洋組西尾分局／土族就産所
- ④ 愛知東洋組／刈谷分局／製造之印

①は猿島砲台で検出されているもので、分局名を特に示していないところから東洋組設立直後に使用されていた印と推測される。西尾に工場が建設されるよりも前に現碧南市域で焼成を行ない、明治15年6月時点ですでに70万個余りの製造と納入をしていたことを述べたが、これに押されていたのが①ではないかと推測される。



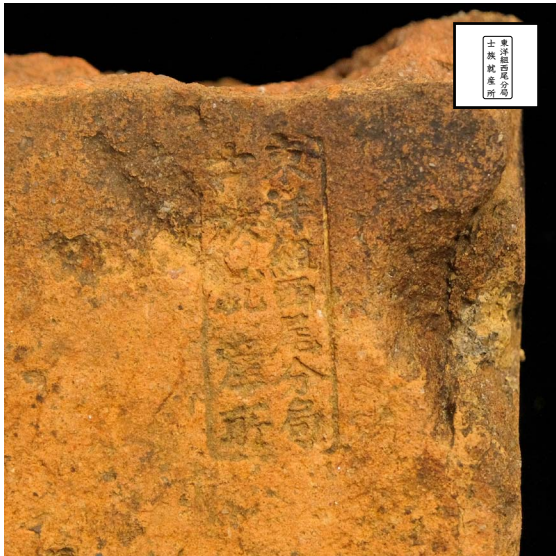
「瓦磚製造所」印（『日本の赤煉瓦』より引用）

この印に漢数字「六十九」を縦長の長方形で囲った小さな印を伴ったものが水野信太郎「国内煉瓦刻印集成」（中部産業遺産研究会『産業遺産研究』第8巻）に収録されている（同書には他に32と89を確認とある）ほか、横浜開港資料館『日本の赤煉瓦』展図録は「三二」と読める添印を有するものを掲げる（右図）。東洋組製であることを示す印は会社の責任表示であり主目的の印、それに対して漢数字の印は、社の中の誰が製造に関わったかを記録するために添えられた副次の印とみることができるといえる。ここでは**主印・副印**と呼ぶことにしよう。主副

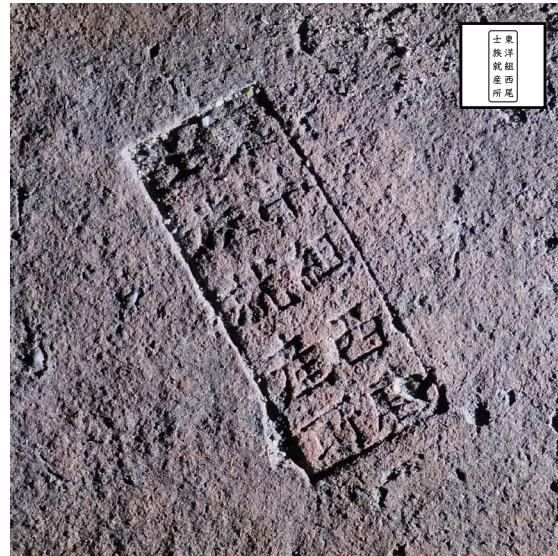
の刻印のセットは他の工場の製品でもよく見受けられるが、東洋組の場合は『士族就業煉化石製造規則』によって一日の製造個数に応じて日給が支払われることが規定されていたから、製造担当者を識別し、その個数を計数する目的で副印が押されていたとみて間違いない。以下このパターンの副印を「**漢数字**」印と称す。副印のパターンは会社ごと、あるいは使用時期によって変化するもので、それを追いかけることでその煉瓦の製造時期を特定できる可能性がある（東洋組工場の場合はあまりうまく行かないのだが……）。

②と③は西尾工場で使用されたことがわかるもので、「西尾」か「西尾分局」かが違うだけである。特に意識せず併用されていかも知れないが、他の分局が西尾より数ヶ月遅れて始まっていることを考えると、それ以前／それ以降の印と考えられなくもない。明治17年以降に建造されたとみられる豊橋市石巻本町の西野石灰焼窯、同じ頃建設が始まっている豊橋営舎（歩兵第18連隊営舎）の酒保の基礎からは「西尾分局」印が見つかっているし、17年末〜18年にかけて建設された田原分局の近傍でもこの刻印煉瓦を採取した。後年作られた煉瓦に「西尾分局」印が押されていることが多いのは確かなようである。

なお「西尾」印は西尾市伊文町の尾澤齒科の縁石で多数見ることができ、西尾市教育委員会蔵の半土管にもこれが使われていた。「西尾分局」印煉瓦は右検出例のほか西尾市教育委員会にも収蔵品がある。ついでながら瓦については「東洋組西／尾分局士／族就産所」の印を



「西尾分局」印（西尾市工場跡近傍転石）



「西尾」印（西尾市尾澤齒科舗石）



打刻したものが『市史』p. 117に掲げられている。

④は刈谷分局で製造されたことを示すもので、豊橋連隊酒保のほか刈谷市司町でも数個を検出している。刈谷分局は主に瓦を製造していたが、創始から明治18年2月までに117万個余りの煉瓦を製造したことになっているので、該刻印煉瓦はそれなりの数存在するはずである。

②③④の刻印煉瓦で副印を有するものは、現時点では未見である。その一方で東洋組の後継会社である天工会社の製品では“□+漢数字”添印が押されたものがあり、また“□+漢数字”のみ押された3インチ厚煉瓦も西尾市街各所で検出している——当時行なわれていた鉄道建設ではこの厚さが規格として採用されていたらしく、今日でも沿線各所で3インチ厚煉瓦を見ることが出来る。3インチ厚即ち鉄道局納入用であり西尾士族生産所以降の製品と言えるわけである。そのことを明言した鉄道局側の記録は見つかっていないが、先に引用した『工学会誌』第57号の清水の報文では鉄道局納入用として9×4-1/2×3inの煉瓦を製造していたことが明言されている——。このことは①↓④の順に新しくなる

とする推測に矛盾するようだが、操業が進むにつれて作業者識別の副印が省略されがちになるのは他の工場でも見られる傾向だ。作業に習熟すればするほど添印を打つ動作が面倒になっていくであろうことは容易に想像されるし、口頭報告など他の手段で個数を確認することも



「□+漢数字」印（西尾工場跡近傍転石・肉厚撥形）

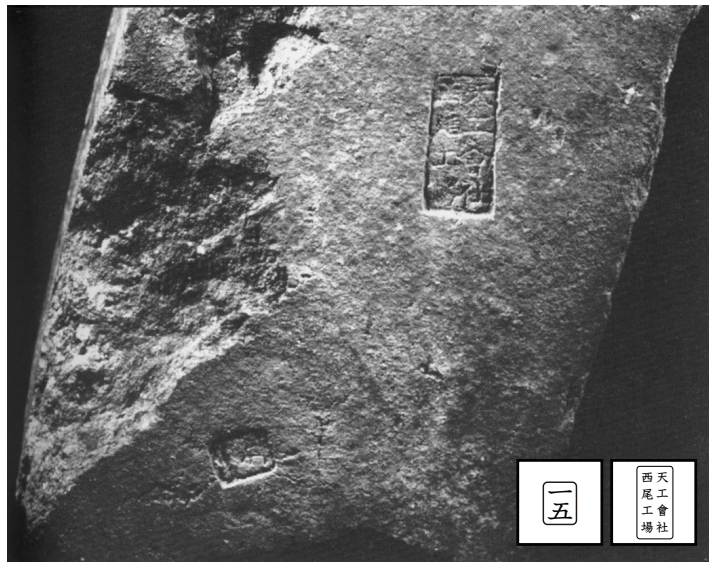


「刈谷分局」印（刈谷市工場跡近傍壁）

できるわけなので、熟練工ほど添印を使わなくなっていくものと想像される。むしろ就業したばかりの者が作業量を確認するために打刻を義務付けられていたのではないか。西尾工場が操業を始めた頃は納入遅れが慢性的になっていたので、一つでも多く製造したいがために副印を押す手間を省いたとも考え得る。打刻の動作自体は大した作業量ではなかっただろうが、刻印判に持ち替えて打つと動作は一連の作業の流れを寸断するし、刻印判に泥が詰まればそれを洗ってきれいにする必要も出てくる。それを日に300も400も繰り返していれば省略したくなるのは道理であるだろう。いずれにしても東洋組時代の製品は検出数がさほど多くないので、今後副印つきの「分局」印が見つからないとも限らない。

東洋組が解散し、天工会社となってからは、新たに「天工会社／西尾工場」の判を作成したようだ。水野信太郎『本邦煉瓦刻印集成』にはその主印とともに“□十一五”の副印が押されたものが紹介されている（該煉瓦の写真が『岡田煉瓦一〇〇年史』p. 34にあり）。図や写真から判断する限り、また工場の継承関係からも、東洋組時代に使用していた“□十漢数字”印を継続して使用したものともみてよいだろう。

精成社製を明示する主印は見つかっていないが、西尾市街や東海道路線構造物の瓦礫から“□十漢数字”印のみが押された刻印煉瓦が検出されており、これらが精成社時代の製品である可能性がある。該煉瓦はいずれも厚3インチの肉厚煉瓦で、中には径12ftの井筒用B形状に



天工会社西尾分局製品（『岡田煉瓦 100 年史』より引用）

相当する異形煉瓦もあり——煉瓦井筒は橋脚や橋台の基礎として埋設された円筒形ないし楕円形の構造物で、扇形・撥形の煉瓦を組み合わせて構築された。円形井筒径は12ftと9ftがあり、それぞれで煉瓦形状が異なる——、つまりは鉄道局納入用に製造されたものであることが明白な煉瓦である（そのため西尾士族生産所時代まで使用され続けた可能性も否定できない）。その一方で西尾士族生産所時代には後述する異系統の副印も使われていた節があり、数種のパターンが並行して使用されていたようである。

西尾士族生産所となつてから1カ年の間に「A、B、C厚型、並形合わせて二五三万一一八七個」が製造された記録が市史にあることは既に述べた。この期間を鉄道局の路線建設経過に重ねてみると、中山道線として建設が始まった大垣〜岐阜〜名古屋間から東海道線着手の頃にかかる。この間に建設された橋梁井筒には確かに大型肉厚の異形煉瓦が使用されていて、特に最初期に竣工している揖斐川橋梁（明治19年12月竣工）では「エー」、「ビー」、「ジー」の刻印とともに漢字一文字を□で囲った添印が押された煉瓦が見つかっている。前者は井筒用異形煉瓦の形状規格を示すもので、筆者



12ft 井筒用撥形異形煉瓦「ビー」+「□+萩」（揖斐川橋梁瓦礫・小口打刻）

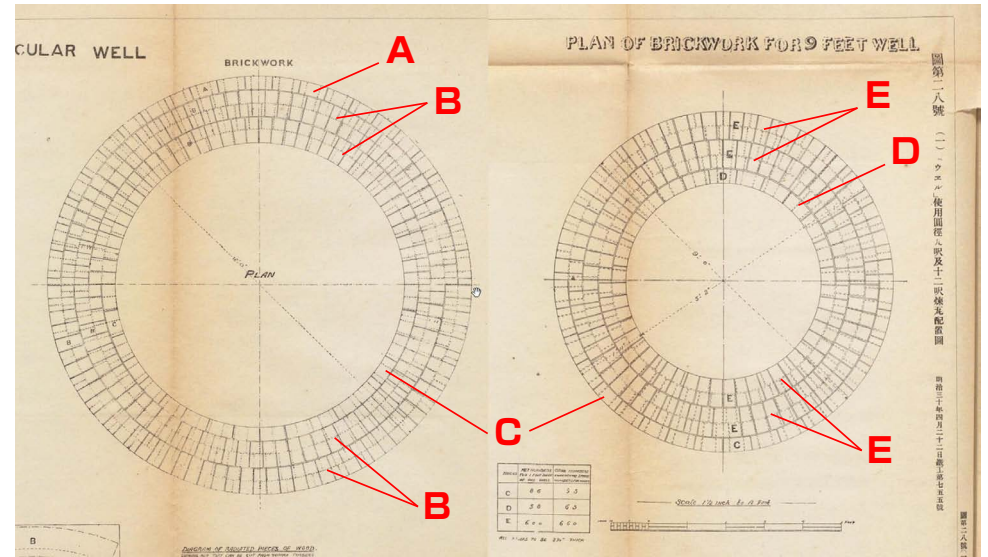


12ft 井筒用撥形異形煉瓦「□+二」（西尾市上町転石）

は勝手に“形状指示印”と呼んでいるが、このカナ表記による形状指示は市史記述の“A、B、C”に相当するものとみて間違いなく、それに添えられた“□+漢字”の副印も西尾土族生産所が使用していたものと考えられる(土族生産所に移行した時点ですでに生産を始めていたという記録もあるため精成社時代から用いられていた可能性もあり)。なお井筒用異形煉瓦の形状やその積み方は明治29年・30年に正式に規格化されたが——井筒用異形煉瓦形状は明治29年8月31日鉄工第1749号で、小楕円形井筒の配置は明治30年1月22日鉄工第109号で、円形井筒の配置は同年4月22日鉄工第755号でそれぞれ規定——、中山道線建設の頃にはすでにその原型となるものが試行され始めていたことになる。東海道線の西部工区や引き続いて行なわれた湖東線建設(明治21年1月起工、22年7月竣工)でも同様の煉瓦形状と形状指示が採用され、その頃には西尾土族工場以外の工場も煉瓦を供給するようになっていたが、それらに渡って“エー”、“ビー”、“シー”系の形状指示が採用されている(印の形状は各社で異なるのでそれで工場を特定することが可能)。西尾工場の採用はその最初期例に相当するわけで、この形状指示印のパターンを“カナ表記”形状指示印と呼ぶことにする。



12ft 井筒用扇形異形煉瓦「エー」+「□+青」(揖斐川橋梁瓦礫・小口打刻)



12ft・9ft 井筒異形煉瓦配置図 (『鉄道法規類抄 第2編 附録』より引用・加工)

“□+漢字” 印の検出例は少ないが、東海道線工事のハイライトのひとつであった天竜川橋梁（明治21年11月竣工）の橋脚瓦礫や、東海道線工事で余った煉瓦を使って作り直された武豊線石ヶ瀬川橋梁（明治24年6月竣工）の瓦礫から検出されている。興味深いことに、福井県敦賀市の旧金ヶ崎駅（敦賀港駅）跡に残るランプ小屋で全く同じ印が検出されている。特に“□+土”印は型を取って比較すると寸分違わぬ同范品であることがわかる。正確な竣工年が判明していないものの現存最古のランプ小屋と推定されているこの建物の竣工年に画期を与える一致である。仮に西尾土族生産所の最初期の製品とすれば明治19年3月前後に製造された煉瓦が使われていることになる（“□+漢字”印はごく短期間だけ使われた節あり）。

中山道線の工事が始められた頃、直江津から長野を経て上田や軽井沢近辺の工事現場へ資材を搬入する目的で直江津線建設が始められており（明治18年7月～21年12月）、敦賀港はその資材の発荷地として機能した。西尾の製品が他の建設資材とともに敦賀へ運ばれ、ここに使われることになった可能性は十分に肯んじられる。直江津線北部の煉瓦構造物では実際に愛知県碧海郡の市古工場の製品が使われていたりもする（『東海道線の煉瓦』第7回参照）。

東海道線や敦賀港駅ランプ小屋で見つかっている“□+漢字”印は



敦賀港駅ランプ小屋



初代掛斐川橋梁第一橋脚近傍転石  
ランプ小屋と掛斐川橋梁「□+土」比較

敦賀港駅ランプ小屋「□+土」（小口打刻）

漢字	『ランプ小屋新聞』掲載？	ランプ小屋に検出？	橋梁煉瓦に検出？	西尾市教育委員会蔵『職工名簿』			旧西尾藩士族生産談話会名簿	
				名簿にある？	身分	名前	名簿にある？	名前
□西	yes	yes	no	yes	西尾士族	西村伊之松	yes	西村伊之助
					西尾士族	西村亀三郎		西村亀三郎
					西尾士族	西村久五郎		西村莊哉 ほか
□大	no	yes	no	yes	西尾士族	大谷伝次郎	yes	大谷伝次郎
					東端村	大岡道松		大谷房次郎
					東端村	大橋源吉		大熊増温
□市	yes	no	no	yes	西尾士族	市川嘉市	yes	市川嘉市
					西尾士族	山口市蔵		山口市造
					小川村平民	市川周吉		ほか
□長	yes	no	no	yes	東端村平民	長田元蔵	yes	長谷川安男
					富山村平民	長谷鈴三郎		水野長 ほか
□國	yes	no	no	yes	西尾士族	國友利蔵	yes	国友鋳造
□角	yes	no	no	yes	北大浜村平民	角谷喜太郎	no	柘植国次郎 ほか
□南	yes	no	no	no	役員（西尾士族）	南東	yes	南東
					役員（西尾士族）	南隼太		南隼太 ほか
□木	yes	yes	no	no	役員（西尾士族）	木口半也	yes	木内覚馬
								木川薫 ほか
□平	no	yes	yes	yes	西尾士族	平井吉蔵	yes	平井吉蔵
					西尾士族	平井鋤三郎		平井鋤三郎
					大浜村平民	平松廣吉		荒井平止 ほか
□青	no	yes	yes	yes	道光寺村平民	青山重次郎	yes	青山鈞四郎
					道光寺村平民	青山良吉		青山豊弥
					戸ヶ崎村平民	青山米吉		
□萩	no	yes	yes	yes	西尾士族	萩山安次郎	yes	萩山安次郎
□土	yes	yes	yes	no			yes	萩野元江 ほか
□斗	yes	yes	yes	no			?	土屋可守
								武藤万寿蔵
□池	yes	yes	no	no			yes	今関増四郎 ほか
								池町準
□泉	yes	yes	no	no			?	池田銀鬼子
								太田仙三郎
□近	yes	yes	no	no			yes	和田専吉 ほか
								近藤未吉
								近藤橘平
□又	yes	yes	no	yes	西尾士族	村山又五郎	yes	近藤四郎
								松田又四郎
								福島又三郎
□石	yes	yes	no	yes	上町村平民	石川奥次郎	yes	榊原又三郎
					碧海郡棚尾村	石川道助		石橋正勝
左	yes	yes	no	no			yes	石田鬼十郎 ほか
板	yes	yes	no	no			yes	光野左
							yes	板倉悌

※『ランプ小屋新聞』は敦賀市教育委員会作成の案内パンフレット。検出された刻印として16種を掲げるが、それ以外にも検出される刻印があり、またそれらにない字種も東海道線で見つかった

18種類が知られている。ランプ小屋に見られる漢字のみの刻印も含めれば計20種類である。この漢字は作業者の姓名から一文字を取ったものと想像されるが、この印が西尾工場のものだとすればその従業員の中に該当者がいたはずである。そう考え、西尾市教育委員会蔵の『職工名簿』で突き合わせてみると、20字中12まで該当者がいることがわかった（この名簿は『市史』p. 129に写真が掲げられているもので、作成された時期は不明だが、西尾士族生産所用箋が使われ、その掲載人数は『愛知県統計書』明治19年版記載の数に一致するため、生産所設立後19年中に作成されたものと考えられる）。同様の突き合わせを旧西尾藩士族生産談話会の名簿（『士族の景況』所収、明治15年12月作成）でしてみると——この名簿の全員が職工となったわけではないが、談話会員であることが就業の前提になっていたので、この

名簿にある人物が刻印を使用した可能性が高い——、「角」「斗」「泉」以外は該当する漢字を姓名に持つ者があった。「斗」を「ます」と読むなど、他字の宛字である可能性を仮定すれば「満寿蔵」「増四郎」等の候補はあり、結局「角」だけが該当なしとなる。以上のことから、確定的ではないが高い確度で生産所の使用印とみていいのではないかと思っている。なお鉄道局納入の初期には御用煉瓦の製造能力のあるものはわずかに17、8人に過ぎなかったという記述が関係者の書簡の中にある（p. 123）。この数は奇しくも既検出の“□+漢字”系刻印の数に一致している。

残念ながら現時点では工場所在地周辺で“□+漢字”印を検出できていない（もし工場の使用印であれば工場近傍で検出されていてもおかしくない）。そのかわり“□+漢字”パターンと脈絡がある印は市街各所で見つかっている。“□+漢字”印と同じサイズ感で□でカナを囲った印である。これは西尾市錦城町の旧西尾藩勘定場・地方役所跡周辺で濃厚に見られるほか、工場所在地最寄りの上町在所、矢矧川対岸である旧米津村在所内でも検出をみた。

以下これを“□+カナ”印と呼ぶ。“□+カナ”印もまた3インチ系の肉厚矩形煉瓦に押されている。

『市史』p. 133掲載の「明治20年10・11月棚揚げ」表には多数の異形煉瓦に混じって「イロハ印形」煉瓦の在庫が記載されている。これが“□+カナ”刻印煉瓦のことではないかと推測される。鉄道局納入の初期に熟練工であった17、8人が自分の名前から一文字を取っ



「□+工」（西尾市上町転石）

た“□+漢字”印を使用していた一方、新規に参加することになった者へは汎用性のある“□+カナ”をあてがい、その製品が残っていたのではあるまいか。この「イロハ印形」の単価は1000枚につき6.00円と記載があり、厚形（同8.15円）と並形（同4.00円）の中間の価に設定されていることも、「イロハ印形」が通常の煉瓦とは異なる規格則ち肉厚煉瓦であったことを示しているように思われる。而して既検出の“□+カナ”印煉瓦はすべて3インチ厚の肉厚煉瓦であった。採取品を見比べた限りでは“□+カナ”印煉瓦と他の3インチ厚製品とで寸法や品質に大きな違いがあるようには見えないのだが……（手元にある“□+カナ”印煉瓦は西尾の製品にしては珍しくY線がある。それが瑕疵と見られたのか。また識別印が裏表に打刻されているのも異例である）。

この表は他にも様々なことが読み取れる。例えばこの時期に「イー形」「デー形」の生産も行なっていたことがわかる。これらは径9ftの円形井筒用に設計された異形煉瓦DとEを指しているはずで、実際西尾市街では“イー”“デー”字を打刻した異形煉瓦が多く見られ、東海道線構造物でも検出例が多い（例えば浜名橋梁井筒跡…**明治20年12月～21年1月竣工**など）。このタイプの異形煉瓦では形状指示の印に加えて径1.5cmほどの大きさの漢数字が添印されており、これらが生産された頃には新たにそのようなパターンの副印を使用していたことがわかる（以下**“漢数字”**印）。西尾士族生産所の職工数は明治19年に144人だったのが翌20年には倍の300人



9ft 円形井筒用撥形異形煉瓦「イー」+「二十」（浜名第二橋梁井筒）



に増加しているの（『愛知県統計書』）、それに合わせて新規の識別印を必要としたのかも知れない。東海道線横浜～熱田間に続いて工事が始められた湖東線区間でも“漢数字”添字の肉厚煉瓦を見ることがあり、工事末期に供給された煉瓦の残余が湖東線に回された姿が見取れる。

これらと並んで「ABC形」の在庫が記されているのも興味を引く。12ft井筒用の異形煉瓦A～Cであるのは間違いないが、それとは別に「エー形白地」（白地＝素地で焼成前の半製品を指す）の記載もあることから、“エー”“ビー”系の形状指示印の製品ではなく「そういう表記の刻印煉瓦があった」ことを意味するのではあるまいかと思う。実際西尾市街では“A”字の形状指示印に“漢数字”印を添えたものが検出されているし、東海道建設時代に資材の集積地になっていた武豊でも“B”字＋“漢数字”の刻印煉瓦が見つかっている。最初期に製造した“エー”“ビー”“シー”を納入し尽くし、ある時期からアルファベットに切り替えて、その在庫が残っていたのではないかと思われる——ゆえに今でも市街地で見かけることがある。カナ形状指示印は納入し尽くしてしまったためか西尾市街では未検出である——。このタイプの形状指示は“英表記字”形状指示印としよう。

生産所が後期に使用したとみられる“漢数字”印は、興味深いことに、よく似たものが由良要塞成山砲台で検出されている。印影は上記の通りで全く同じものではないが、印の大きさや書体の感じはよく似ている。また印影には現れない類似点もある。成山砲台で採取した左



12ft 円形井筒用扇形異形煉瓦「A」＋「二十」（西尾市下町転石）

写真の煉瓦の、無数に打刻された「十」の一つは、印の台座が写るほど強く押されていて、丸みを帯びた台座であったことがわかるが、西尾市転石「A」に添えられた「二十」も同様の態を示している。何よりこれと同じものは関西西本土(?)や由良要塞の他の砲台では見つかっていないのだった。関西各地の工場が挙って供給した中であって、成山砲台の「漢数字」印だけが出処不明なままなのである。

成山第一・第二砲台は明治23年8月

4日着工、24年9月25日竣工と記録がある。ちょうどこの頃**会計法**が施行され(明治23年4月1日)、政府の物品購買は原則的に入札に依ることになったため、それ以降の砲台建設については官報で煉瓦購買入札を確認することができる(例えば友ヶ島砲台用煉瓦計160万個の入札公告が**明治23年12月23日号**などにある)。着工時期からいえば成山砲台も煉瓦入札があつて然るべきなのだが、該当するものは見つからず、**24年8月18日号**に同砲台用概材304本の入札公告があつただけだった。それは即ち着工以前に煉瓦を確保していたということだろう。一方西尾土族生産所は明治23年8月11日に生産所敷地と残余煉瓦が買い取られたとの記述が『市史』第6巻P.555にあるので、それまでは生産をしていた可能性がある。東海道線建設は明治22年



成山第二低部砲台「十」

兵庫県・市川橋梁  
(大阪府旭商社製)

愛知県・西尾市ほか  
"イ-": "テ-": 添印

兵庫県・由良要塞成山砲台

愛知県・西尾市上町転石



末をもって一段落しているので、それ以降の大口需要としてはこの頃復活していた砲台建設計画が渡りに船であったろう。また該成山砲台“十”刻印煉瓦は平に長手・小口を重ねて焼いた形跡があり、接していた部分が鮮やかな赤色に発色している。このような重ね方や発色は当時の関西の煉瓦には見られず、むしろ中京地域の製品によく見られる特徴である。成山砲台あてと限らずとも、陸軍省への納入を最後の仕事として完全廃業に至ったことをここでは想像しておきたい——  
ただしそれより以前、明治21年から、工場敷地を利用して酪農事業が始められていたから、売却直前まで生産を続けていたかどうかは定かでない——。

以上を振り返ると、東洋組時代から天工会社、精成社の時代にかけては“□+漢数字”印を、精成社から西尾土族生産所となる前後には“□+漢字”印を（あるいは“□+カナ”印もか）、生産所時代には主に“漢数字”印を識別印として用いていたことになる。これらの使用時期はおそらく互いに重なり合っていて、中には長く使われ続けた印もあるだろうと思う。いずれにせよ短い期間のうちに頻繁に新パターンの識別印を採用していたことになるが、同じ頃三河で操業していた**市古工場**でも同様の変化が見られるので、頻繁な更改は普通のことであったのかも知れない。どちらの工場の識別印も小型で繊細な線であるために、摩耗が早く、頻繁に取り替える必要があったものと思う。また異形煉瓦の形状指示も“カナ表記”から“英字表記”に変化したことが推測される。

刈谷分局の刻印も見ておく。東洋組時代の印はすでに述べた。天工会社時代には西尾と同様の印を作ったことが想像されるが現物は確認されていない。ただし瓦については「天工会社／刈谷工場」の印を打刻したものが千葉県市川市・旧千葉県血清研究所建物で見つかっている。

る（赤レンガをいかす会『市川国分台の赤レンガ建造物』p. 20）。この建物は明治18・19年に陸軍教導団の施設が作られ、後に野戦砲兵第一連隊・第十六連隊の駐屯地となってその兵器庫として使用されていたものだ。建造年は不詳だが、瓦については明らかに明治18年中の製造だと言える。

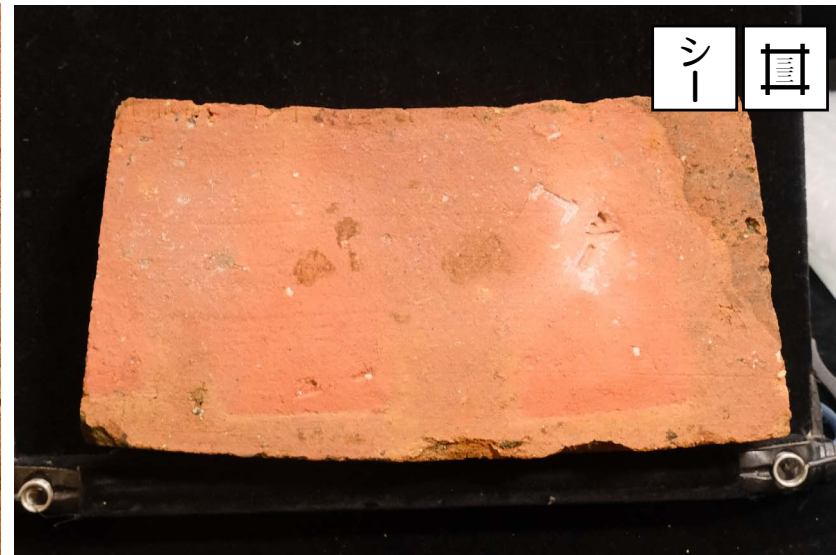
刈谷工場は刈谷藩家老であった大野定の斡旋によって始まり、その弟の大野介蔵が経営を引き受け、東洋組解散後も大野工場（大野就産所）として運用し続けた。その関係から大野工場は大野家の家紋である井筒印を工場の証として掲げていたことが確かにわかっているが

（例えば大正14年『大日本帝国商工信用録40版』に社章掲載がある）、ではその印を使い始めたのはいつ頃かということ、案外はつきりとはわかっていない。

筆者の調査では明治18年11月に竣工した赤坂川橋梁の橋脚の瓦礫とみられる転石に「井筒十三」や「井筒十三三」が検出されており、かなり早い時期から井筒印を使用していたと推測される。確かにこれが赤坂川橋梁の初代井筒から出胎したものであるならば、西尾工場よりも先に鉄道局との取引が始まっていたことになるわけだが、該煉瓦は厚58mm前後の普通厚で、西尾が独占的に供給したという「大型煉瓦」ではなかった。後に3インチ厚の煉瓦も手掛けてはいるが（例えば湖東線屋ノ棟川隧道跡で井桁印のある3インチ厚煉瓦を検出している）そうなるのは少し後



右刻印拡大



赤坂川橋梁 9ft 円形井筒用扇形異形煉瓦「シー」 + 「井筒十三三」

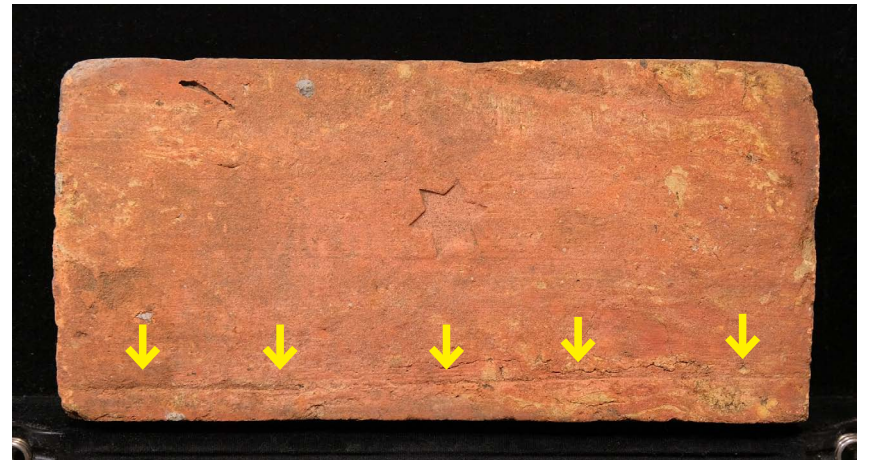
のこのようである。

赤坂川橋梁跡で採取した煉瓦には扇形異形煉瓦に井筒印と形状指示印“シー”を打刻したものがあつた（前掲写真）。赤坂川橋梁は敦賀線の延伸として建設され、次の工事である中山道線（大垣〜名古屋間）や東海道線の建設では井筒用異形煉瓦の規格化が徹底し、形状指示も“エー”“ビー”“シー”のようなカナ表記が納入各工場で共通して使用されることになる。その先駆けとなるものが敦賀線延伸の頃からあつたことがわかるわけである。右煉瓦の平面形状と、それを“シー”と表示することは中山道線以降も継承されたようだが、それ以外の異形煉瓦の形状は一致しない。また煉瓦厚もそれまでのデファクトスタンダードだった2<sup>1</sup>/<sub>4</sub>系を採用している（3インチ厚が採用されるのは中山道線以降）。井筒用煉瓦の規格化はこの頃はまだ試行錯誤段階であつたことが窺える。

なお、大野介蔵の長男・大野一造が記した自伝『迎喜寿我足跡』に、この頃の経緯や納入に際してのエピソードが記されているが、大事なところで記述が曖昧で、解釈に苦しめられる。鉄道省納入が上手く行ったことに勇気づけられ、事業を継続するため、岸和田から窯焚きの職人を招いて窯を作り直したという記述もその一つである（同書p.9）。東海道線構造物から検出された井筒印の煉瓦は確かに岸和田系の特徴を有していて、岸和田から技術移入があつたことを窺わせるのだが、右記書では鉄道局納入の後ということになっていて矛盾が生じてしまうのであつた。「岸和田系の特徴」とは（これは岸和田に限ったことではなく関西全域の古煉瓦に言えることだが）平の一方に深さ1、2ミリの顕著な筋がついていることで、同時期の西尾土族生産所や東洋組刈谷分局時代の製品にはこれが見られない（丁寧に再整形して消してある）。而して平の両面を丁寧に仕上げているのは関東煉瓦の特徴であつた。胎土の調製にしてもそう、西尾土族生産所の製品に比べ刈谷の井筒印煉瓦は比較的均質で、赤く発色した中に長石・石英の白い

石粒がよく目立つが、これも岸和田煉瓦の胎土を彷彿とさせるものがある。刈谷の土がたまたま似ていたのか、それとも土の選び方調製の仕方まで岸和田煉瓦の職人に学び直したのか。

些細なことのように思われるかも知れないが、こうした相違は追求しがいのある重要な問題だと思っている。東洋組を創始するにあたって小菅集治監の小倉常祐が指導に入っていたから、草創期には関東風の製造法が行なわれていたものと思われ、事実「西尾分局」印の煉瓦も「刈谷分局」印の煉瓦も両の平を丁寧を整えていた形跡がある（関東風の仕上げ方）。その一方で撫で板による擦過痕は残っていて（関東風の製法の痕跡）、関東技術の完全移植ではなかったことが窺える。そして西尾工場では生産所になってもその製法が引き継がれていったらしい一方、岸和田から職人を招いた刈谷ではそれ以降製造法が変わった可能性があるわけである。西尾のほうも仕上げはそのままでの調製方法に変化があった節がある。西尾の3インチ厚煉瓦を割ると白い粘土が層をなすようにして含まれていることが多い。この白い粘土層（白斑）の含有は関西地方を中心とする西の煉瓦によく見られる



Y線の例（大阪・津守煉瓦）



刈谷分局時代の煉瓦 表裏（刈谷市司町転石）



西尾分局時代の煉瓦 表裏（田原分局近傍転石）

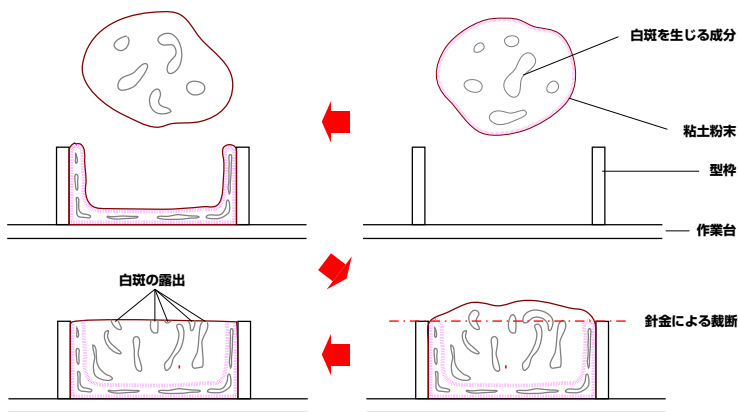


白斑の例（天竜川橋梁使用“シー”+“□青”）

ものだ。要するに、関東の煉瓦製造技術と関西のそれが中京地区で出会って混交した形跡があり、その増塙として東洋組の存在があったという見方ができるわけである。さらにいえば白斑の生じるような原土を使うことが西の方へ伝搬していった可能性もある。関西でこの手の煉瓦がよく見られると書いたが、それらは明治20年代の中・後半期の製品顕著で、それより以前の煉瓦では逆に無白斑の（岸和田煉瓦系の）胎土であることが多いのだった。どれも同じような外見をした煉瓦だが、突き詰めて見ればこのような異なる地方性がある。それがどのようにして生じたのかを検討すれば技術伝搬の経路を明らかにできるかも知れないわけである。

白斑を生じるような土で作られていても、その白斑が煉瓦の表面、特に小口や長手に露出していることはまずない。あつたとしても平の一方だけである。煉瓦は基本的に平積みに積むものなので、小口や長手の見栄えさえよければ十分であり、そのために慮を配った結果であるのだろう。例えばよく混練された粘土を別に用意しておき、それを型枠の内側や底になる部分（作業台面）に貼り付けたうえで白斑を生じる粗選の粘土を充填するとか、粘土をよく乾燥させ、粉末にしてよく混ぜ合わせたものを粘土にまぶして型枠に詰めるとか。煉瓦を裁断して白斑の入り方を観察すると、断面三方を囲むような形、ちようど

「口」字のごとくに斑が入っていることが多い。これは投入した粘土を型枠や作業台に沿って擦り動かしたことで、すなわち函型に成形したことを物語っている。下右写真がその例である。そうやって流動しているのにも関わらず白斑が長手小口に現れていない（極端な場合には表面から1ミリもない位置に薄く伸ばされて層をなしている）のは、精製粘土紛でコーティングするようなことをしていたためであるはずだ。而してそのような煉瓦でも平の一方には白斑が露出しているのを常とする（左写真）。これは型詰め作業の最後に型枠に詰めて溢れた部分を針金で削り取る作業をするためだろう。一見無造作に作られているように見える煉瓦も、仔細に見ればそのような手数がかけられていたことがわかる。そしてそのような工夫がどこで生まれたかについて、中京の煉瓦は大きな示唆を与えてくれるわけである（関東では関東ローム層の土を使うことが多かったのですがこのような白斑を生じない。小倉常祐が伝えた製法もそんな土を使った製法であったはずで、伝承後に中京の粘土に合わせて変わっていったのは間違いないだろう。事実田原分局近くで採取した「西尾分局」製品には若干だが両の平に白斑が露出している。関東風の製法が抜け切らなかつた頃の作りと言えるかも知れない）。



白斑の例（同右）



白斑の例（成山第二低部砲台“十四”）



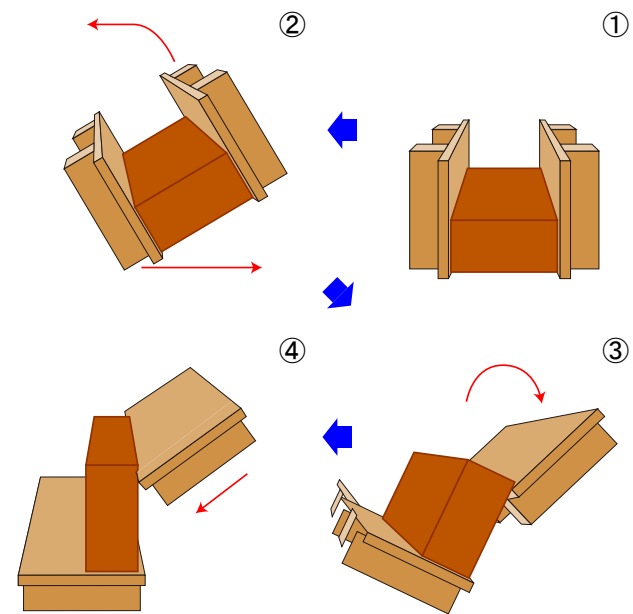
東洋組時代の製品について、関東煉瓦の特徴と関西煉瓦の特徴を合わせ持つていることは『交詢雑誌』煉化石問答の節でも述べた。叩き板による整形(関東風)をしなかったために撫で板による擦過痕が残っている(関西風)と推測したものである。このことに思いを巡らせているうち、そのような違いが生じた理由が「煉化石問答」の中から読み取れることに気づいたので、冗長を承知で書き残しておく。

「煉化石問答」には要する道具の数量と価格がこと細かに記されている。ここに「叩き板」がないことはすでに述べたが、「煉瓦抜板」を2088枚も用意することになったことも引つかかっていた。その理由を考えるため、『煉瓦要説』に説かれている製法(＝関東における標準的な製法)に則って手順を再現してみると、面白いことがわかる。

煉瓦抜板は型枠で整形した粘土(煉瓦素地)を取り並べておく板である。幅1尺長3尺とあるので一枚につき5個の素地を取り置くことができたと思われる。そうやって煉瓦抜板に取り並べ、仕上方に送り、何らかの仕上げを施して、今度は屋内の乾燥場へ送る。屋内乾燥場では抜板に素地が載った状態で積み重ね――両端に屑煉瓦を小端立てに置いて素地が潰れないようにする――、充分乾燥したところで屋外の乾し場へ送るわけである。屋外乾し場では素地を算木様に積んで乾燥する(「問答」にある「乾し台」に積み替える)。

「煉化石問答」は日に3000個強を製造することを想定している。具体的には型詰め方8人が一人435本を製造するとして3480個。それを取るのに必要な煉瓦抜板は、1枚につき5本置きとして696枚になる。必要数としている2088枚は、ちょうどその3倍にあたるわけである。これは則ち、屋内乾燥に3日間をかけていたということだ。4日目に屋外へ送り、乾し台に移し替え、空いた煉瓦抜板を型詰め方に戻せば定常的にサイクルを回すことができる。

関西の煉瓦工場で働いていた方に話を伺った時には、屋内乾燥場での乾燥は一昼夜かそこらであったと聞いている。またこの乾燥の途中で素地をひっくり返す作業をした。抜板に取った煉瓦は平の一方を下にしているので、その面の乾燥を促すためにひっくり返す必要があったというのだ。生乾きの状態の煉瓦を扱うその作業のために平の一方に筋状の傷がつき、それが残ったまままで焼かれるためにY線が生じるものと私は理解している——白斑のところ



Y線の生成過程（推定）

で示した手順を続けければ、針金で削ったあと、型枠ごとひっくり返して底面の平の撫で仕上げをする（粘土が型枠の隅に行き渡っていないことがあるためである。型詰め中はその面がどう仕上がっているか確認することができない）。その状態で抜板に移し、型枠を外せば、白斑は“口”型をなして置かれた状態になる。それを右手順でひっくり返せば“口”型に戻って、白斑の露出した面が上になる。而してY線はほぼ100%、白斑の露出している平のほうについているのだった。

それからすると3日の乾燥は充分過ぎるようである。それはきつと、関西のように途中でひっくり返すことをせず、全体が自然乾燥するまで待ったためだろう。乾燥場を送る前に仕上げの行程があるので、ひっくり返す作業で傷をつけてしまうと仕上げ作業が無駄になってしまう。関西では右仕上げに相当する行程がなかった節があり、故にひっくり返しの作業で平に傷がついても無頓着でいられたものと思う（構造物に組んでしまえば平の面は隠れて見えなくなる。煉瓦刻印が平に打刻されることが多いのもそのためである）。

東洋組の製品には撫で板による擦過痕が残り、しかしY線が残って

いるものはない。それはつまり、叩き板による仕上げをせず、また仕上げ作業後にひっくり返すことなく屋内で十分に乾燥させたため、ということになりそうである。さらにいえば仕上げ方が（叩き板ではなく）撫で板による撫でで仕上げていたと見れなくもない。型詰め方は型枠に粘土を詰め、溢れた粘土を針金で削り落とす程度、いわば「四角い粘土塊を作る」までで、それ以上は仕上げ方の仕事であったのかも知れぬ。そのほうが型詰め方は力仕事に集中することができるし、仕上げ方は仕上げ方で繊細な作業に注力し続けられるだろう。

但しそうすると「いつ、誰が刻印を押したのか」ということが問題になってくる。先述した各種の副印は煉瓦を抜いた者を特定するためのもので、すなわち型詰め方が押したものと想像していたけれども、その後叩き板による整形をしたとすれば打刻はすり潰されてしまうに違いない。東洋組や西尾土族生産所の刻印は鮮明なものが多いので、だとすれば仕上げ方が作業の最後に押したものということになるが、そうやって誰が仕上げたかを区別する必要も乏しいように思われる（主印については仕上げ方が押す意味があつたかも知れない。仕上げ方の作業が煉瓦の最終形状を左右することになるので。最初期の「煉化石製造規則」では仕上げ方が置かれていなかったことや、件の問答が東洋組末期の作業形態に基づいて書かれていることを考えれば、最初期の製品に副印があるのに「西尾」印や「西尾分局」印に副印が伴うものがないのは型詰め方の打刻を廃して仕上げ方の主印打刻のみにしたためだと説明できなくもない）。

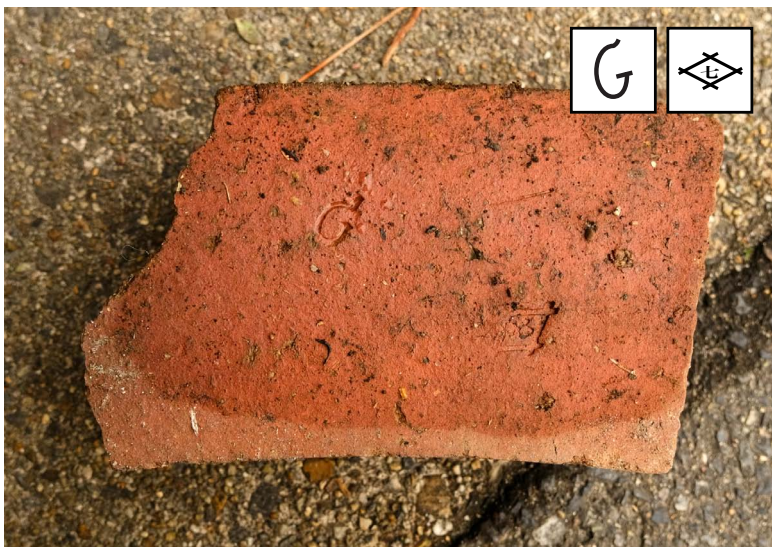
一つ確かに言えるのは、平の刻印はY線や白斑の露出がない整った平のほうに押されていることがほとんどだということである。東洋組系列のように平の一方にしか押さなかった工場では確実に“口”の上面に押した形になっている。型詰め方が作業を終えた直後や屋内乾燥場に運んだ時点では“口”型に置かれていて、その時点では打刻可能な柔らかさがあるうえ、型詰め方の最後の撫で作業によって平滑に整

えられているわけだから、打刻するタイミングとしてもうってつけだろう。それを誰がやったかが断定できないだけである。

いずれにせよ、刻印をどの段階で打刻したのか、何の目的で打刻したのか、明白そうではつきりとはわからないのは、独り東洋組だけに限ったことではなく、そこまで懇切丁寧に作り方を記録した文献もない。半ば考古学的手法で製造法を再現してみるしかないのである。

刈谷の製品についてももう一つ二つ述べておかなければならないことがある。東海道線工事のハイライトであった天竜川橋梁では長径24 ft・短径12 ftという大型楕円形井筒が採用されているが、その建造には円形井筒用のA・E形状の異形煉瓦に加えて撥形F・扇形Gを特に設計して用いていた節がある（形状指示印として「F」「G」を打刻）。現時点で見つかっているF、G形状の異形煉瓦はすべて井筒印を伴っており、その製造を刈谷工場が担当していたようである（大型楕円形井筒は富士川橋梁、大井川橋梁、天竜川橋梁に採用されたが、前2者は東部工区に位置している、この工区で使用する煉瓦は鉄道省直営の煉瓦工場が供給したとみられる）。

このことを裏付けるように刈谷市街でも「F」「G」刻印煉瓦が見つかったが、それには正体の井筒ではなく



大型楕円井筒用撥形異形煉瓦「G」 + 「井桁+七」、撥形異形煉瓦「F」 + 「井桁+廿一」（刈谷市司町転石）

平体のかかった菱形、則ち井桁で漢数字を囲った印が添えられていた。天工会社でなくなった直後の刈谷工場は井筒・井桁を区別なく用いていたらしいのだ。主印の形状がここまで大きく変化することは他に例がなく（井筒が家紋であるならなおさらであるだろう）井筒でないからといって切り分けてしまわないよう注意しなければならぬ。

前章で述べたように大野工場は地域を代表する煉瓦工場へと成長を遂げた。他の工場が早くに廃絶した一方、刈谷工場は大野工場となって昭和7年頃まで存続している。その間ずっと井筒印を使用し続けているが、その期間の精密な分析はできていない。後になるほど井筒の大きさは大きくなり、また若干縦長になっていく傾向があるようだ（下写真。木曾川橋梁の複線部・明治42年に使用されていたものとみられる瓦礫より）。



木曾川橋梁複線部瓦礫「井筒+卍」

ほとんど稼働することなく終わった岡崎分局はどうだろう。岡崎分局の設立については地元地誌でも取り上げられておらず、その存在すら忘れられているような状態だが、工場跡地の探索では左記三つの特徴的な煉瓦を検出することができた。

- ① 3インチ厚の大型煉瓦に漢数字「七」を打刻したもの
- ② 2-1/4インチ厚と見られる生焼けの無刻印煉瓦
- ③ 3インチ厚撥形異形煉瓦の断片（「イー」の長音記号部分が残存）

①は西尾工場で用いられていた「漢数字」添印と同系統のもの（完

全一致かどうかは未確認)。③は撥形異形煉瓦の撥先側約1/3の断片で、長音記号らしいものが刻印されている。撥先幅がE形状と一致するので、全体では“イー”と打たれていたと推測されるものである。いずれも西尾工場の製品と同じ特徴を有しているが、仮にそうだとすると明治20年以降の製品ということになり、東洋組岡崎分局建設のために持ち込まれたものではないことになる。また岡崎工場は東海道線から離れた場所にあったので東海道線工事用煉瓦の残余とも考えにくい。そのくせ該煉瓦は焼損の程度が激しく、製品として流通したもののようにも見えないのだった。この検出状況に妥当な説明をつけるとすれば、東海道線工事の際して岡崎工場が復活し、多少なりとも煉瓦製造を行っていたことを想像するほかない。岡崎分局での土管・煉瓦製造は西尾分局から派遣された経験者が指導したことが公文書にあるので、その繋がりでも西尾から再び協力があり、その頃製造していた煉瓦を持ち込んで窯を再建したとか、西尾土族生産所の分工場として生産が行なわれていたか……だ。

②はほとんど未焼成に近い色合いの煉瓦で、風化も激しく、表面には火の通っていない原土とみられる土が付着している。強いて言えば



岡崎市菅生町転石 刻印断片 (③)



岡崎市菅生町転石「七」(①)

西尾で採取した西尾分局印の煉瓦に似ていて、あるいはこれが岡崎分局時代の製品か、その窯を構成していた煉瓦の一つかも知れないと勝手に想像している。三工社の所在したという旧三宅村地域（乙川左岸／六名周辺）も歩いてみてはいるが古煉瓦すら見つけれなかった。名鉄沿線として開発が進み、町の姿が一変してしまっているようである。

田原分局はセメント製造だったので煉瓦とは無縁と思われるかも知れないが、その施設の建設に煉瓦が用いられていたことを示す記録がある（公文書『貸下金決議留』75、3、23、n43）。曰く石灰焼窯（根敷3間8寸四方高さ3丈）、水干器械（直径2間半の円形の混和器械場）などが煉瓦造であった。東洋組分局の中で最も遅くに完成しているのでその煉瓦は他分局で製造したものであったろう。事実工場所在地のそばを流れる沢の底で「西尾分局」印の煉瓦を一つ採取している。工場があった場所はいまJAの倉庫施設になって往時を留めていない。たった一個のこの煉瓦だけが田原分局のあった証というのは、少し寂しい。



田原市二ツ坂転石



岡崎市菅生町転石（左）と西尾分局煉瓦（右）の比較（②）

以上、東洋組の実像とその製品を掌握するために長々と書き立てた。私が東洋組について知り得たことはほぼ書き尽くせたと思っている。しかし網羅の取り零しを恐れた余りに単なる情報列挙になってしまったような気もしないでもない。ただ引用するだけでなく、それがどういう意味をもつかや、それと他の情報がどのような関係にあるか、については自分の力の及ぶ限り付言したつもりではいる。それがかえって理解を妨げないことを願うばかりである。

ここまで書いたのであれば「東洋組とは何だったのか」をひとくさり打って締め括るほうがサマになるのだろうか（それが知りたくて調べ始めたのでもあるし）、歴史家でもなんでもない私がそれをやったところで価値あるモノにはならなだろうし、何よりわからずじまいに終わったことも多く、纏められる自信がない。それだったら情報提示の羅列で終わったほうが誰かの情報探索の手間を省ける可能性がある。があるだけ有益だろう。

最後にひとつだけ、自己完結したために書くタイミングを失ったことを書いて終わる。東洋組は土族授産を旗印に掲げていたので、当時政府が行なっていた土族授産事業の支援を受けることができたはずなのだが、そのような制度を利用した形跡は見られなかった。借財はあくまで県に対して申請され、県も地方税をもって応えている。砲台建設に煉瓦を供給するというような国家的事業に関わるものならなおさら国の支援を受けていても良かったのではないか。そんなことを漠然と思っていた。齋藤が個人の事業として興したことが関係しているのかと想像したこともあったが、明治10年代初頭に名古屋の商人が立ち上げた土族授産工場・愛知物産組（土族階級の婦女子の就労を専らとして綿フランネルや緞通などを製造。同じ時期に県が土族婦女子に綿



織物を伝授する織工場が設立されていて、その修了者が働く場所として愛知物産組が設立された）などは内務省から士族授産関係の貸付金を受けているので土俵は同じだったものと思う。

士族授産の歴史が学べる書籍に、吉川修造著『士族授産の研究』がある。昭和戦前期に初版が出たような古い本だが、今日でも参考文献として挙げられることがあるような本である。読んでみると確かによくまとめられていて素人にも理解しやすい。興味のある方は一読をおすすめする。

同書によると、東洋組が操業していた頃には次のような貸付金制度があった。

#### ① 起業基金（明治12年3月～15年12月）

明治11年5月に起業公債を発行し、それによって得た資金1000万円を基金として殖産興業目的の事業に貸付。はじめは一般事業と士族授産事業を分けずに貸し付けていたが、後に150万円を士族授産資金として分離。これを全国各府県の士族の人口に応じて按分し、府県ごとに貸付金の限度額を設定して、府県から申請があればその範囲内で貸し付けた。一般事業に対する貸付（勸業経費部門より支出されたもの）も士族授産に関連する貸し付けが多かったとされる。はじめ内務省が管理、のち明治14年6月に農商務省に移管。

#### ② 勸業委託金（明治14年12月～18年6月）

起業基金の不足を補うために新たに請求した予算をもとにして、起業基金と同様の方法で貸付。

#### ③ 士族勸業資本金（明治16年1月～23年3月）

一般士族や廃禄士卒の救済を目的として設立。年50万円を一般会計から支出し、農商務省に委託して、これを府県を

通じて貸し付ける。貸付の対象は、甲「家禄の処分に胚胎して起業資本金を拝借せんとする者へ資本貸下」、乙「自ら奮て起業を為す者へ資本貸下、及極貧者自ら起業し能わざる者を資力ある農商有志者義済勸業奨励に充つべきもの」、丙「北海道へ移住請願者の資本貸下」の3種として、乙種は①②と同様の府県ごとの限度額を設定した（則ち①②の貸付を増額するもの）。

先述の愛知物産組が受けたのは①の起業基金で、同書巻末にある土族授産金一覧表にもそのことが載っている。福島県郡山市の安積開拓も①の資金を受けて始められたが後年には③による貸付も加わった（というように国の制度を利用した貸下金はその貸下先が同書によって明らかにされている）。

東洋組創始の頃にこれらの貸下金制度があったわけなので、最初からそれを利用していれば“東洋組事件”のような騒動にはならなかっただろうに思うわけである。けれども、東洋組がこれを利用しなかった理由は確かにあった。『土族授産の研究』によれば、こうした国の貸付制度は審査が非常に厳格で、申請から交付までに時間もかかったという（p. 185）。東洋組が土族授産を標榜し、西尾に工場を設けようとする頃には、すでにあらゆることが逼迫していた。運転資金は言わずもがな、陸軍省に納入しなければならぬ煉瓦も数が不足しがちで、とにかく急ぎ生産を始めなければならなかった。そのような状況だったために、実際に貸し下げられるまでに時間のかかる国の支援制度は利用したくてもできなかったのだろう。

（これに関連して一言。精成社が西尾土族生産所となる時、勝間田県令は運転資金として5000円の貸下げを約束していたが、別ページにその出処が農商務省であったことが書かれている（p. 124。5000円一括が認められず、18年度に3000円、19年度に

2000円という分割になったとある」。ただし『士族授産の研究』にある士族貸下金一覧表には西尾士族生産所への貸下金が見当たらない。最終的には県からの貸し下げに変更されたのかも知れない)

一連のことを調べていくなかでつくづく思ったのは、旧士族階級が  
いかに劇的な変化を経験したか（経験させられたか）ということだっ  
た。つい10数年前まではチョンマゲに二本差し姿でふんぞり返ってい  
られたのが、その地位を失い、明日の糧にも苦勞するような生活に陥つ  
て、慣れない仕事に就いて苦勞したり、それを支援する制度を国が設  
けなければならなかったりした。明治維新の立役者となれた一握りは  
政府の要職に就いて安泰でいられたかも知れないが、大多数はその余  
慶に与ることもなく、土を捏ねたり運んだりする賃仕事に身をやつし  
て苦しんでいたわけである。変化の速さについていけず落伍していっ  
た人々も多かったことだろうと思う。今の世の中も物凄い速さで価値  
観が変化し、常識の更新を求められ、その変わりようには目眩を覚え  
るほどだけれども、時代に翻弄されるという意味では明治初めの10数  
年間に旧士族が経験したのに比べればまだマシに違いない。生きた時  
代も身分も違うけれども、同じように世間に翻弄された仲間だとい  
う気がしてくる。

そんなだから、彼らが作った煉瓦も「ただの煉瓦」と思うことがで  
きない。自分と似た境遇の誰かが百数十年前に作った煉瓦であり、今  
日の命を繋ぐために汗水流して作った煉瓦である——それが世の中  
の役に立つかどうかは、恐らく思わなかったものと思う。できるだけ  
多くの日給を得るために無我夢中で作った数百個のうちの一つ、と想  
像するほうがより強く共鳴できる——。それが風雪に耐え災害に耐  
えて今日まで残っているのは奇跡だし、そんな一つを私が手にして、

その由来を尋ねてみることも奇遇であるだろう。

彼らが興した事業は残念ながら長続きしなかったけれども、作った煉瓦や瓦は確固として残り、うち幾分かは今でも鉄道線路を支えている。国の関鑰とまではいかないにしても、その発展を裏で支えてきたわけである。その貢献に報いるという意味でも、もう少し、東洋組やその関連工場の製品にスポットライトが当たっていいのではないだろうか。

〈了〉

## この記事の感想をお聞かせください。

公式サイトアンケートのほか、下記フォームからお送りいただくこともできます。みなさまのご意見、お待ちしております！

### 1. この記事はいかがでしたか？

←つまらない・役に立たない    ふつう    おもしろい・役に立つ→

1            2            3            4            5

### 2. コメントをどうぞ！

(空欄でも結構です。内容は「日本の廃道」公式サイトや本誌で公開する場合があります。公開を希望されない場合は「公開不可」にチェックを。)

公開しない

次号発行まで保留